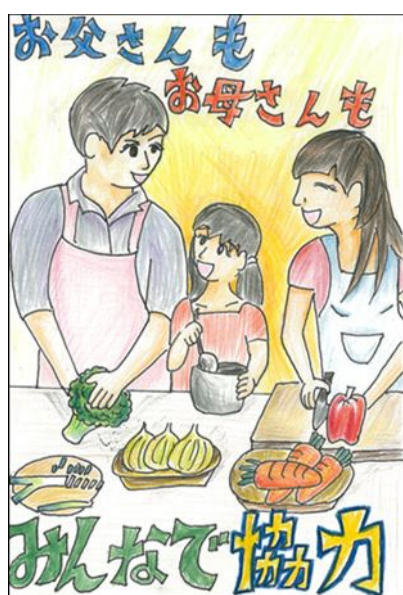


平成30年度版

# あいちの男女共同参画

(平成29年度年次報告書)



平成29年度「はがき1枚からの男女共同参画」最優秀作品

認め合う 個性が輝く 参画社会



本書は、愛知県男女共同参画推進条例第14条の規定に基づき、平成29年度の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告を行うものです。

## 構 成

### 第1編 愛知の男女共同参画社会形成の状況

データから見た本県の現状について、グラフや表を用いて解説しています。

### 第2編 男女共同参画施策のあらまし

平成29年度に実施した本県の男女共同参画施策について、「あいち男女共同参画プラン2020」の施策体系に沿って取りまとめるとともに、プランの数値目標について、現況値を掲載しています。

### 第3編 市町村男女共同参画施策のあらまし

市町村における男女共同参画計画の策定状況等、推進状況を取りまとめました。

# はじめに

人口減少や少子高齢化の進展、グローバル経済の一層の進展など、社会情勢が大きく変化する中、本県が持続的に発展し、安心・安全で活力ある地域づくりを進めるためには、性別にかかわらず、すべての人が個性と能力を発揮して、あらゆる場面で活躍することができる多様性に富んだ男女共同参画社会の実現が不可欠です。

本県においては、平成14年3月に制定した「愛知県男女共同参画推進条例」と、平成28年3月に策定した「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を両輪として、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を推進しています。

「あいち男女共同参画プラン2020」では、「女性の活躍」を重点目標の一つとして明確に位置づけるとともに、「男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進」を基本的施策の一つに掲げるなど、3つの重点目標と10の基本的施策を盛り込むとともに、施策の進捗状況を表す40の指標のそれぞれに具体的な数値目標を掲げました。

平成29年度には、目標を達成した項目の目標数値を上方修正するなど、男女共同参画社会の実現に向けて、一步一步着実な取組を進めているところです。

本書は、愛知県男女共同参画推進条例第14条の規定に基づく年次報告書として、本県が平成29年度に実施した男女共同参画施策の実施状況等をまとめるとともに、本県の男女共同参画社会形成の状況について記載したものです。

本書が、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に関する理解と認識を深めていただく一助となれば幸いに存じます。

平成30年10月

愛知県知事 大村 秀章



# 目 次

## 第1編 愛知の男女共同参画社会形成の状況

基本データ	1
Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識改革	7
Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の促進	8
Ⅲ 安心して暮らせる社会づくり	14
計画の推進	16

## 第2編 男女共同参画施策のあらまし

1 愛知県の男女共同参画行政推進体制について	17
2 「あいち男女共同参画プラン 2020」の施策体系	18
3 男女共同参画施策	
重点目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識改革	
基本的施策1 男女共同参画の理解の促進	19
基本的施策2 子どもにとっての男女共同参画	20
重点目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の促進	
基本的施策3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	21
基本的施策4 様々な分野における男女共同参画の推進	23
基本的施策5 男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	27
基本的施策6 就業環境の整備	28
基本的施策7 女性への就業支援	31
重点目標Ⅲ 安心して暮らせる社会づくり	
基本的施策8 人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援	33
基本的施策9 女性に対するあらゆる暴力の根絶	37
基本的施策10 生涯を通じた健康づくりの支援	39
計画の推進	
(1) 推進体制の整備・充実	40
(2) ウィルあいちを拠点とする推進	42
4 「あいち男女共同参画プラン 2020」に掲載している数値目標及びその現況値	44
5 県審議会等（法令・条例設置）委員への女性の登用状況	46

## 第3編 市町村男女共同参画施策のあらまし

### 参考資料

1 男女共同参画社会基本法	57
2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	60
3 愛知県男女共同参画推進条例	66
4 男女共同参画に関する年表	69
5 男女共同参画関係施設等	74
6 市町村男女共同参画施策担当課室一覧	77

# 図 表 目 次

掲載事項	表	図	ページ
<b>第1編 愛知の男女共同参画社会形成の状況</b>			
<b>基本データ</b>			<b>1</b>
人口の推移	表1	図1、図2	1～2
男女別人口比率		図3、図4	2～3
生涯未婚率の推移	表2		3
未婚率の推移	表3	図5	4
平均初婚年齢の推移		図6	5
婚姻・離婚の件数及び率の推移	表4		5
合計特殊出生率の推移		図7	6
一般世帯の家族類型別割合の推移		図8	6
<b>I 男女共同参画社会に向けての意識改革</b>			<b>7</b>
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方		図9-1、図9-2	7
<b>II あらゆる分野における女性の活躍の促進</b>			<b>8</b>
審議会等委員への女性の登用率の推移		図10	8
県職員の管理職に占める女性割合の推移		図11	8
地方議会に占める女性割合の推移		図12	9
自治会長に占める女性の割合		図13	9
労働力人口	表5		10
労働力率		図14	10
平均勤続年数	表6		11
所定内給与額	表7	図15	11
農業委員に占める女性の割合の推移		図16	12
女性医師の割合の推移		図17	12
週労働時間が60時間以上の就業者の割合		図18	13
子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴		図19	13
<b>III 安心して暮らせる社会づくり</b>			<b>14</b>
要介護者から見た主な介護者の続柄		図20	14
DV相談件数の推移		図21	14
平均寿命の推移	表8		15
がんの部位内訳		図22	15
<b>計画の推進</b>			<b>16</b>
市町村の審議会等委員への女性の登用率の推移		図23	16
市町村の男女共同参画計画策定率の推移		図24	16
<b>第2編 男女共同参画施策のあらまし</b>			
「あいち男女共同参画プラン2020」に掲載している数値目標及びその現況値			44
県審議会等（法令・条例設置）委員への女性の登用状況			46
<b>第3編 市町村男女共同参画施策のあらまし</b>			
条例制定状況			47～48
個別計画策定状況			48～50
行政委員会委員への女性の登用状況			51
女性の市町村長、副市町村長、教育長、議長の就任状況			51
市町村における男女共同参画行政の推進状況			52～55
主管課室、行政推進会議、職員研修、懇話会、条例、個別計画、女性団体	別表1		52～53
審議会等・行政委員会・市町村議会の女性の登用状況	別表2		54～55

## 基本データ

## 1 人口

平成29年10月1日現在の人口は7,526,911人、うち女性は3,760,990人で、男性より4,931人少ない。(表1)

年齢3区分別人口の割合をみると、15歳未満の年少人口の全体に占める割合は減少傾向にある一方、65歳以上の老年人口の割合は増加している。(図1・図2)

また、男女人口比率では、64歳までは男性の割合が女性を上回っているが、65歳以上では逆に女性の割合が男性を大きく上回っている。(図3)

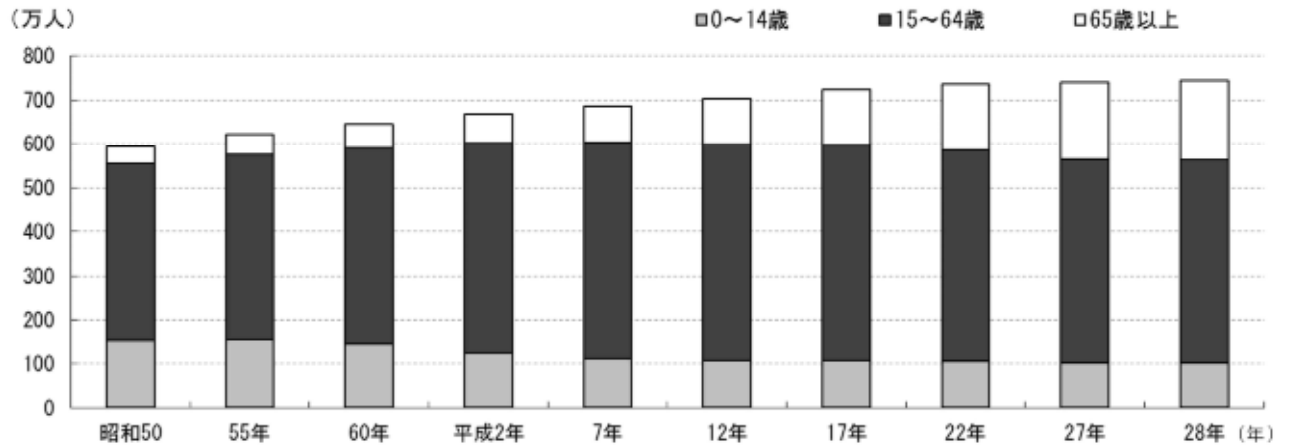
人口ピラミッドでみると、近年の出生者数の減少によりピラミッドのすそが次第に狭まり、「ひょうたん型」に近い形になっている。(図4)

表1 年齢3区分別人口の推移

		総数(人)				割合(%)		
		総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
女性	昭和50年	2,957,181	749,068	1,999,493	208,404	25.3	67.6	7.0
	55年	3,109,332	757,244	2,089,215	262,351	24.4	67.2	8.4
	60年	3,226,448	705,045	2,200,786	319,638	21.9	68.2	9.9
	平成2年	3,335,776	603,488	2,339,593	389,207	18.1	70.1	11.7
	7年	3,429,156	547,081	2,404,704	474,670	16.0	70.1	13.8
	12年	3,517,602	527,761	2,402,418	579,363	15.0	68.3	16.5
	17年	3,615,710	521,468	2,384,507	697,140	14.4	65.9	19.3
	22年	3,706,499	519,487	2,334,108	827,335	14.1	63.4	22.5
	27年	3,742,284	498,001	2,237,679	971,853	13.3	59.8	26.0
	28年	3,751,696	494,938	2,229,075	992,961	13.3	60.0	26.7
	29年	3,760,990	-	-	-	-	-	-
男性	昭和50年	2,966,388	787,888	2,010,764	167,235	26.6	67.8	5.6
	55年	3,112,306	798,115	2,113,090	199,862	25.6	67.9	6.4
	60年	3,228,724	741,684	2,257,381	227,585	23.0	69.9	7.0
	平成2年	3,354,827	633,295	2,445,228	267,076	18.9	72.9	8.0
	7年	3,439,180	573,911	2,514,391	344,356	16.7	73.1	10.0
	12年	3,525,698	553,519	2,512,439	440,636	15.7	71.3	12.5
	17年	3,638,994	548,030	2,516,565	551,422	15.1	69.2	15.2
	22年	3,704,220	545,767	2,457,337	664,750	14.9	67.0	18.1
	27年	3,740,844	524,531	2,380,978	788,910	14.0	63.6	21.1
	28年	3,755,995	521,236	2,382,444	805,915	14.1	64.2	21.7
	29年	3,765,921	-	-	-	-	-	-

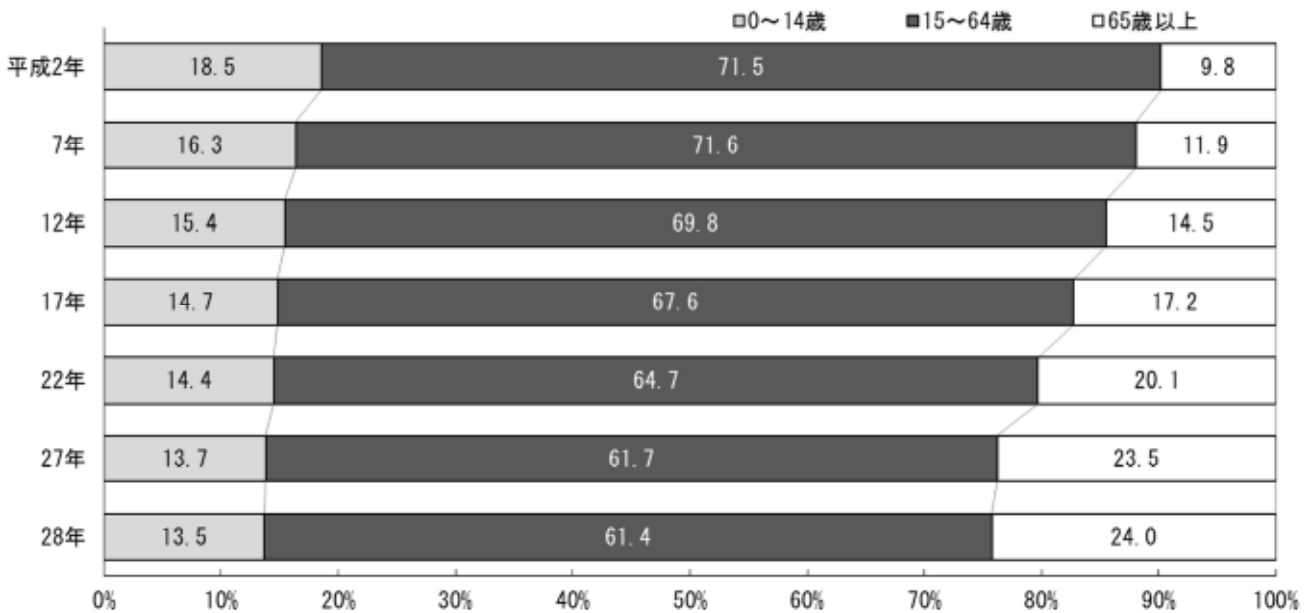
※各年10月1日現在 ※年齢不詳があるため、年齢別の合計は総数と同一にならない。  
資料：平成28、29年は県民文化部「あいちの人口」、それ以外は「国勢調査」(総務省)

図1 年齢3区分別人口推移



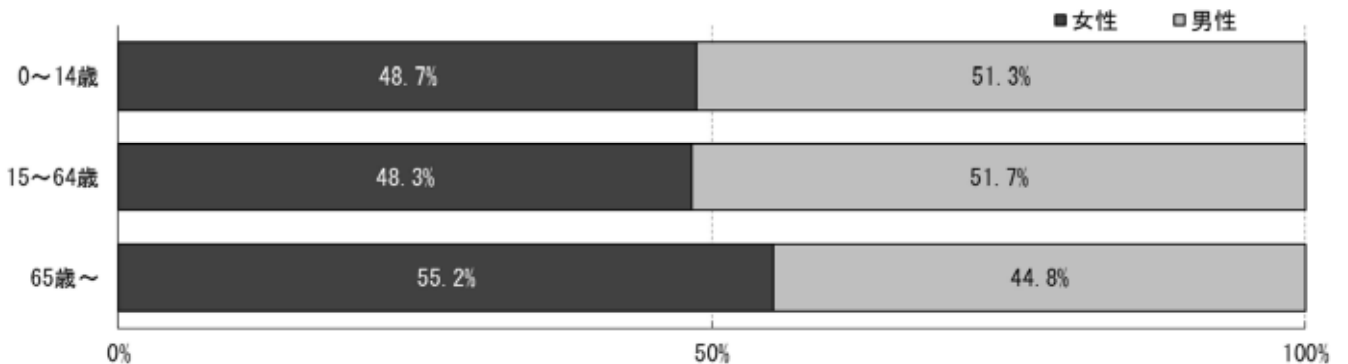
資料：平成28年は県民文化部「あいちの人口」、それ以外は総務省「国勢調査」

図2 年齢3区分別人口の割合の推移



資料：平成28年は県民文化部「あいちの人口」、それ以外は総務省「国勢調査」

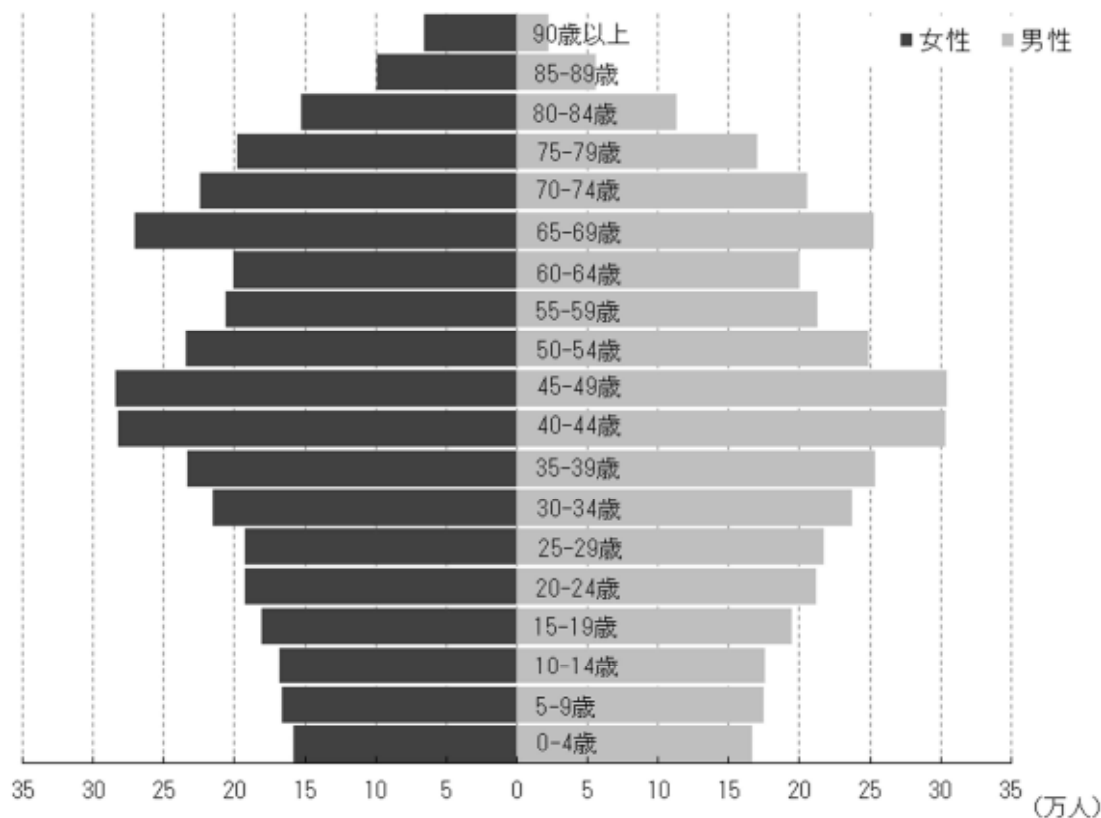
図3 年齢3区分別の男女人口比率（平成28年10月1日現在）



資料：県民文化部「あいちの人口」



図4 人口ピラミッド(平成29年10月1日現在)



資料：「あいちの人口」(県民文化部)

## 2 配偶関係

平成27年の生涯未婚率(50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合)は、女性が11.39%、男性が22.27%で、男性が女性を10.88ポイント上回っている。(表2)

平成7年から平成27年までの年齢区分別未婚率の推移をみると、女性は特に30歳~34歳で、男性は特に45歳~49歳で、未婚率が上昇している。(表3・図5)

また、平成29年の平均初婚年齢は、女性28.9歳、男性30.9歳で、前年より女性のみ0.1歳低下した。(図6)

平成29年の婚姻の件数及び率は、前年より減少した。一方、平成29年の離婚の件数は前年より増加し、離婚の率は前年と同率だった。(表4)

表2 生涯未婚率の推移

	女性 (%)						男性 (%)					
	昭和55年	平成2年	12年	17年	22年	27年	昭和55年	平成2年	12年	17年	22年	27年
愛知県	4.67	3.46	4.29	5.54	8.30	11.39	2.22	4.94	12.24	15.16	18.67	22.27
全国	4.45	4.33	5.82	7.25	10.61	14.06	2.60	5.57	12.57	15.96	20.14	23.37

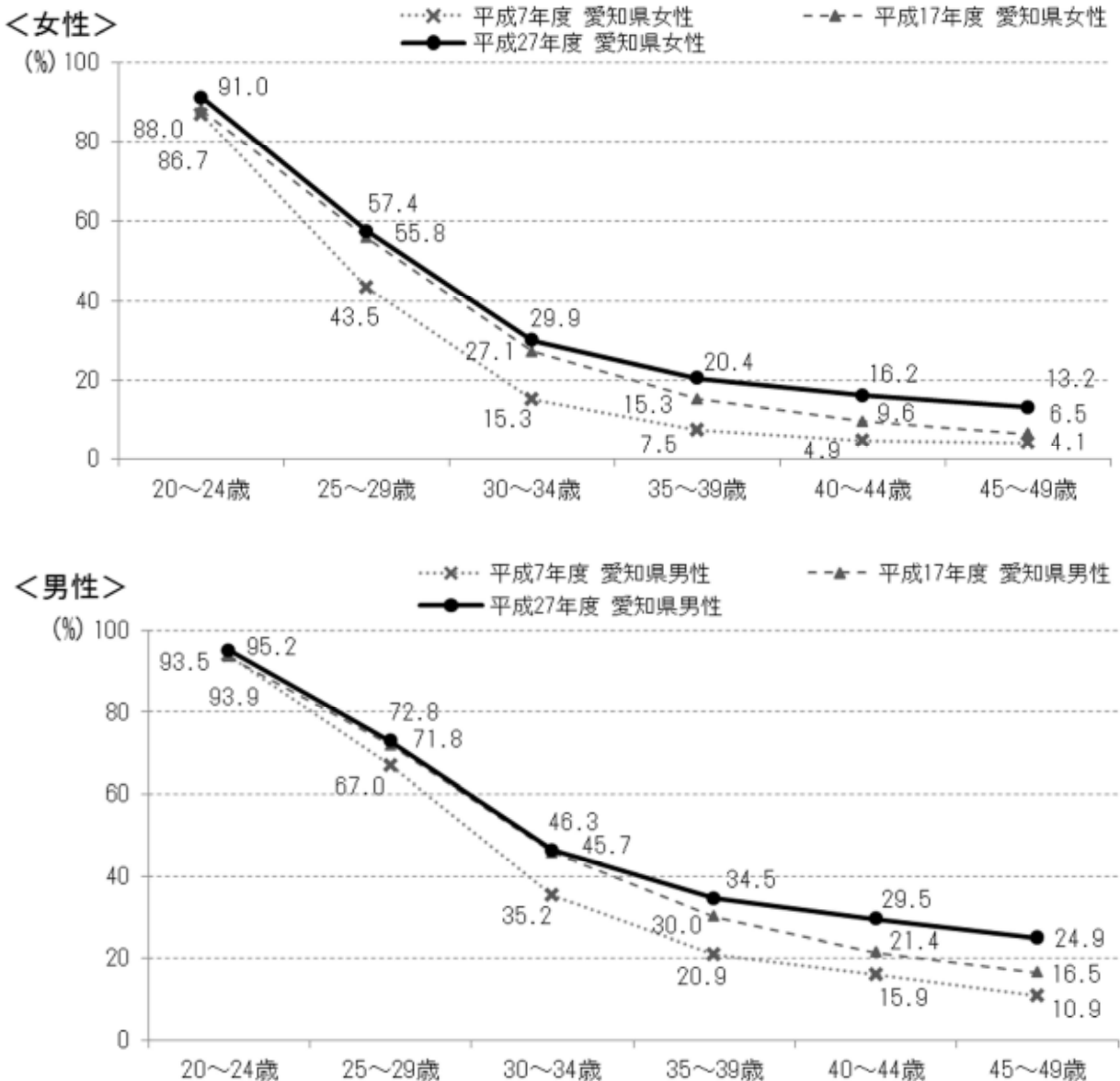
資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2017」

表3 年齢区分別未婚率の推移

		女性 (%)					男性 (%)				
		7年	12年	17年	22年	27年	7年	12年	17年	22年	27年
20～24歳	愛知県	86.7	87.6	88.0	88.9	91.0	93.9	93.4	93.5	94.1	95.2
	全国	86.8	88.0	88.7	88.9	91.4	93.3	92.9	93.5	94.0	95.0
25～29歳	愛知県	43.5	49.5	55.8	56.0	57.4	67.0	68.5	71.8	71.4	72.8
	全国	48.2	54.0	59.1	60.3	61.3	67.4	69.4	71.4	71.8	72.7
30～34歳	愛知県	15.3	21.7	27.1	29.8	29.9	35.2	40.5	45.7	45.9	46.3
	全国	19.7	26.6	32.0	34.5	34.6	37.5	42.9	47.1	47.3	47.1
35～39歳	愛知県	7.5	10.9	15.3	19.0	20.4	20.9	24.2	30.0	34.3	34.5
	全国	10.1	13.9	18.7	23.1	23.9	22.7	26.2	31.2	35.6	35.0
40～44歳	愛知県	4.9	6.6	9.6	14.0	16.2	15.9	17.5	21.4	27.2	29.5
	全国	6.8	8.6	12.2	17.4	19.3	16.5	18.7	22.7	28.6	30.0
45～49歳	愛知県	4.1	4.7	6.5	9.8	13.2	10.9	14.5	16.5	20.8	24.9
	全国	5.6	6.3	8.3	12.6	16.1	11.3	14.8	17.6	22.5	25.9

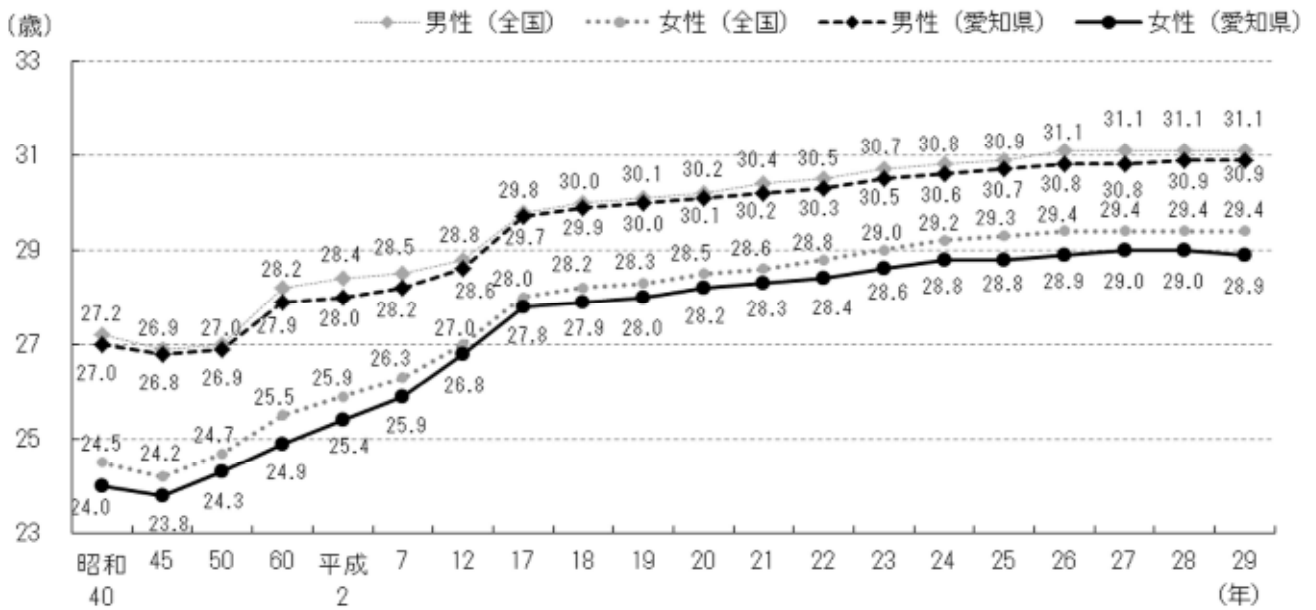
資料：総務省「国勢調査」

図5 年齢区分別未婚率の推移



資料：総務省「国勢調査」

図 6 平均初婚年齢の推移



※平成 28 年以前の数値は確定数である。

資料：県健康福祉部「平成 29 年愛知県の人口動態統計（概数）の概況」

表 4 婚姻・離婚の件数及び率の推移

	年	婚姻		離婚	
		件数 (件)	率 (人口千対)	件数 (件)	率 (人口千対)
愛知県	昭和50年	52,212	8.9	5,430	0.92
	55年	42,811	6.9	6,550	1.06
	60年	40,875	6.4	7,766	1.21
	平成2年	42,060	6.3	7,998	1.21
	7年	48,022	7.1	10,405	1.54
	12年	48,391	7.0	13,841	2.00
	17年	43,948	6.2	13,997	1.97
	18年	46,374	6.5	13,861	1.94
	19年	46,940	6.5	13,772	1.92
	20年	47,120	6.5	13,527	1.88
	21年	45,790	6.3	14,513	2.01
	22年	45,039	6.2	14,253	1.97
	23年	42,425	5.8	13,451	1.85
	24年	42,704	5.9	13,494	1.85
	25年	42,302	5.8	13,077	1.79
	26年	41,410	5.7	12,780	1.75
27年	41,054	5.6	13,102	1.79	
28年	40,671	5.6	12,464	1.70	
29年	40,073	5.5	12,470	1.70	
全国	平成29年	606,863	4.9	212,262	1.70

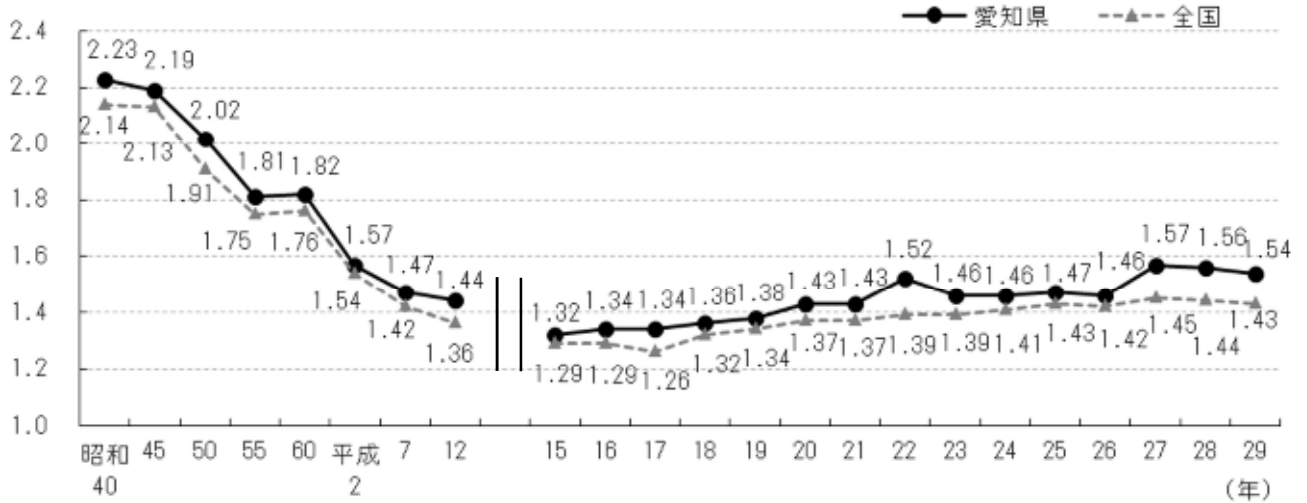
※平成 28 年以前の数値は確定数である。

資料：県健康福祉部「平成 29 年愛知県の人口動態統計（概数）の概況」

### 3 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成 23 年から横ばいで推移していたが、平成 27 年に上昇し、その後は全国の数値を 0.1 ポイント以上上回っている。

図 7 合計特殊出生率の推移



※平成 28 年以前の数値は確定数である。

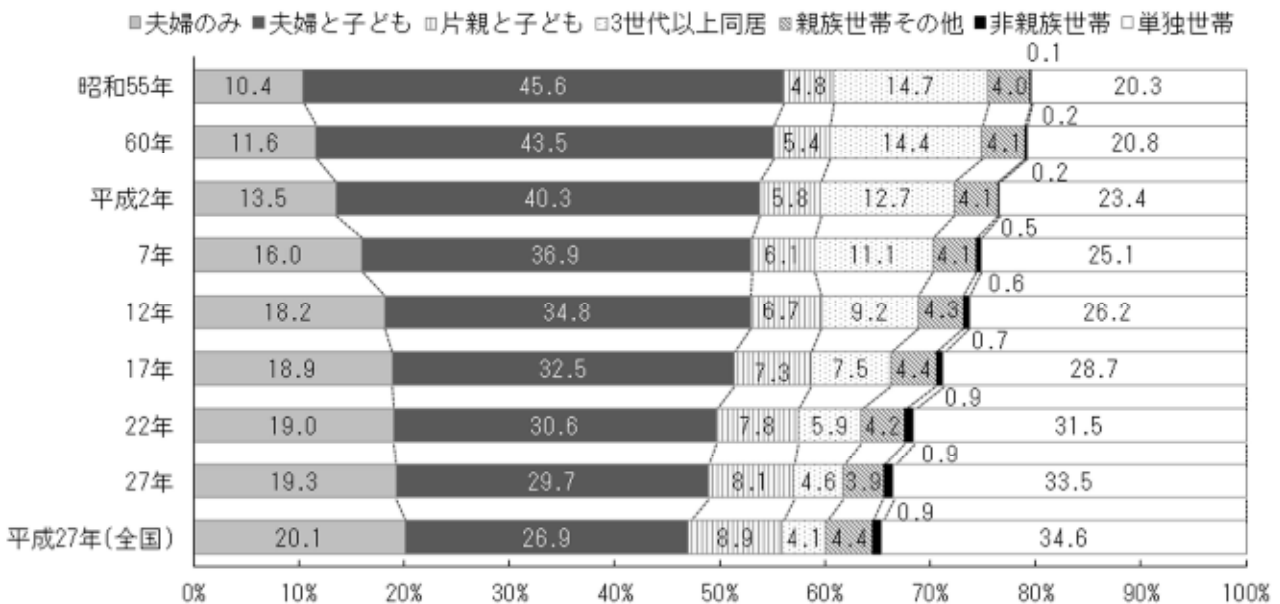
資料：県健康福祉部「平成 29 年愛知県の人口動態統計（概数）の概況」

### 4 世帯

平成 27 年の一般世帯総数は 3,059,956 世帯で、核家族世帯（夫婦のみ、夫婦と子ども、片親と子ども）は 57.1%である。

昭和 55 年から平成 27 年の推移をみると、夫婦のみ、片親と子ども、単独世帯の割合が増加したのに対し、夫婦と子ども、3 世代以上同居の割合が減少した。

図 8 一般世帯の家族類型別割合の推移



資料：総務省「国勢調査」

# Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識改革

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別に基づく固定的な役割分担意識について、平成 29 年に県が実施した調査においては、反対（「反対」＋「どちらかといえば反対」）が 46.2%であったのに対し、「賛成」（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）が 36.0%と、反対が賛成を上回った。

「反対」と回答した割合は、性別では女性の方が高く、年齢別では 18・19 歳が最も高くなっている。

図 9-1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方 【総数、性別】

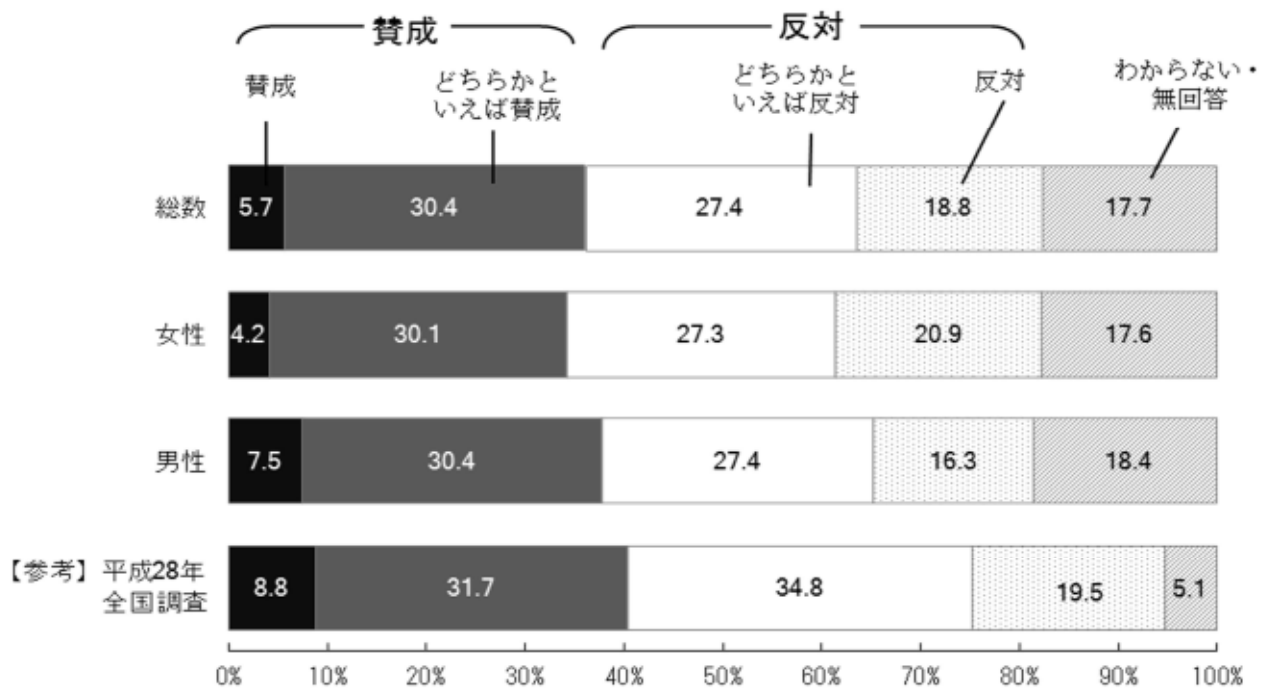
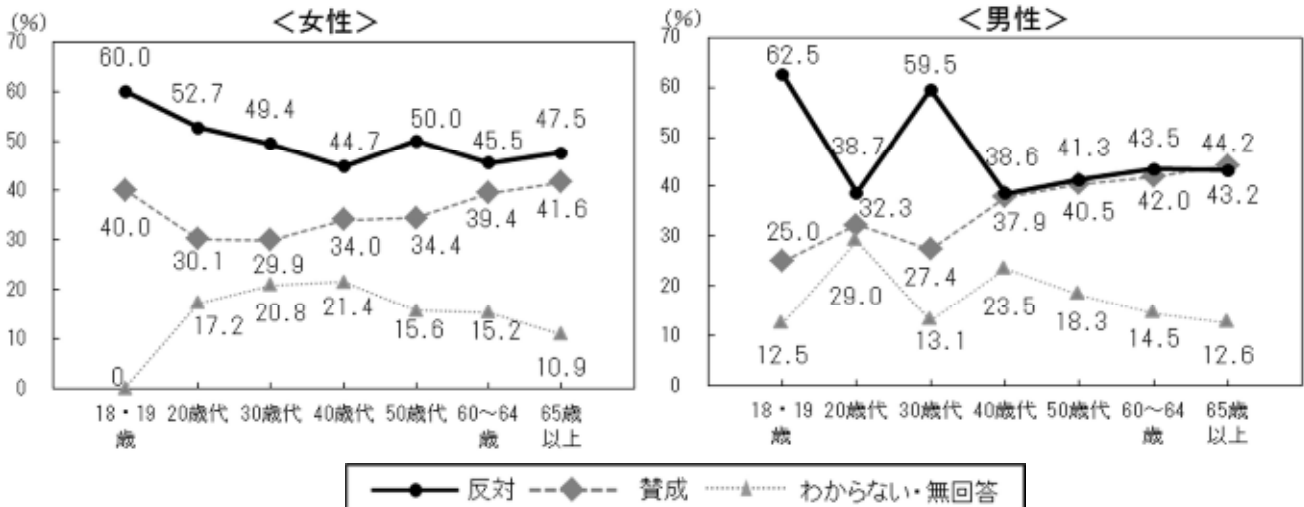


図 9-2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方 【性・年齢別】



資料：県政策企画局「平成 29 年度第 2 回県政世論調査」（平成 29 年 11 月調査）  
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 28 年 9 月調査）

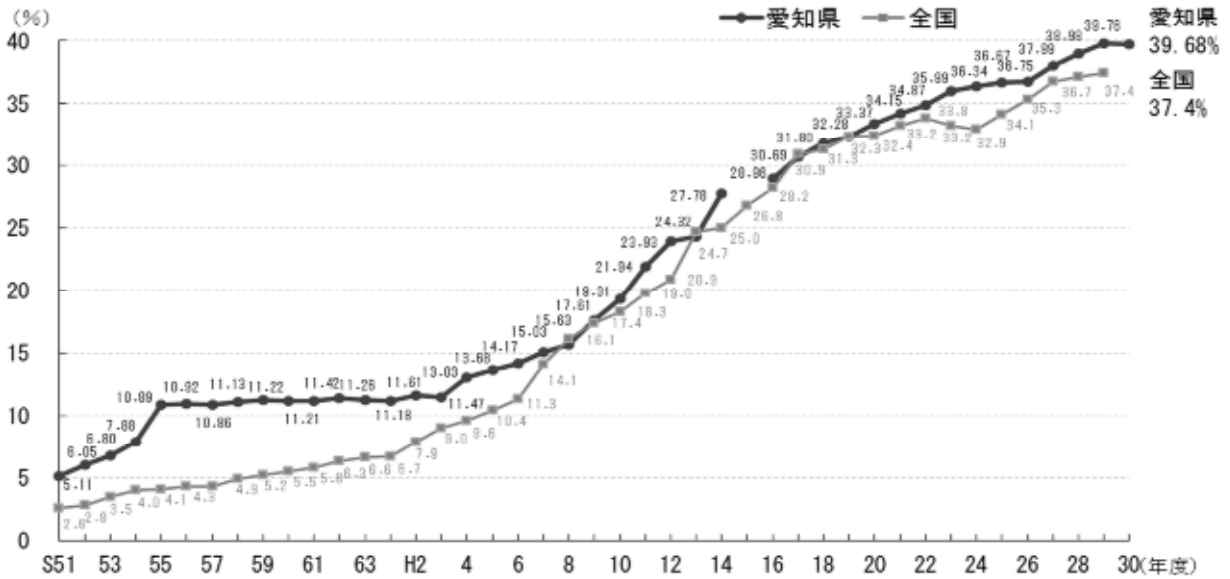
## II あらゆる分野における女性の活躍の促進

### 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

#### (1) 県の審議会等委員への女性の登用

平成30年4月1日現在の県審議会等委員数は930人（前年度913人）、うち女性数は369人（363人）で、女性の登用率は39.68%（39.76%）となっている。

図10 審議会等委員への女性の登用率の推移



※平成30年度の全国データは、調査結果が出ていないため空欄としている。

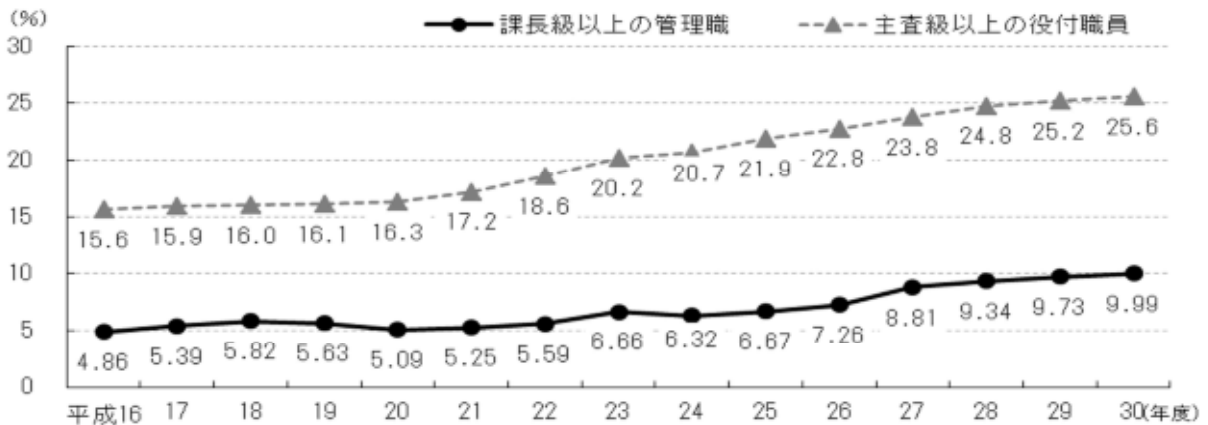
※平成15年度の県データは、調査時期を変更したことにより実施していないため空欄としている。

資料：県民文化庁、内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

#### (2) 県の管理職等への女性の登用

平成30年4月1日現在の県職員の管理職に占める女性の割合は、課長級以上は9.99%（前年度9.73%）、主査級以上の役付職員（課長級以上を含む。）は25.6%（25.2%）となっている。

図11 県職員の管理職に占める女性割合の推移

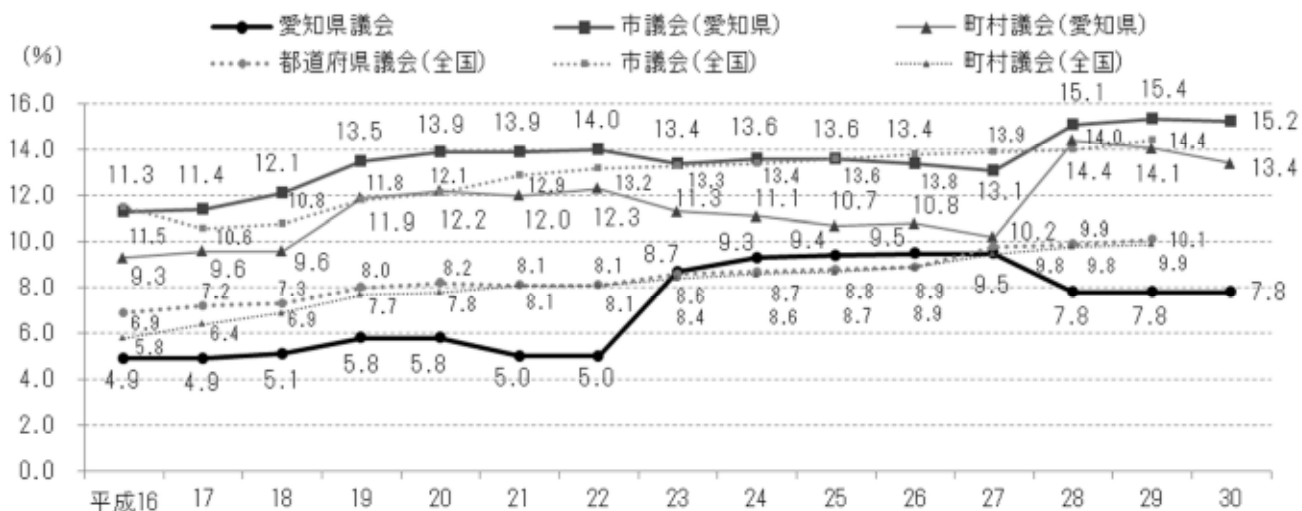


資料：県総務部

### (3) 地方議会に占める女性の割合

平成 30 年 4 月 1 日現在の地方議会に占める女性の割合は、県議会 7.8%（前年度 7.8%）、市議会 15.2%（15.4%）、町村議会 13.4%（14.1%）となっている。

図 12 地方議会に占める女性割合の推移



※市議会には、政令指定都市の市議会を含む。

※愛知県議会は、平成 14 年度（3 月 31 日現在）、15～27 年度（12 月 31 日現在）、28～30 年度（4 月 1 日現在）としている。

※全国データは、各年 12 月 31 日現在とする。平成 30 年度のデータは調査結果がないため空欄としている。

資料：平成 30 年度は県議会事務局、県県民文化部

それ以外は、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

## 2 地域活動への参画

自治会長に占める女性の割合は、平成 29 年 4 月 1 日現在 5.4%（前年度 5.6%）となっている。

図 13 自治会長に占める女性の割合



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成 29 年度）」

### 3 就業の状況

#### (1) 労働力人口の状況

平成 29 年の本県の 15 歳以上人口に占める労働力人口比率は、女性が 52.1%、男性が 72.8% となっている。

表 5 労働力人口（15 歳以上）

区分		総数(a) (千人)	15歳以上人口				労働力人口比率 (b/a)	完全失業率 (c/b)
			総数(b) (千人)	男女比	うち就業者 (千人)	うち完全 失業者(c) (千人)		
女性	愛知県	3,264	1,702	41.9%	1,658	43	52.1%	2.5%
	全国	57,430	29,370	43.7%	28,590	780	51.1%	2.7%
男性	愛知県	3,242	2,359	58.1%	2,305	53	72.8%	2.2%
	全国	53,650	37,840	56.3%	36,720	1,120	70.5%	3.0%
総数	愛知県	6,506	4,060	100.0%	3,964	97	62.4%	2.4%
	全国	111,080	67,210	100.0%	65,300	1,900	60.5%	2.8%

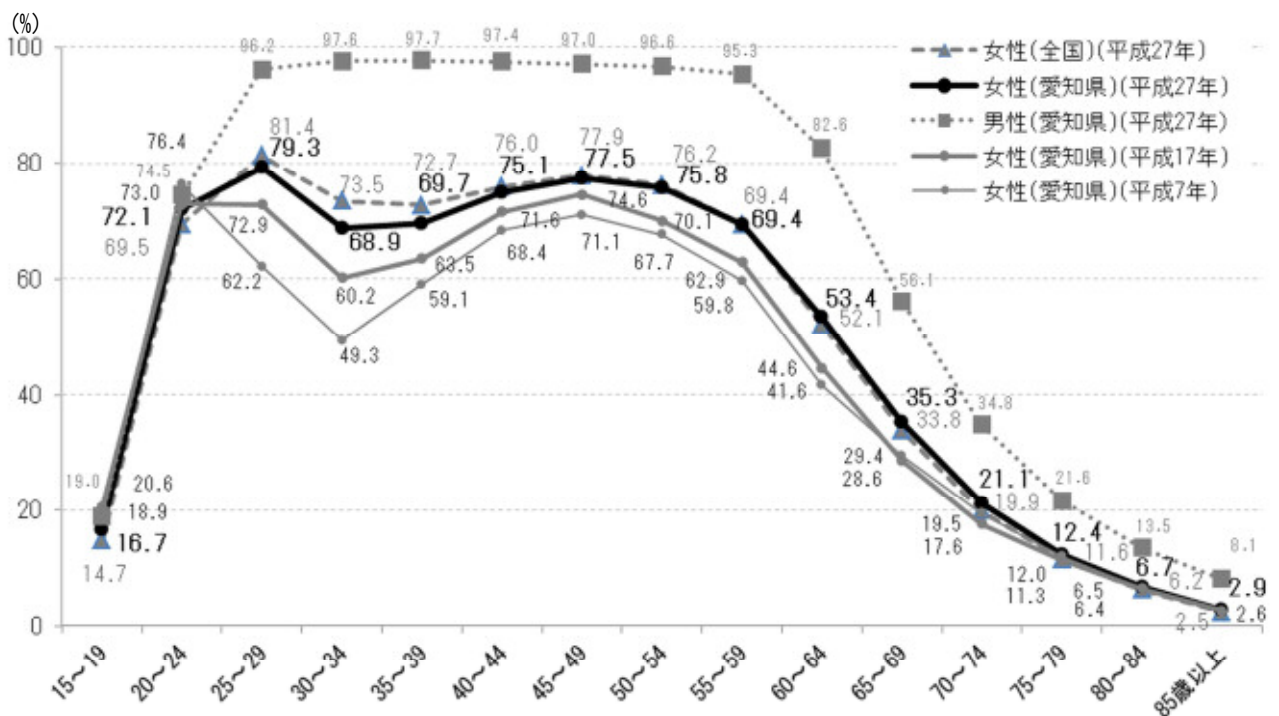
※表中の数値は、数値に分類不能及び不詳の数を含む。また四捨五入の関係で、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料：県民文化庁「平成 29 年平均あいちの就業状況」、総務省統計局「平成 29 年労働力調査年報」

#### (2) 女性の労働力率

平成 27 年の女性の労働力率を見ると、25 歳～29 歳の 79.3% と 45～49 歳の 77.5% を頂点に、30～34 歳の 68.9% を谷底とする M 字型カーブを描いている。平成 17 年と比べると、M 字カーブの底は上昇した。

図 14 年齢階級別労働力率



資料：総務省「国勢調査」



### (3) 平均勤続年数

平成 29 年の平均勤続年数は、女性が 9.3 年で全国 31 位、男性が 14.1 年で全国 7 位と、本県の平均勤続年数の男女格差（順位）は全国で 2 番目に大きくなっている。

表 6 男女の労働者の平均勤続年数(全国、愛知県)

区分	平成28年		平成29年		
	平均勤続年数	全国順位	平均勤続年数	全国順位	
女性	愛知県	9.1年	34位	9.3年	31位
	全国	9.3年	-	9.4年	-
男性	愛知県	14.3年	1位	14.1年	7位
	全国	13.3年	-	13.5年	-

資料:厚生労働省「平成 29 年賃金構造基本統計調査」

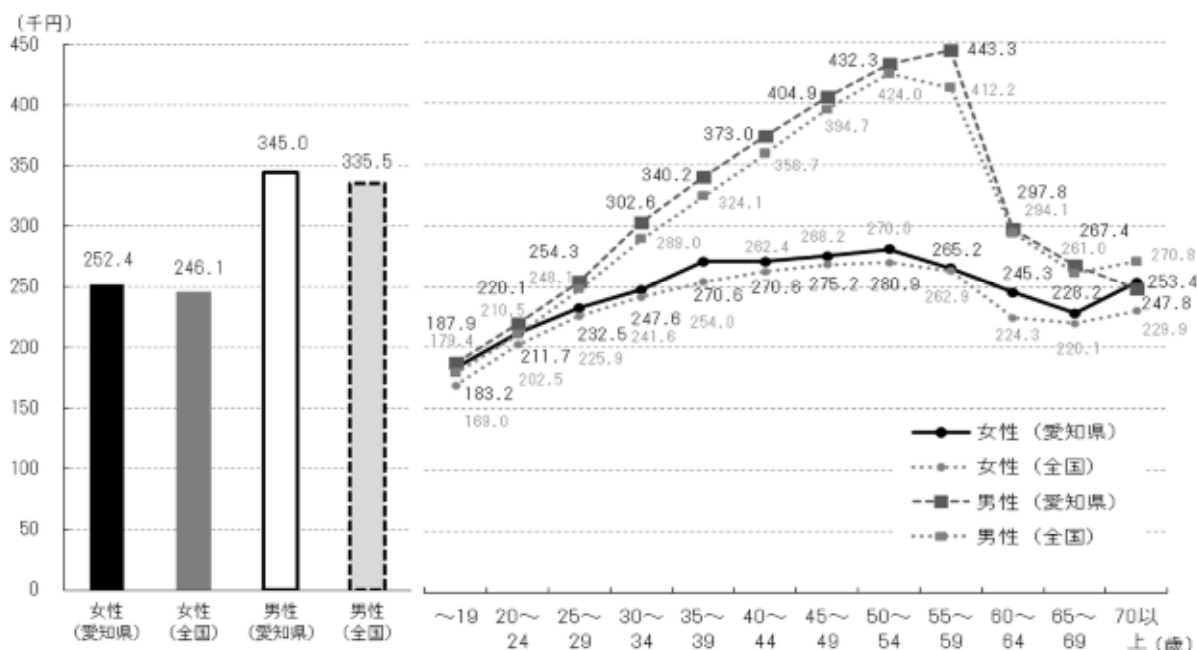
### (4) 給与

平成 29 年の県内労働者（短時間労働者を除く）の所定内給与額は、女性が約 252,400 円（前年 246,100 円）、男性が約 345,000 円（341,100 円）で、女性の給与額は男性の 73.16%（72.15%）であり、男女の賃金格差（比率）は全国 34 位となっている。

表 7 性別、所定内給与額(全国、愛知県)

区分	平成28年		平成29年		
	現金給与額	全国順位	現金給与額	全国順位	
女性(a)	愛知県	246.1千円	6位	252.4千円	7位
	全国	244.6千円	-	246.1千円	-
男性(b)	愛知県	341.1千円	4位	345.0千円	5位
	全国	335.2千円	-	335.5千円	-
男女差 (b)-(a)	愛知県	95.0千円	44位	92.6千円	44位
	全国	90.6千円	-	89.4千円	-
男女比率 (a)/(b)	愛知県	72.15%	37位	73.16%	34位
	全国	72.97%	-	73.35%	-

図 15 年齢階級別所定内給与額



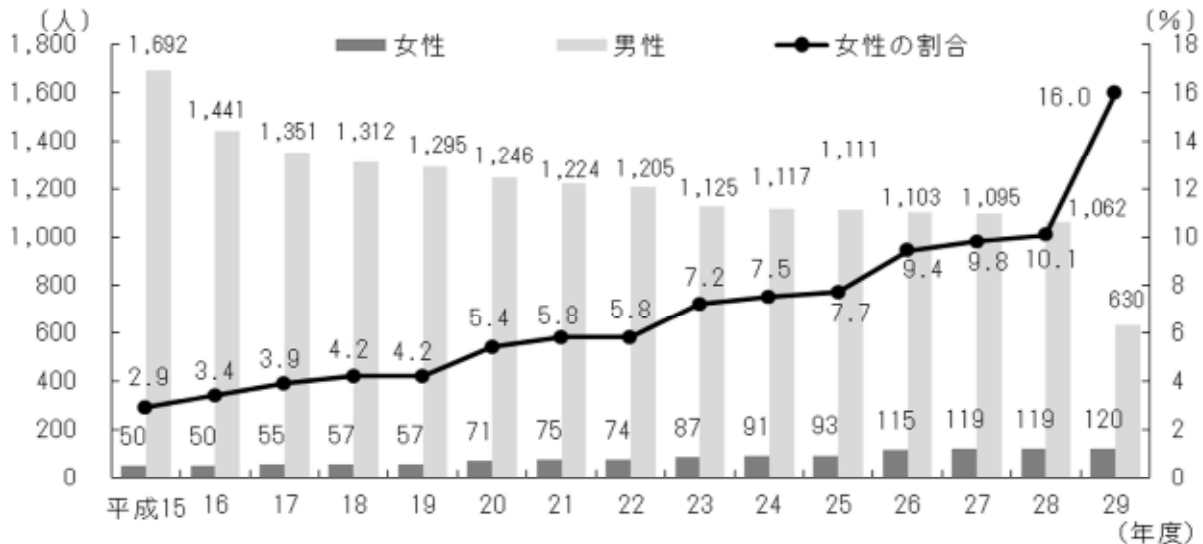
資料:厚生労働省「平成 29 年賃金構造基本統計調査」

## 4 さまざまな分野における男女共同参画の推進

### (1) 農業委員に占める女性の割合

平成 29 年 10 月 1 日現在の県内の農業委員の数は 750 人（前年度 1,181 人）、うち女性数は 120 人（119 人）で、女性の割合は 16.0%（10.1%）であり、前年度より 5.9 ポイント上昇した。

図 16 農業委員に占める女性の割合の推移（愛知県）



※各年 10 月 1 日現在

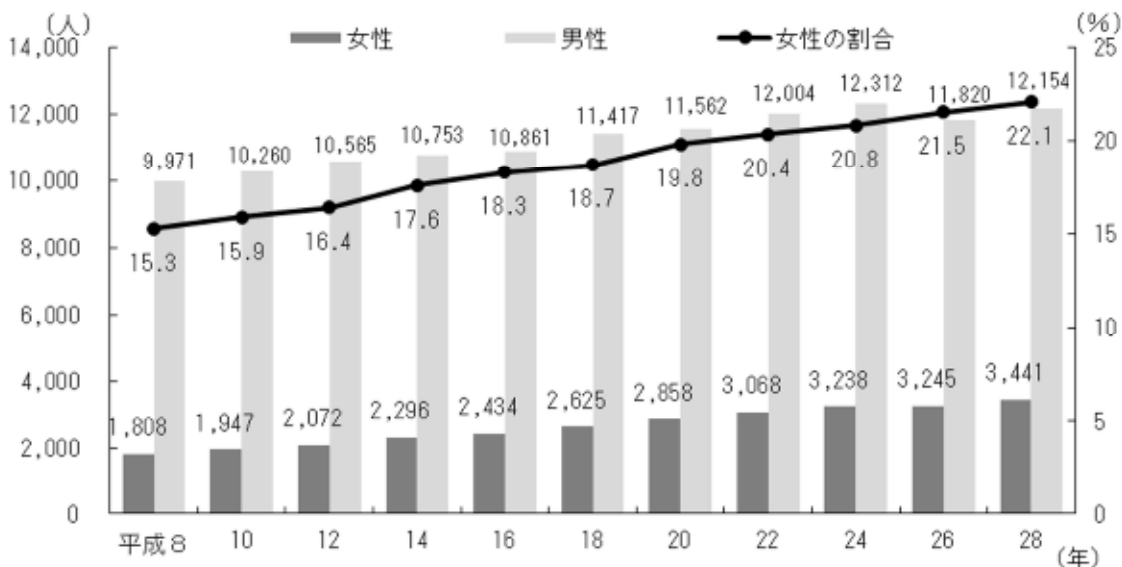
※平成 28 年度 4 月 1 日の農業委員会法の改正により、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて農業委員の定数削減が行われた。

資料：県農林水産部

### (2) 女性医師の割合

県内の医師に占める女性の割合は、平成 28 年 12 月 31 日現在で 22.1%となっており、年々増加傾向にある。

図 17 女性医師の割合の推移（愛知県）



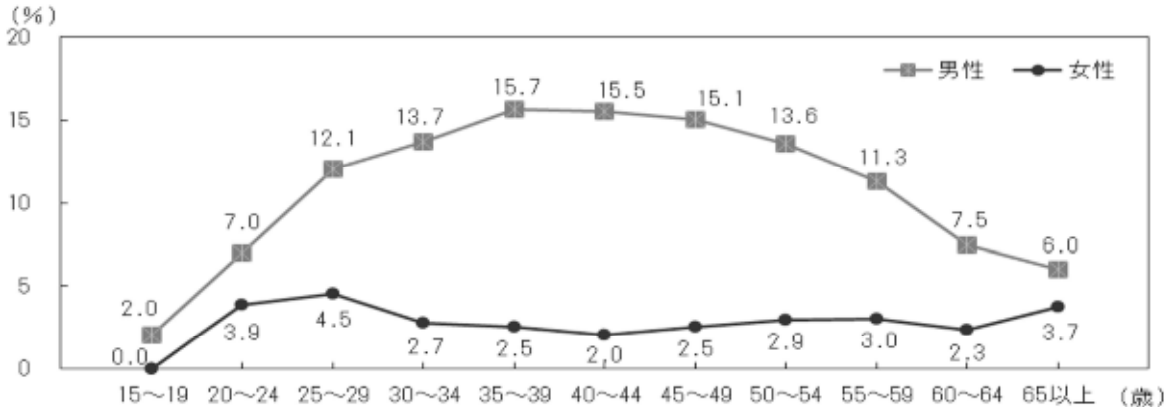
※各年 12 月 31 日現在 資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

## 5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をめぐる状況

### (1) 長時間労働の就業者の割合

総務省「平成 29 年労働力調査」によると、週労働時間が 60 時間以上である人の割合は、ほぼすべての年代で女性よりも男性の方が高くなっており、特に子育て世代にあたる 30 代、40 代の男性の割合が高くなっている。

図 18 週労働時間が 60 時間以上の就業者の割合（全国）

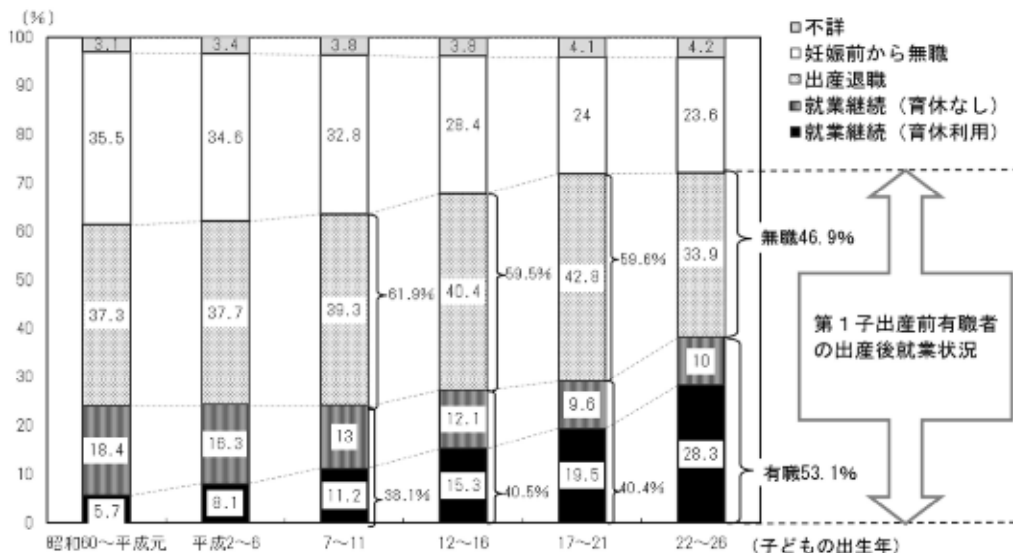


資料：総務省「平成 29 年労働力調査」

### (2) 出産前後の継続就業の割合

第一子出産前後に就業を継続する割合は、これまで 4 割前後で推移してきたが、平成 22～26 年で約 5 割へと上昇した。また、育児休業を取得して就業継続した女性は、育児休業法成立前の昭和 60～平成元年の 5.7%から 28.3%へと大幅に上昇した。

図 19 子どもの出生年別第 1 子出産前後の妻の就業経歴（全国）



※国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。

※第 1 子が 1 歳以上 15 歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。

※出産前後の就業経歴  
 就業継続 (育休利用) — 妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども 1 歳時就業  
 就業継続 (育休なし) — 妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども 1 歳時就業  
 出産退職 — 妊娠判明時就業～子ども 1 歳時無職  
 妊娠前から無職 — 妊娠判明時無職～子ども 1 歳時無職

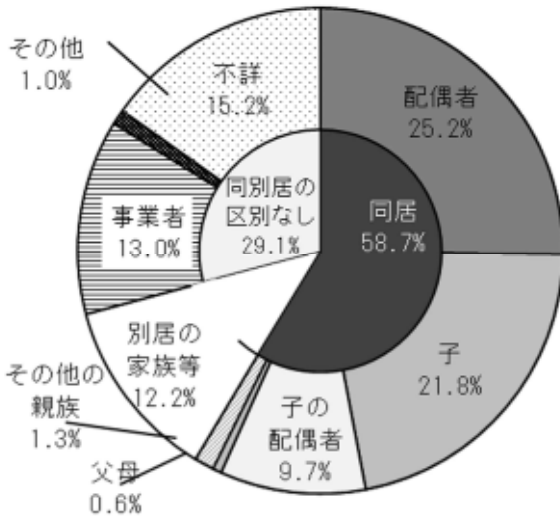
資料：内閣府「平成 30 年版男女共同参画白書」

### Ⅲ 安心して暮らせる社会づくり

#### 1 高齢男女の健康と自立

同居の主な介護者のうち、66.0%が女性となっている。また、要介護者との続柄を見ると、配偶者が介護者全体の25.2%と最も高くなっている。

図 20 要介護者から見た主な介護者の続柄（全国）



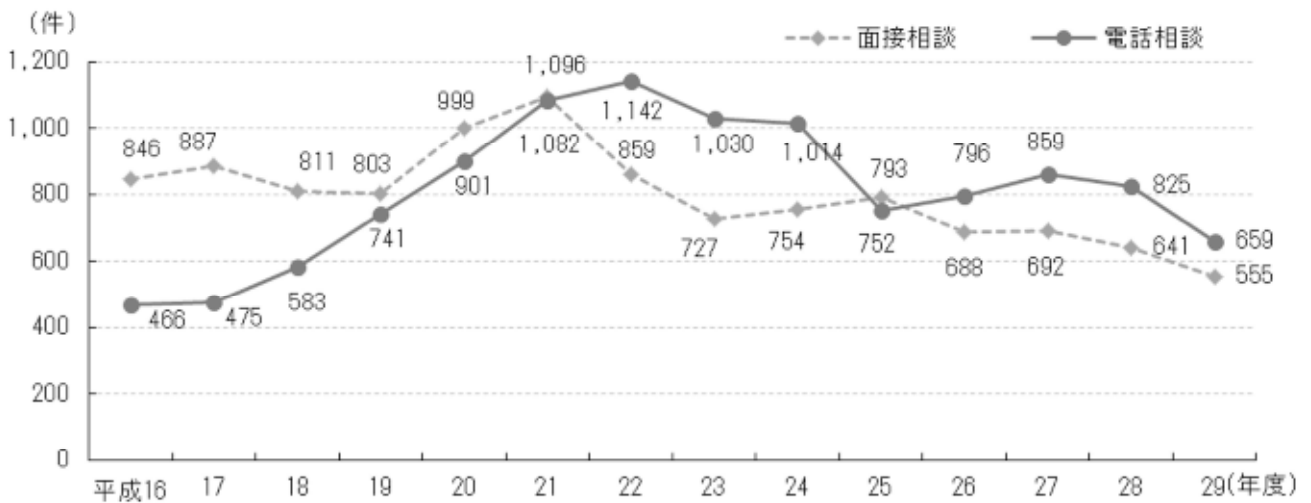
	男	女
平成19年	28.1%	71.9%
平成22年	30.6%	69.4%
平成25年	31.3%	68.7%
平成28年	34.0%	66.0%

資料：厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」

#### 2 DV(ドメスティック・バイオレンス)の相談件数

平成29年度に愛知県女性相談センターに寄せられたDVに関する相談件数は、面接相談555件、電話相談659件となっている。

図 21 DV相談件数の推移（愛知県）



資料：県健康福祉部

### 3 性差を踏まえた健康づくりの支援

#### (1) 平均寿命

平成 28 年の平均寿命は女性 86.91 歳、男性 81.26 歳であり、女性が男性より 5.65 歳上回っている。

表 8 平均寿命の推移

	愛知県		全国	
	女性（歳）	男性（歳）	女性（歳）	男性（歳）
昭和50年	76.79	72.66	76.89	71.73
60年	80.78	75.56	80.48	74.78
平成2年	82.03	76.47	81.90	75.92
7年	83.16	76.87	82.85	76.38
12年	84.51	77.99	84.60	77.72
17年	85.21	78.88	85.52	78.56
22年	86.14	79.62	86.30	79.55
27年	86.66	81.03	86.99	80.75
28年	86.91	81.26	87.14	80.98
29年	—	—	87.26	81.09

※全国データについて、平成 27 年までは完全生命表、そのほかの年次は簡易生命表による。

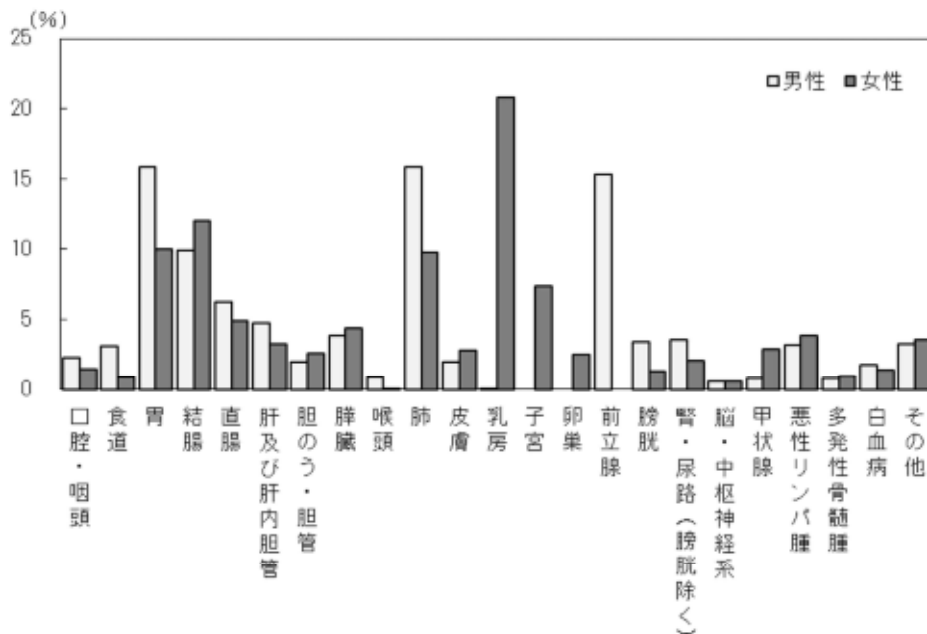
※平成 29 年の愛知県データについては、まだ算出結果が出ていないため空欄としている。

資料：県健康福祉部「平成 28 年愛知県民の平均余命について」、厚生労働省「平成 29 年簡易生命表の概況」

#### (2) がんの部位内訳

「愛知県のがん登録」によると、がんに罹患した人のうち、女性では「乳がん」にかかった人が最も多いのに対し、男性では「胃がん」、「肺がん」、「前立腺がん」にかかった人が多くなっている。

図 22 がんの部位内訳（愛知県）



※集計期間は罹患年月日が平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日の間、集計時期は平成 29 年 9 月 30 日

資料：県健康福祉部「愛知県のがん登録」

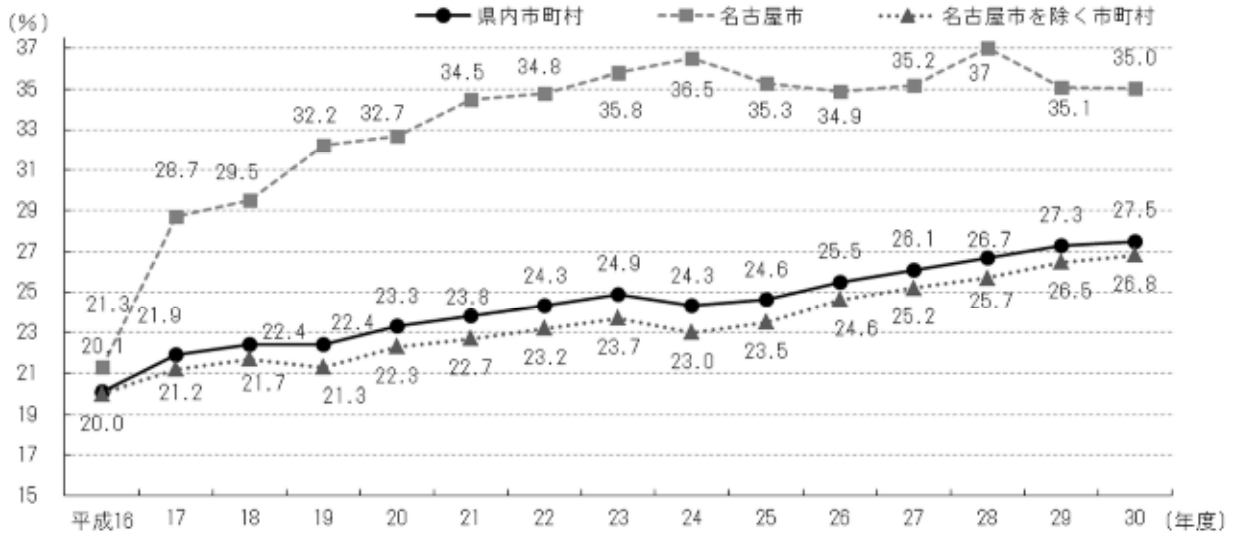
# 計画の推進

## 市町村推進体制

平成 30 年 4 月 1 日現在の県内市町村の審議会等委員への女性の登用率は、27.5%となった。  
(図 23)

男女共同参画計画を策定しているのは 49 市町村で、策定率は 90.74%である。(図 24)

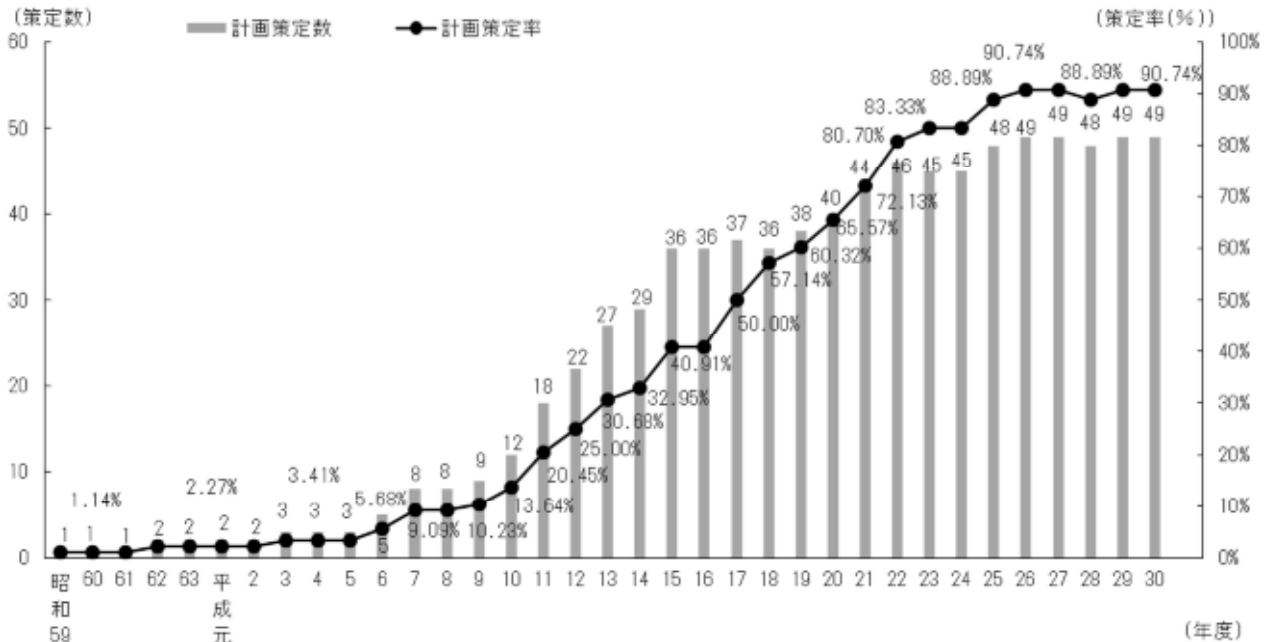
図 23 市町村の審議会等委員への女性の登用率の推移



※各年 4 月 1 日現在、県内市町村は広域設置の審議会を含む。

資料：県民文化部

図 24 市町村の男女共同参画計画策定率の推移



※各年 4 月 1 日現在

資料：県民文化部

1 愛知県の男女共同参画行政推進体制について

愛知県男女共同参画推進条例（平成14年4月施行）

<基本理念>

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度や慣行の中立化への配慮
- (3) 政策や方針決定等へ共同参画する機会の確保
- (4) 家庭生活における活動とその他の活動との両立
- (5) 国際的協調

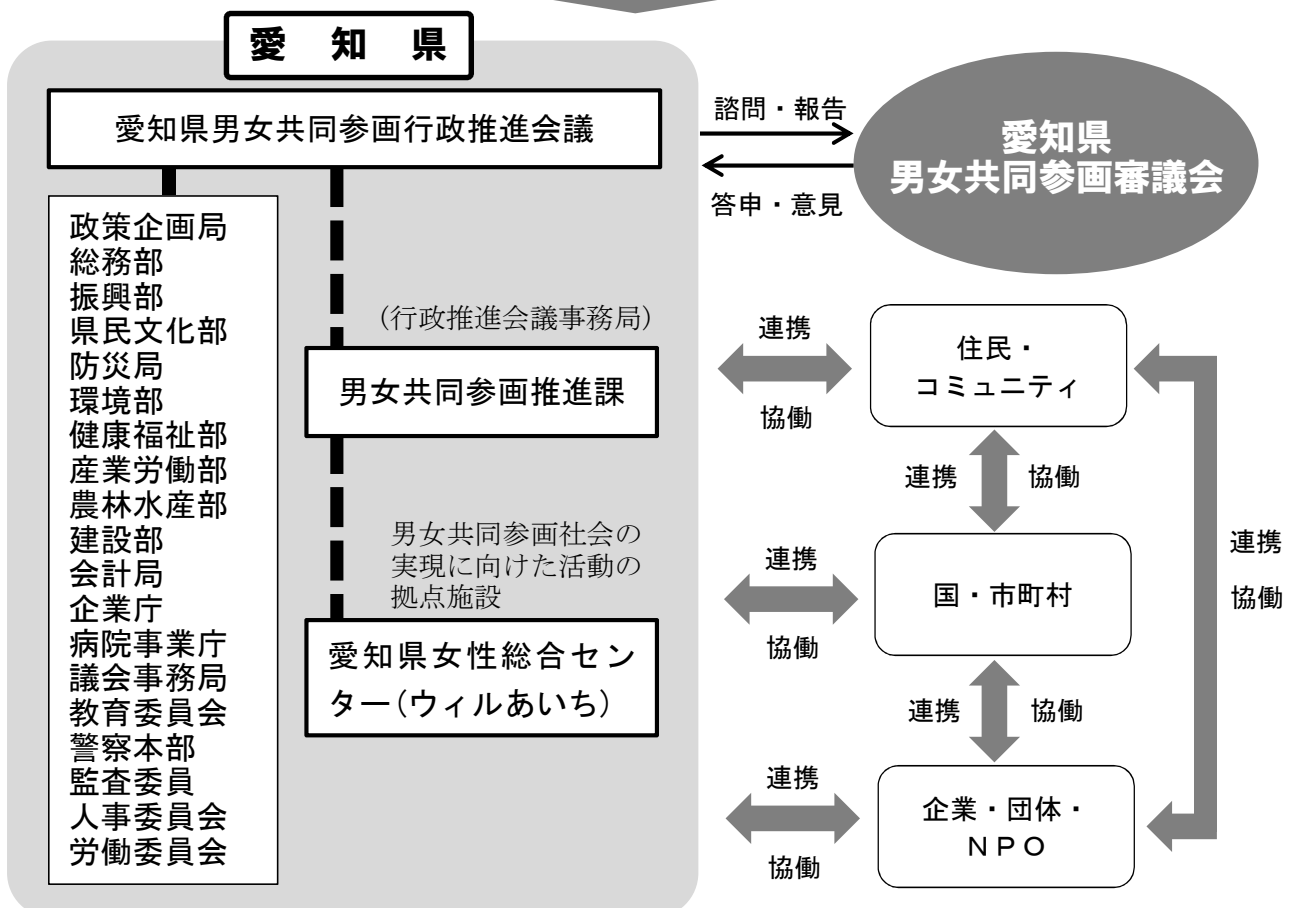
あいち男女共同参画プラン2020（平成28年3月策定）

<計画期間> 平成28(2016)年度から平成32(2020)年度まで

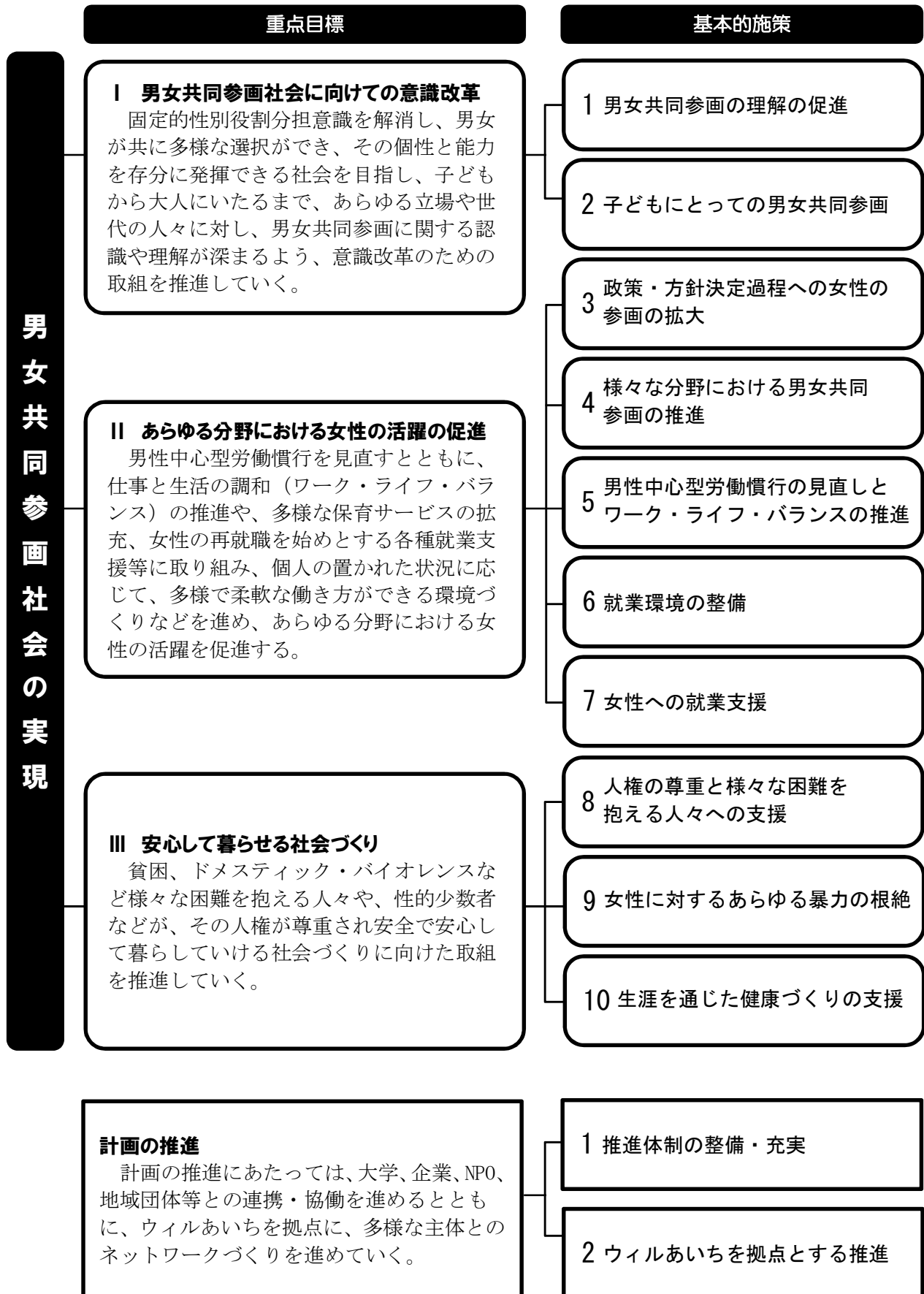
<基本理念> すべての人が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、個性と能力を發揮することによる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現をめざす。

- <重点目標>
- I 男女共同参画社会に向けての意識改革
  - II あらゆる分野における女性の活躍の促進
  - III 安心して暮らせる社会づくり

総合的に推進



## 2 「あいち男女共同参画プラン 2020」の施策体系





### 3 男女共同参画施策

#### 重点目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識改革

#### 基本的施策1 男女共同参画の理解の促進

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
① 男女共同参画に関する広報・啓発	男女共同参画推進事業費(一部)		1,647	県民文化部	男女共同参画推進課
	男女共同参画啓発資料の作成	男女共同参画社会の形成を身近な問題として意識できるよう、啓発リーフレットを作成し、配布した。	160		
	男女共同参画のつどい開催費	男女共同参画社会の実現に向け、女性リーダーのネットワークを推進するための事業を開催した。 ○ 2017あいち男女共同参画のつどい ・開催日H29.10.6(金)参加者512人 活動事例発表及び講演会を実施	1,487		
	あいち男女共同参画財団補助金(一部)	○ あいち国際女性映画祭 男女共同参画意識の普及を図るため、世界で活躍する女性映画監督等を招き、女性の生き方や社会参加、女性と男性の相互理解などをテーマとした作品の上映等を行った。 ・開催日H29.9.6(水)～9.10(日) 参加者12,172人(共催会場分含む)	8,798		
	あいち国際女性映画祭の開催		8,798		
② 男女共同参画に関する情報の収集・提供	男女共同参画推進事業費(一部)		246	県民文化部	男女共同参画推進課
	年次報告書「あいちの男女共同参画」の作成	本県の男女共同参画の推進状況や市町村における男女共同参画施策の状況を取りまとめた冊子を作成し、県議会に報告した。	120		
	情報ライブラリー図書・視聴覚資料の整備	ウィルあいち情報ライブラリーの閲覧用の図書、視聴覚資料を整備した。	126		
	女性総合センター管理運営委託費(一部)		30,545		
	ウィルあいちホームページを通じた情報提供事業	男女共同参画に関する各種情報の収集を行うとともに、「ウィルあいちホームページ」などを通じ、団体・グループ情報、イベントの案内など各種情報の提供を行った。	-		
	ウィルあいち情報ライブラリーの運営	○ 図書、行政資料、視聴覚資料などの収集と提供 男女共同参画の推進や、女性の生き方を考えるための図書・行政資料・視聴覚資料などの収集・提供を行った。 ・所蔵数(H30.3末) 図書48,454冊 視聴覚資料1,229点 ○ 情報ライブラリーフェスタ 男女共同参画社会の実現に役立つ情報発信のための展示を年2回実施した。 ・テーマ「LGBTの基礎知識」、「働き方改革でどうなる??」 ○ パネル展示 「DV」及び「人権」のパネルと関連図書を展示した。	30,545		
あいち男女共同参画財団補助金(一部)		1,195	県民文化部	男女共同参画推進課	
男女共同参画広報誌の発行	男女共同参画に関する普及・啓発記事や男女共同参画を推進する事業の案内などを掲載した広報誌を発行した。	1,195			
公の③ 視男女共同参画の推進	広報等における男女の人権を尊重した表現の推進	男女共同参画の視点を取り入れて、より効果的で共感を得られる公的広報をするよう周知した。	-	県民文化部	男女共同参画推進課
直慣の④ 習視男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業費(一部)	愛知県男女共同参画推進条例第17条及び第18条に基づき、県民から申出があった男女共同参画を阻害する事項の内容を調査するとともに、愛知県男女共同参画相談委員が公平・中立な立場から必要な助言を行った。 ・相談申出実績 0件	83	県民文化部	男女共同参画推進課
	男女共同参画阻害事項相談申出制度の運営		83		
習推⑤ 進男女共同参画の推進	あいち男女共同参画財団補助金(一部)		2,260	県民文化部	男女共同参画推進課
	男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決や新たな活動へのチャレンジ、多様な働き方を可能にする環境づくり、男女共同参画により地域の課題に取り組む人材の養成などに役立つ講座を開催した。 ・全10講座(公開講座2回含む) 参加者1,062人	1,828		

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
⑤ 男女共同参画の充実を推進する教育・学習	サテライトセミナーの開催	遠隔地等でウィルあいちまで来ることが難しい地域に出かけていき、地元市町村等と共催でセミナーを開催し、県内全域における男女共同参画社会の実現に向けて啓発を行った。 ・14市町村 参加者774人	432		
	生涯学習推進事業費	生涯学習推進センターにおいて、生涯学習情報システム「学びネットあいち」等による学習情報提供や情報ラウンジの提供など、学習活動を総合的に支援した。 ○ 生涯学習推進センターの概要 場所 名古屋市中区三の丸3-2-1(東大手庁舎2階) 業務 情報ラウンジ、研修室、視聴覚室、メディア実習室を活用した学習情報の提供、研修の実施等 運営 (公財)愛知県教育・スポーツ振興財団	6,905	教育委員会	生涯学習課
	高等学校男女共同参画推進事業費	高等学校において、男女ともに育児に関心をもち、働く場における女性の活躍について認識を深めるとともに、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する能力を身に付けさせる。 ○ 「あいち男女共同参画社会高校生フォーラム」の開催 ・開催日H29.8.21(月)	2,061	教育委員会	高等学校教育課

## 基本的施策2 子どもにとっての男女共同参画

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
の広対① 推報象子 進・とど 啓すも 発るを	男女共同参画推進事業費(一部)	テーマ「わたしが暮らすなら、こんな男女共同参画」を絵と文字でイメージしたはがきを募集し、優秀作品の表彰及び展示を行った。 ・応募数1,111点 ・最優秀作品5点、優秀作品5点	92	県民文化部	男女共同参画推進課
	「はがき1枚からの男女共同参画」作品募集		92		
② 家庭教育の支援	あいちっこ子育て支援事業費(一部)		689	教育委員会	生涯学習課
	家庭教育企画委員会費	家庭教育に関する調査研究を行い、実践的な方策を探るとともに、家庭教育に関する支援を行う関係者による情報交換・意見交換を行い、連携・協体制の強化を図った。 ○ 家庭教育企画委員会 構成10人 年間3回 ○ 家庭教育資料の作成、配布 ・調査研究及び各市町村における平成29年度家庭教育関連事業の実施状況を収録。 ・市町村教育委員会へ配布	149		
	あいちっこ「親の育ち」応援事業費	「あいちっこ『親の学び』学習プログラム」を活用した講座開設ができるよう講師の養成をするとともに、その講師を地域に派遣して、乳幼児から中学生までの子供を持つ保護者を対象とした家庭教育研修会を実施した。	540		
	職場内家庭教育推進費	企業に講師を派遣し、家庭教育に関する研修を設けることを奨励した。 ○ 職場内家庭教育研修会 年6回	3,079	教育委員会	生涯学習課
動道お③ 等徳け学 で・る校 の特教教 実別科育 践活・に	技術・家庭科の男女必修、道徳、特別活動等での実践	各教科、道徳、特別活動など学校の教育活動全体を通して、男女の平等・相互の理解・尊重・協力についての意識を育て、実践的態度の育成に努める。また、男女必修である中学校の技術・家庭科や高等学校の家庭科では、男女が協力して家庭生活を営むことの大切さを理解させるとともに、実践的態度の育成に努めた。	-	教育委員会	義務教育課
④ キャリア教育の推進	女性の活躍キャリア形成推進事業費	女子大学生等に就業継続を前提としたキャリアプランや職業観の形成を支援するため、就職フェア等への出展や大学と連携したセミナーを開催した。 ・4大学 参加者計725人 ・就職フェア(2回) 参加者329人 ・親子向けセミナー 参加者100人	5,667	県民文化部	男女共同参画推進課
	キャリア教育推進事業費(小中学校段階)	キャリア教育推進委員会を組織し、「魅力あるあいちキャリアプロジェクト」で3事業を実施し、推進を図った。 ○ 「キャリアスクールプロジェクト(小学校)」 体験活動とともに「語る・語らせる・語り合わせる」指導の工夫を行い、18市町村の小中学校でモデル事業として実施 ○ 「キャリアスクールプロジェクト(中学校)」 職場体験を核とした1年生から3年生までのキャリア教育の充実を図り、県内(名古屋市を除く)の全公立中学校で実施 ○ 「キャリアコミュニティプロジェクト」 「モノづくりあいち」「男女共同参画」「小中高連携」等の特色あるキャリア教育の推進を図り、6市町でモデル事業として実施	17,778	教育委員会	義務教育課

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
④ キャリア教育の推進	キャリア教育推進事業費(特別支援学校)	キャリア教育・就労支援推進委員会を開催することにより、キャリア教育推進の方策について検討し、小学部では、学校近隣の商店、工場などを見学し、中学部では、就労の準備体験として地域の職場見学や簡単な作業体験を行い、高等部では、関係機関との連携を深め、実習や体験を行うなど、発達段階に応じたキャリア教育を推進した。	775	教育委員会	特別支援教育課
	キャリア教育推進事業費(高等学校段階)	全ての全日制県立高校においてインターンシップ等を実施するとともに、本県がものづくり県として継続的に発展するため、産業界の協力を得て、工業高校生の技術及び技能の習得を図る取組を進めた。 ○ インターンシップ等の実施 全日制 146校 18,243人 ○ 地域ものづくりスキルアップ講座 工業高校17校 243人 ○ キャリア教育コーディネーターの活用 4人	17,573	教育委員会	高等学校教育課
⑤ 充す択を多教可育能なるに選	女性の活躍理系女子応援事業費	製造業等理系分野に従事する女性技術者及び研究者の拡大を図るため、女子中高生が大学及び企業の研究・開発施設等取材し情報発信を行ったほか、成果発表会を開催した。 ・開催日 取材ツアー:H29.8月のうち5日間 参加者75人 成果発表会:H29.11.4(土) 参加者105人	3,955	県民文化部	男女共同参画推進課
⑥ 教職員等に対する男女共同参画の理解の促進	幼・小・中教職員研修費(一部)	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」で示してある人権の個別課題の「女性」問題に目を向け、教職員に対し、男女の性的役割分担意識を見直し、男女でなく一個人として接することや、DV、セクハラなどの根絶を目指すなど、男女共同参画社会実現に向けての取組について研修を実施した。	1,960	教育委員会	義務教育課
	教職員研修		1,960		
	幼・小・中初任者研修事業費(一部)	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」で示してある人権の個別課題の「女性」問題に目を向け、初任者に対し、男女の性的役割分担意識を見直し、男女でなく一個人として接することや、DV、セクハラなどの根絶を目指すなど、男女共同参画社会実現に向けての取組について研修を実施した。	6,916	教育委員会	義務教育課
	教職員研修		6,916		
	高等学校教職員研修費(一部)	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修を実施した。	1,381	教育委員会	高等学校教育課
	教職員研修		1,381		
	高等学校初任者研修事業費(一部)	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修を実施した。	1,198	教育委員会	高等学校教育課
	教職員研修		1,198		
	特別支援学校教職員研修費(一部)	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修を実施した。	492	教育委員会	特別支援教育課
教職員研修	492				
特別支援学校初任者研修事業費(一部)	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修を実施した。	1,015	教育委員会	特別支援教育課	
教職員研修		1,015			
私立学校振興事業費 私立学校指導事務費(一部)	愛知県(名古屋市を除く。)内に設置される私立幼稚園等の新規採用教員に対して、私立幼稚園等の教育水準の維持向上を図るため、その職務の遂行に必要な事項について、講義、演習、実技等の方法により現場に即した研修を実施した。 この研修の中で、女性の人権課題に関する講義を実施している。	3,015	県民文化部	私学振興室	
教職員研修		3,015			
現任保育士研修費	保育の質の向上のための研修事業及び保育士の人材確保に関する研修を行った。	3,927	健康福祉部	子育て支援課	

## 重点目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の促進

### 基本的施策3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
① 県の審議会等委員への女性の参画の推進	県の審議会等委員への女性の登用推進	政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、審議会等委員への女性の登用について、「平成32年度末までに40%、女性委員の比率が30%未満の審議会等の解消」を目標とし、その達成に向け、女性の登用を積極的に推進した。 ・H30.4.1現在の女性委員の割合39.68% (昨年度から0.08ポイント低下)	-	県民文化部	男女共同参画推進課
	警察署協議会委員への女性の登用促進	警察署協議会に女性の意見が反映されるよう、「県の審議会等に占める女性委員の割合」の数値目標に準じ、警察署協議会委員に占める女性の割合が38.5%となるよう、定期改選時に数値目標を設定して、候補者の選考に配慮した。 ・H30.4.1現在の女性委員の割合40.5% (昨年度から1.4ポイント低下)	-	警察本部	総務課

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
② 県の管理職などへの女性の登用推進	県職員の管理監督者への女性の登用推進	平成30年4月1日の定期人事異動では、男女を問わず適材適所への配置を行い女性の職域の拡大を図るとともに、優秀な女性職員については積極的に役職(主査級以上)に登用した。 ・H30.4.1現在の女性職員の役職(主査級以上)の割合25.6% (昨年度から0.4ポイント増加)	-	総務部	人事課
	県職員の管理職への女性の登用推進	意欲と能力のある優秀な女性職員が男性職員と同様に組織の管理的な立場に立ち、政策・方針決定に参画できるよう管理職への女性の登用について、「平成32年度までに管理職に占める女性の割合10%」を目標とし、その達成に向け積極的に推進した。 ・H30.4.1現在の女性職員の管理職(課長級以上)の割合9.99% (昨年度から0.26ポイント増加)	-	総務部	人事課
	看護職員の管理職への登用推進	看護職員が組織の管理的な立場に立ち、病院経営、運営の方針決定に参画できるよう、平成25年度より看護部副部長を課長級ポストとするなど、管理職への積極的な登用を図った。	-	病院事業庁	管理課
	学校における女性教員の管理職への登用推進	教職員定期人事異動方針に基づき、勤務成績が優秀で、管理・指揮監督能力に優れ、特に豊かな人間性と高い識見を有する女性を管理職に積極的に登用した。 目標:平成32年度までに17%以上	-	教育委員会	教職員課
	警察における女性職員の管理職等への登用推進	意欲と能力のある優秀な女性職員が男性職員と同様に組織の管理的な立場に立ち、政策・方針決定に参画できるよう女性の登用拡大について、次のとおり目標設定し、その達成に向けて積極的に推進した。 ○ 警察官に占める女性警察官の割合 「平成33年4月1日までに警察官に占める女性警察官の割合10%程度」を目標とし、その達成に向け積極的に推進した。 ○ 各役職段階に占める女性職員の割合(平成33年4月1日まで) ・警部級以上の階級にある女性警察官の割合 2%以上 ・課長級以上の女性警察職員の割合 10%以上	-	警察本部	警務課
③ 企業・団体等における女性の活躍に向けた取組への支援	指定管理者の選定における優遇措置	県の施設における指定管理者を選定する際の審査基準に、男女共同参画など社会的価値に関する視点を加えている。	-	全庁	
	女性の活躍促進事業費(一部)		11,687	県民文化部	男女共同参画推進課
	女性の活躍促進サミット2017開催費	女性の活躍の鍵を握る企業経営者のさらなる意識改革を図るために、あいち女性の活躍促進会議の構成団体と連携し、企業経営者等を対象としたサミットを開催した。 ・開催日H29.11.27(月) 参加者270人	4,508		
	働く女性のキャリアアップ・交流事業費	管理職として将来活躍する人材を育成するための「女性管理職養成セミナー」や、働く女性同士の交流会を開催した。 ○ 女性管理職養成セミナー ・4日間×4コース 参加者81人 ○ 女性管理職の交流カフェ ・開催日H29.12.1(金) 参加者28人	1,295		
	男性管理職向けワークショップ開催費	男性管理職を対象に、女性社員の育成方法や効率的な働き方などマネジメント能力の向上を目的とするワークショップを開催した。 ・開催日H29.10~11月 計6回 参加者95人	400		
	市町村事業費交付金	地域女性活躍推進交付金(内閣府・平成28年度補正予算、平成29年度当初予算)を活用し、女性の活躍推進に関する事業を実施する市町村に対して交付金を交付した。	5,484		
	女性の活躍企業応援事業費		10,774	県民文化部	男女共同参画推進課
	「あいち女性輝きカンパニー」認証事業費	女性の活躍促進に向けた取組を積極的に実施する企業等を「あいち女性輝きカンパニー」として認証した。また、特に優れた取組を行った企業を「あいち女性の活躍促進サミット2017」にて表彰した。 ○ あいち女性輝きカンパニーの認証及び表彰 ・認証件数378件(H30.3月末現在) ・表彰企業5社	853		
	女性の活躍奨励金支給事業費	女性の活躍促進に向け新たに具体的な取組を行った中小企業等に対し奨励金を支給した。 ・H29年度支給実績 75社 700万円	7,000		
	女性の活躍促進コーディネーター活動費	企業における女性の職域拡大や人材育成等の取組を促進するために、コーディネーターがアドバイスや情報提供を行った。	2,921		
女性の活躍金融機関連携事業費	地方銀行と連携し、銀行の窓口や渉外を通じて、銀行の取引先企業に対して県施策の活用を働きかけた。	5,668	県民文化部	男女共同参画推進課	

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
女③ 性の企業活 躍への支援 団体等 に向けた取 組	女性の活躍中小企業支援事業費	中小企業の好事例や取組手法等をまとめたハンドブックを活用し、中小企業における女性の活躍推進に関する動機づけや具体的な進め方についてセミナーを開催した。 ・開催回数3回 参加者101人	1,957	県民文化部	男女共同参画推進課
	中小企業金融対策事業費(経済環境適応資金貸付金)	「あいち女性輝きカンパニー」の認証を受けた中小企業者に対し、事業資金を貸し付けている。	-	産業労働部	中小企業金融課
	愛知県建設部総合評価落札方式の運用	平成29年度から愛知県建設部総合評価落札方式において、「女性の活躍促進宣言」を提出している企業や「あいち女性輝きカンパニー」の認証を受けている企業を評価することで、女性の活躍促進に向けた取組を促している。	-	建設部	建設企画課
④ 女性の 人材育成・ 能力開発	女性職員活躍促進事業費		841	総務部	人事課
	管理職向けセミナー	職場環境の整備や女性職員のキャリア形成を推進する取組として、人事配置や事務分担を決定する立場にある管理職員の意識を高めるため、所属長を対象にセミナーを実施した。 ・開催日H29.7.10、H29.7.19 参加者235人	421		
	育児支援・キャリアガイダンス	育児休業の取得中はキャリアが中断することから、職員のスムーズな職務復帰の支援を行うとともに、本人の仕事に対するモチベーションを高めるため、育休前や育休中、育休明けの県職員を対象としたガイダンスを実施した。 ・開催日H29.11.13 参加者105人	420		
	あいち男女共同参画財団補助金(一部)	○ 男女共同参画人材育成セミナー 政策・方針決定の場への女性の登用を積極的に推進するため、とりわけ県内市町村において審議会等に登用できる人材の育成を目的として、市町村から推薦を受けた方を対象にセミナーを実施した。 ・実施回数 年1回(8日間) 修了者 21人 ○ フォローアップセミナー 過去の人材育成事業受講者で構成する地域実践活動グループの自主的で地域に根ざした活動の一層の推進を図るため、セミナーを開催した。 ・開催日H30.2.1(木) 参加者35人	734	県民文化部	男女共同参画推進課
	男女共同参画人材育成事業		734		
⑤ 女性の ネットワー ク形成の支 援	男女共同参画推進事業費(一部)	男女共同参画社会の実現に向け、女性リーダーのネットワークを推進するための事業を開催した。 ○「2017あいち男女共同参画のつどい」の開催 ・開催日H29.10.6(金) 参加者512人 活動事例発表及び講演会を実施	-	県民文化部	男女共同参画推進課
	男女共同参画のつどい開催費(Ⅰ-1①の再掲)		-		
	あいち男女共同参画財団補助金(一部)	○ ウィルあいちフェスタ 男女共同参画社会の実現に資する講演やシンポジウムなど、参加団体が自ら企画したイベントを公募し、活動の発表の場を提供した。 ・開催日H29.11.18(土) 参加者700人 ○ 協働事業 女性団体、大学、企業等と協働して男女共同参画に関する事業を行い、連携の強化を図った。	560	県民文化部	男女共同参画推進課
	協働推進事業		560		
	あいち女性連携フォーラムの運営	県内女性団体の相互交流や女性の活躍に向けた気運醸成を図るため、女性団体が行うイベントの情報共有や、取組の情報交換等を実施した。(事務局:(公財)あいち男女共同参画財団、会員:15団体)	-	県民文化部	男女共同参画推進課
	女性の活躍促進事業費(一部)	管理職として将来活躍する人材を育成するための「女性管理職養成セミナー」や、働く女性同士の交流会を開催した。 ○ 女性管理職養成セミナー ・4日間×4コース 参加者81人 ○ 女性管理職の交流カフェ ・開催日H29.12.1(金) 参加者28人	-	県民文化部	男女共同参画推進課
	働く女性のキャリアアップ・交流事業費(Ⅱ-3③の再掲)		-		

#### 基本的施策4 様々な分野における男女共同参画の推進

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
① 地 域 共同活 動に お け る 男 女	あいち男女共同参画財団補助金(一部)	○ 男女共同参画人材育成セミナー 政策・方針決定の場への女性の登用を積極的に推進するため、とりわけ県内市町村において審議会等に登用できる人材の育成を目的として、市町村から推薦を受けた方を対象にセミナーを実施した。 ・実施回数 8日間 修了者 21人 ○ フォローアップセミナー 過去の人材育成事業受講者で構成する地域実践活動グループの自主的で地域に根ざした活動の一層の推進を図るため、セミナーを開催した。 ・開催日H30.2.1(木) 参加者35人	-	県民文化部	男女共同参画推進課
	男女共同参画人材育成事業(Ⅱ-3④の再掲)		-		

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
① 地域活動における男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業費(一部)	男女共同参画社会の実現に向けて一層の活躍を期するために、男女共同参画社会づくりを推進する上で顕著な功績を収めた個人又は団体を表彰した。 ・受賞者数 2人、1団体	18	県民文化部	男女共同参画推進課
	男女共同参画推進活動者表彰		18		
	女性団体連盟補助金	男女共同参画社会の実現と地域社会への貢献を目指して活動している愛知県女性団体連盟(構成団体:14団体、会員数:約9万6千人)に対し、運営費の補助を行った。	500	県民文化部	男女共同参画推進課
	交通安全母の会事業費補助金	愛知県交通安全母の会(平成30年5月現在:関係市町村36、会員数約63,000人)は、「交通安全は家庭から」を合言葉に、子どもや高齢者を交通事故から守るために、県内各地域で実施する交通安全活動を始めハンド・アップ広報隊活動や交通安全家族のつどい等の啓発活動を展開していることから、同団体に事業費の補助を行うことにより、母の会の交通安全啓発事業の拡大、充実を促し、交通安全思想の普及を図った。	500	県民文化部	地域安全課
	母親クラブ活動促進事業費	愛知県地域活動連絡協議会(旧母親クラブ)等に対し、地域における子育て環境整備を推進するための事業を委託した。 ○ 公園の安全点検活動 ○ 遊具の安全性や防犯面の点検 ○ 交通安全啓発活動 交通安全マスコットを作成し、街頭配布 ○ 組織強化活動 各地域で取組事例や活動の発表、情報交換の実施	302	健康福祉部	子育て支援課
	女性団体活動促進費	自ら課題を見つけ、解決に向けて行動するための、女性団体による持続可能な社会づくりに向けた現代的な社会教育活動の研究と、その結果を踏まえた実践活動を県内各地で行政と協働しながら実施する事業を委託した。	370	教育委員会	生涯学習課
女性教育指導者研修会費	市町村における女性教育活動の推進のため、地域の女性教育指導者に対し研修会を実施し、指導者としての資質向上を図った。	132	教育委員会	生涯学習課	
② 防災分野における男女共同参画の推進	防災協働社会形成推進事業	市町村、自主防災組織、事業者団体、地域団体、ボランティア団体等の県内各界各層の代表者による推進協議会を設置し、県内における幅広い連携を図りながら、男女共同参画の視点も踏まえ、防災活動に取り組んだ。 ○ あいち防災協働社会推進協議会の開催 ○ 防災貢献団体表彰 ○ あいち防災協働社会推進大会(あいち防災フェスタ)の開催 ・開催日H29.11.12(日) 参加者約6,000人	835	防災局	防災危機管理課
	防災ボランティア活動支援事業	大規模災害時における円滑なボランティアの受入体制作りのため、協定を結んだボランティア団体等と男女共同参画の視点も踏まえた平常時から顔の見える関係作りを進める他、防災ボランティアコーディネーターの育成にも取り組んだ。 ○ 連絡会の開催(4回) ○ 広域ボランティア支援本部訓練 ○ あいち防災フェスタの開催 ・開催日H29.11.12(日) 参加者約6,000人 ○ 防災ボランティアコーディネーター養成講座の開催 ・フォローアップ講座4回、レベルアップ講座1回 ○ 防災ボランティアに関する講演会等の実施	566	防災局	防災危機管理課
	防災会議運営費	愛知県防災会議の委員に女性を選任することで、女性の視点を踏まえた「地域防災計画」の策定に取り組んだ。 ○ 愛知県防災会議の開催 ・開催日H29.5.30(火) 出席者67人(会長(知事)、委員)	1,346	防災局	防災危機管理課
	消防団活動普及啓発事業費(一部)	県内消防団の活性化を図り、地域防災力の向上を目的に女性消防団員の加入を促進した。平成29年度も引き続き、若者を対象に大学等で消防団加入チラシを配布するなど加入促進に努めた。	-	防災局	消防保安課
	女性消防団員加入促進		-		
	婦人消防クラブ活動支援【消防協会において事業実施】	愛知県婦人消防クラブ連絡協議会が、女性の防火意識の高揚のため、各家庭の防火診断を始め、火気使用器具類の正しい取扱い方法や防火講習会の開催等、火災予防のための活動並びに研究を行う。さらに本協議会の組織強化を図るため、未加入市町村の結成促進に努めた。	-	防災局	消防保安課

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
男② 女防 共 同 分 野 画 に の お 推 け 進 る	消防団加入促進事業費 消防団活性化対策事業費 (一部) 女性消防団活性化推進プログラム事業	女性消防団の活躍の場を広げるため、サイコロジカル・ファーストエイド(災害時の心のケア)等、ワークショップを通じた女性消防団のスキルアップを図るとともに、各市町村の女性消防団間における連携の強化を図った。 ○ 女性消防団活性化推進プログラム 事例発表、ワークショップ(サイコロジカル・ファーストエイド、各種スキルアップ講座) ○ 女性消防団員による消防団PR事業 ラジオ番組、県Webページ、SNSを活用した情報発信	1,858	防災局	消防保安課
	持続可能な未来のあいちの担い手育成事業	未来の地域の担い手となる大学生がグローバルな視点を持って、継続的にエコアクションを実施することができるよう、平成27年度に立ち上げた「人づくり」プログラムである「かがやけ☆あいちサステイナ研究所」の取組を推進している。 平成29年度は、40名の大学生が研究員となって、10社のパートナー企業・団体から提示された環境課題に対して、解決策を提案するとともに、その成果を広く発信した。	11,429	環境部	環境政策課
	あいちエコアクション推進事業	県民一人一人の省資源・省エネといった環境への負荷を減らすエコアクション(環境配慮行動)を促進するため、県民参加型のイベントを開催するとともに、環境学習施設などのネットワークを活用した環境学習の提供やエコアクションに関する学習、情報発信などができるWebページを運営した。	12,301	環境部	環境活動推進課
	あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業	「あいち森と緑づくり税」を活用して、市町村やNPO等を対象とした企画提案型の交付金事業を実施し、森と緑の保全のための自発的な活動や、森と緑を社会全体で支える機運の醸成につながる環境学習に関する取組を支援した。	69,971	環境部	環境活動推進課
	環境学習プログラムの実施	本県の環境学習施設である「あいち環境学習プラザ」や「もりの学舎」などで、県民向けに体験型の環境学習事業(空気や水の汚れを調べる簡単な実験・講義、森の案内人と呼ばれるインタープリターによる自然体感プログラム、もりの学舎キッズクラブの運営等)を実施した。 ・実験・講義回数53回 受講者1,612人 ・自然体感プログラム参加者 14,901人	7,511	環境部	環境活動推進課
	インタープリター自然体感推進事業	環境のことを考え、行動する人づくりを推進するため、インタープリターによる自然体感プログラムを「子育て」の場に取り入れ、未就学児童に、自然に向き合う体験を提供した。また、未就学期の自然体験を通じた環境学習を広域的・継続的に実施するため、保育士、幼稚園教諭などに対する研修を実施した。	8,437	環境部	環境活動推進課
	ごみゼロ社会推進あいち県民会議	県民、事業者、行政が一体となってごみゼロ社会の形成を推進することにより、公衆衛生、環境の保全、資源の有効利用を促進することを目的に設立された「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」(事業者団体、消費者団体、女性団体、県内市町村等111団体で構成)の事務局として、研修会等の開催、普及啓発、情報収集・提供や調査・研究を行った。 ○ ごみゼロ社会推進あいち県民大会 ・開催日H29.11.18(土)のべ参加者数557人	734	環境部	資源循環推進課
	あいち環境塾	環境を総合的に捉え、持続可能な社会づくりに向け、産学官や異業種間の連携を図り新規の環境ビジネスや環境施策等を自らプロデュースできる人材を育成した。 ・期間H29.6月～11月のうち12日間 卒塾生20人	5,519	環境部	資源循環推進課
	三河湾環境再生推進費(一部)	県民、NPO等団体、市町村及び県が一体となって、三河湾の環境再生に向けた取組の機運を高めるため、「三河湾環境再生プロジェクト -よみがえれ!生きものの里“三河湾”-」として、三河湾環境再生体験会、三河湾環境学習会などの事業を実施した。	8,377	環境部	生活環境地盤対策室
	地球温暖化対策地域推進費(家庭のCO <sub>2</sub> 見える化推進事業費)	家庭の電気やガスなど使用量を記入するとCO <sub>2</sub> 排出量が確認できる環境家計簿を掲載したウェブサイトの管理、運営を行った。	-	環境部	地球温暖化対策課
観光まちづくり推進事業	県内各地で観光を活用したまちづくりに取り組んでいる方を対象にゼミ生を公募した。ゼミ生が、それぞれの地域の隠れた魅力を紹介する観光コースを企画・発表し、ゼミ生の投票により、実際に訪れるコースを選出の上、ゼミ生参加のモニターツアーを行い、企画した地域のゼミ生が、他のゼミ生のおもてなしを行った。 ・H29 ゼミ生数:71人(25市町村)	401	振興部	観光振興課	

③ 環境活動、観光まちづくり分野における男女共同参画の推進

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
共野光③ 同にま環 参おち境 画けづ活 のく動 推男り、 進女分観	高校生環境学習推進事業	高校生が大学やNPO等の継続的な支援を受け、環境問題に関するテーマについて調査・研究を行い、その結果を基に環境学習プログラムを作成するとともに、作成したプログラムの普及・活用を図ることで、高校生を中心とした若い世代の環境学習を推進した。	7,638	環境部	環境活動推進課
④ 農林水産分野、 商工業分野における男女共同参画の推進	農業改良普及指導費(一部)		257	農林水産部	農業経営課
	地域農業リーダー育成事業	農業就業人口に占める女性の割合は5割を占め、農村地域や農業経営における役割は極めて大きい。そのため、農村女性のリーダーとなる女性農業者を農村生活アドバイザーとして認定し、地域農業の担い手の資質向上を図った。 ○ 愛知県農村生活アドバイザーの認定 24人 ○ 認定者に対する研修会(県域2回)の開催 ・開催日H29.11.24(金)参加者21人、H30.1.24(水)参加者26人	257		
	女性農業者活躍支援事業費		3,916	農林水産部	農業経営課
	若手女性農業者育成事業費	結婚などを機に農業に従事することとなった若手の女性農業者を対象に、農業経営に関する基礎知識、栽培技術、農産加工技術、ライフプランの樹立及び農業体験支援に関するヤングミセスセミナー及び女性農業者応援企業セミナー(8地区計28回)を開催した。	1,290		
	方針決定の場で活躍できる女性農業者育成事業費	地域のリーダーである女性農業者を対象に、人材育成セミナー(3地区計9回)、市町村幹部や農業協同組合長等との懇談会(3地区計5回)を開催した。	432		
	女性起業家確保・育成事業費	農業分野における女性起業家の確保・育成のため、女性起業家や起業を志向する女性農業者を対象に、起業による女性経営者の経営発展をめざす交流「あいちひめこらぼ起業研修会」(県域1回)を開催した。 ・開催日H29.10.11(水)参加者34人	288		
	女性プラン推進事業費	会議構成員の市町村・JA等が男女共同参画促進に向けて取り組む内容の提示と共有による連携促進会議(8地区計14回)を開催した。また、家族経営協定に関する研修会(8地区計17回)を開催した。	106		
	あいち農業女子現地交流会開催費	農業をより身近に感じるための現地交流会(4コース、参加人数計103人)を開催し、女性農業者の早期経営参画や就農を促進した。 ・西三河コース:H29.9.2(土) 20人 ・尾張コース:H29.9.10(日) 29人 ・山間部コース:H29.10.29(日) 20人 ・東三河コース:H29.11.12(日) 34人	1,800		
	農村生活アドバイザーによる女性農業者の活躍促進	地域農業のリーダーである「農村生活アドバイザー」による農村女性の先導役としての活動を促進するため、家族経営協定の推進、次代の後継者・担い手の育成、地域における方針決定の場への参画推進、農業振興に関する助言を行った。	-	農林水産部	農業経営課
	商業振興事業費補助金(商店街振興組合連合会事業(一部))	商店街の女性部層の指導育成を図るため、愛知県商店街振興組合連合会が実施する商店街女性部研修会、商店街女性部視察交流会等に助成した。	2,123	産業労働部	商業流通課
商店街女性部活性化の推進	○通常総会 1回 ○セミナー・情報交換会 2回 ○商店街女性部視察交流会 2回	2,123			
あいち・ウーマノミクス推進事業(あいち・ウーマノミクス研究会開催)	女性の活躍と雇用拡大を通じた新たな産業の創出、人材の育成等に向けた研究会を開催した。(女性雇用促進グループ、1回)	265	産業労働部	産業労働政策課	
参け学⑤ 画る術科 の男分学 推女野技 進共に術 同お・	女性の活躍理系女子応援事業費(I-2⑤の再掲)	製造業等理系分野に従事する女性技術者及び研究者の拡大を図るため、女子中高生が大学及び企業の研究開発施設等取材情報発信を行ったほか、成果発表会を開催した。 ・開催日 取材ツアー:H29.8月のうち5日間 参加者75人 成果発表会:H29.11.4(土) 参加者105人	-	県民文化部	男女共同参画推進課



具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
学⑤ 参画の男 画の女 進の技 進の術 共の学 同の術 おの共 進の同	あいち・ウーマノミクス推進事業(青少年発明クラブ女性指導員活躍促進事業)	将来のモノづくりを支える人材の裾野拡大に貢献する青少年発明クラブに対し、より多くの少女たちの参加や定着を推進するため、発明クラブの活動の活性化に寄与している女性指導員の活躍を促進した。	197	産業労働部	産業科学技術課

### 基本的施策5 男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
① 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランス普及推進費	平成28年2月に策定した「あいち仕事と生活の調和行动計画2016-2020」に基づき、官民が一体となった取組を推進した。 ○ 「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」の開催 ○ 啓発資料の作成・配布	686	産業労働部	労働福祉課
	仕事と生活の両立支援促進事業費	男女が共に、子育てや介護等ライフステージの各段階において、多様で柔軟な働き方を選択でき、安心して働き続けられる職場環境の整備を促進した。 ○ あいちイクメン・イクボス応援会議の開催 ○ 仕事と介護の両立支援フォーラム・セミナーの開催 ○ あいちワーク・ライフ・バランス推進運動の実施 ○ 仕事と家庭のインターンシップの実施	17,370	産業労働部	労働福祉課
	職場環境改善支援事業	働き方の見直しについて、具体的な解決策を見い出せないでいる企業に対し、専門家を「働き方改革アドバイザー」として派遣し、企業内における職場環境改善の取組を支援した。 ○ 個別訪問による普及啓発 ○ 事前セミナーの開催 ○ 働き方改革アドバイザーの派遣 ○ 取組報告会の開催 ○ ミニ就職フェア(企業説明会)の開催	10,793	産業労働部	労働福祉課
	若者職場定着支援事業費	新規学卒者等の若者が就職後に離職することなく安定して働き続けられる環境を整備するため、職場内で相談相手となる人材の養成や専門家の派遣等により、企業における職場定着の取組を支援した。 ○ 「若者職場定着サポーター」養成講座の開催 ○ 働く若者の意識並びに企業の取組事例等の調査及び事例集の作成、セミナー交流会の開催、会社合同説明会の開催 ○ 若者職場定着アドバイザーの派遣	8,719	産業労働部	労働福祉課
	短期育児休業促進事業費	県男性職員が職場に気兼ねなく安心して育児休業を取得できる環境を整備するとともに、職場の負担軽減を図るため、短期の育児の育児休業代替職員として臨時雇用職員を雇用し、県男性職員の育児休業取得を促進した。	2,079	総務部	人事課
② 職場における仕事と家庭生活の両立支援の取組	県職員向けワーク・ライフ・バランスの推進	「職員のワーク・ライフ・バランス推進要綱」に基づく取組を推進した。 ○ ワーク・ライフ・バランス推進強化月間(7月～8月)の実施	-	総務部	人事課
	ファミリー・フレンドリー企業推進費	従業員の仕事と育児・介護等を両立できるよう積極的に取り組む企業を「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」として登録する制度を運用し、その普及拡大を図る。 ○ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度の運営 ○ 登録の推進、専用Webページでの登録企業や取組の紹介 ○ ワーク・ライフ・バランス普及コンサルタント(社会保険労務士)の派遣 ・派遣回数24回 ○ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業表彰の実施 ・ファミリー・フレンドリー企業賞4社	1,671	産業労働部	労働福祉課
	仕事と生活の両立支援促進事業費(Ⅱ-5①の再掲)	男女が共に、子育てや介護等ライフステージの各段階において、多様で柔軟な働き方を選択でき、安心して働き続けられる職場環境の整備を促進した。 ○ あいちイクメン・イクボス応援会議の開催 ○ 仕事と介護の両立支援フォーラム・セミナーの開催 ○ あいちワーク・ライフ・バランス推進運動の実施 ○ 仕事と家庭のインターンシップの実施	-	産業労働部	労働福祉課
	警察職員に対する働き方の見直し施策の推進	時間当たりの成果を重視した働き方ができる組織の構築を目指し、幹部職員を対象としたリーダー研修及び職場ごとにおける働き方の見直し研修を実施した。 また、男女共同参画、ワークライフバランス推進等をテーマとした意識改革教養を実施した。	3,427	警察本部	警務課

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
庭② 職場の 生活の におけ る支 援仕 事の 取組 と家	警察職員に対する両立支援施策の推進	「育児短時間勤務者及び部分休業取得者の業務指定」を継続して実施し、制度を取得しやすい環境づくり及び組織負担の軽減を図った。 ○ 警察共済組合愛知県支部がベビーシッター業者と法人契約を締結し、職員が仕事に専念できる環境を整備 ○ 警察共済組合愛知県支部がホームヘルパー事業者と法人契約を締結し、職員が子育てや介護等ライフステージの各段階において、様々なサポートを受けながら、安心して働き続けられる職場環境の整備を促進 ○ 愛知県警察互助会からベビーシッター利用助成及び有料託児施設利用助成を継続して実施	-	警察本部	警務課 厚生課
③ 男性が家庭・地域生活に参画しやすい環境づくりの推進	県男性職員向け「イクメンサポート」の推進	県男性職員に対する育児参加支援策「イクメンサポート」を実施した。 ○ 啓発資料の配布、育児支援制度説明会の開催 ○ イクメンサポート面談の実施 ○ 「月1はぐみん年休」運動の実施	-	総務部	人事課
	短期育児休業促進事業費(Ⅱ-5②の再掲)	県男性職員が職場に気兼ねなく安心して育児休業を取得できる環境を整備するとともに、職場の負担軽減を図るため、短期の育児の育児休業代替職員として臨時雇用職員を雇用し、県男性職員の育児休業取得を促進した。	-	総務部	人事課
	あいち男女共同参画財団補助金(一部)	男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決や新たな活動へのチャレンジ、多様な働き方を可能にする環境づくり、男女共同参画により地域の課題に取り組む人材の養成などに役立つ講座を開催した。 ・全10講座(公開講座2回含む) 参加者1,062人	-	県民文化部	男女共同参画推進課
	男女共同参画セミナーの開催(Ⅰ-1⑤の再掲)		-		
	イクメン・イクジョイ育成推進事業費	父親と子どもが参加できるあそびの体験プログラムを活用し、市町村担当者や子育てに関わる方を対象に研修を実施することで、地域のイクメン育成のけん引役を養成するとともに、父親向けのアドバイスブックを作成・配布し、父親等の育児参加を促進した。	9,200	健康福祉部	子育て支援課
	子育て応援の日(はぐみんデー)普及啓発事業	毎月19日の「子育て応援の日(はぐみんデー)」をきっかけに、できることから子育てを応援する取組を行うことを呼びかけ、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図るため、はぐみんデー普及推進強化月間である11月を中心に、はぐみんデーの普及を目的としたイベントの啓発活動を行った。	866	健康福祉部	子育て支援課
	おうちでごはんの日普及啓発	毎月19日を「おうちでごはんの日」とし、早めに帰宅して、家族や友人と一緒に食卓を囲むよう、庁内放送を行うとともに、他部局と連携した「育19キャンペーン」において街頭啓発活動を実施した。	-	農林水産部	食育消費流通課
	あいちっこ子育て支援事業費(一部)	教育事務所単位で、乳幼児から小中学生の子供をもつ保護者、家庭教育(子育て)支援者を対象とした交流会や学習会等を開催した。	504	教育委員会	生涯学習課
あいちっこイキイキ子育て支援地域交流会開催費	504				
職場内家庭教育推進費(Ⅰ-2②の再掲)	企業に講師を派遣し、家庭教育に関する研修を設けることを奨励した。 ○ 職場内家庭教育研修会 年6回	-	教育委員会	生涯学習課	
の軟④ 推な多 進働様 きで 方柔	県職員向け多様な弾力的な働き方の検討・推進	時差勤務制度の拡充など、多様な弾力的な働き方を検討・推進した。	-	総務部	人事課
	ワーク・ライフ・バランス普及推進費	企業経営者や働く人へワーク・ライフ・バランスの重要性を訴え、推進するための普及啓発資料を作成した。 ○ 啓発資料の作成・配布	-	産業労働部	労働福祉課

### 基本的施策6 就業環境の整備

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
度雇用① のを機男 周図会女 知るとの 法待均 令遇等 ・のな 制確雇	ワーク・ライフ・バランス普及推進費(Ⅱ-5④の再掲)	企業経営者や働く人へワーク・ライフ・バランスの重要性を訴え、推進するための普及啓発資料を作成した。 ○ 啓発資料の作成・配布	-	産業労働部	労働福祉課

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
② 非正規労働者の雇用環境の促進	労使関係調整費	労使関係の安定を図るため、中小企業の労使関係者を対象に、労務管理上の諸問題を解決するための個別指導を行った。また、労働関係法令の基礎知識に関する資料等を情報提供した。	1,591	産業労働部	労働福祉課
	ヤング・ジョブ・あいちにおける相談対応、情報提供	若者の就職を応援するため、愛知労働局と連携して運営する「ヤング・ジョブ・あいち」において、就業相談から職業紹介まで幅広い就職支援メニューをワンストップで提供した。	16,232	産業労働部	就業促進課
③ 各種ハラスメントへの対策の推進	県職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進	「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」及び「妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱」を庁内LANに載せ、すべての職員へ“セクシュアル・ハラスメント等をしてはいけない”という意識を促すとともに、各種研修などの機会を利用して、職員への注意喚起、指導及び相談窓口の案内を行った。	-	総務部	人事課
	ワーク・ライフ・バランス普及推進費(Ⅱ-5④の再掲)	企業経営者や働く人へワーク・ライフ・バランスの重要性を訴え、推進するための普及啓発資料を作成した。 ○ 啓発資料の作成・配布	-	産業労働部	労働福祉課
	中小企業労働相談費(労働相談の実施)	相談者が解決したいと望んでいる労働問題全般に対して、労働法関係法令の知識や情報等を提供し、相談者の置かれた状況に応じて、個別具体的な助言を行うことにより、問題の自主的解決を支援した。 (ウイングあいち17階の労働相談コーナー及び各県民事務所産業労働課等に労働相談員を配置し、労働者、経営者等からの相談に応じるとともに、要望のあった市役所等に向いて巡回労働相談を実施)	1,013	産業労働部	労働福祉課
	教職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進	初任者研修、新規採用実習助手・寄宿舎指導員研修、臨時教員等研修、10年経験者研修において、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」の趣旨を徹底し、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めるとともに、相談窓口について周知を図った。さらに、管理職員パワーアップ講座(校長・教頭・部主事)においても、セクハラ・パワハラ防止の周知を行い、校内外のあらゆる機会を捉えて、セクハラ・パワハラ防止を含めた不祥事防止の徹底を図るよう、研修を行った。 また、リーフレットを活用し、セクハラ、わいせつ行為の防止を徹底した。	-	教育委員会	教職員課
県警察職員の各種ハラスメント防止対策の推進	ハラスメント防止対策要綱を定め、各種ハラスメントの定義、監督者と職員の責務等を明らかにするとともに、各所属に相談窓口を、警察本部に総合相談窓口をそれぞれ設置し、ハラスメントの防止及び排除に向けた対策を推進した。	-	警察本部	警務課	
④ 保育所待機児童対策の推進	保育所運営費補助金(一部)		235,071	健康福祉部	子育て支援課
	低年齢児途中入所円滑化事業費	低年齢児の途中入所に対応するため、あらかじめ配置基準を超えて保育士を配置するために必要な経費を補助した。	28,125		
	1歳児保育実施費	保育所における1歳児担当保育士の配置割合を国配置基準の6:1より充実させるための運営費を補助した。	206,946		
	子育て支援対策基金事業費(一部)		1,981,779	健康福祉部	子育て支援課
	市町村事業費補助金(保育サービス等の充実)	都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による「保育サービス等の充実」のため、子どもを安心して育てることができる体制整備を行った市町村に補助した。	1,981,779		
	保育士・保育所支援センター費	保育士の有資格者でありながら保育士として就労していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職の支援、保育所の潜在保育士活用支援等を行う専任のコーディネーターを設置した「保育士・保育所支援センター」を運営した。 これにより、保育需要の増大に伴い、保育士の確保を円滑に進め、質の高い人材を確保することにより保育体制の整備を図った。	6,070	健康福祉部	子育て支援課
	子育て支援関係職員研修費(一部)		14,969	健康福祉部	子育て支援課
	保育教諭資格取得支援事業費補助金	保育教諭の資格を取得するために必要となる費用の一部を補助した。	1,449		
	保育士就職促進支援事業費補助金	指定保育士養成施設が保育所への就職促進のために要した費用の一部を補助した。	13,520		
	保育士修学資金貸付事業費	指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付ける事業を行うための補助を行った。	6,448	健康福祉部	子育て支援課

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
④ 保育所待機児童対策の推進	施設型教育・保育給付費	子どもの保護者の選択に基づき、市町村が私立の認定こども園、私立幼稚園及び私立保育所において特定教育又は保育を実施するための費用を負担及び補助した。	12,533,254	健康福祉部	子育て支援課
	地域型保育給付費負担金	市町村の認可事業として実施する、地域型保育事業(家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業)を実施するために要する経費を負担することにより、待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供した。	1,626,662	健康福祉部	子育て支援課
	産休・病休代替職員設置費	児童福祉施設等の職員が出産又は疾病のため長期に渡り休暇を取る場合に、代替職員の雇用に要する費用を補助した。	13,439	健康福祉部	子育て支援課
	保育士キャリアアップ研修費	保育士等の追加的な処遇改善要件である、技能・経験に必要となるリーダー的な役割を求められる職員等に対する研修の体系化を行い、研修を通じたキャリアアップが円滑に行われるよう研修を実施した。	9,601	健康福祉部	子育て支援課
	保育補助者雇上費貸付事業費	保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図るため、保育士資格取得をめざす保育補助者の雇い上げに必要な費用を貸付けた。	3,280	健康福祉部	子育て支援課
	保育補助者雇上強化事業費補助金	保育士等における保育士の負担を軽減するため、保育所等に勤務する短時間勤務の保育補助者を雇い上げる費用の一部を補助した。	73,648	健康福祉部	子育て支援課
⑤ 多様なニーズに対応した保育サービスの量的拡充	保育所運営費補助金(一部)		10,176	健康福祉部	子育て支援課
	民間保育所運営費補助金	民間保育所の運営基盤の確立及び耐震化を図るため、市町村が民間保育所における整備費借入金返済金、耐震改修費について補助した場合、愛知県民間保育所運営費補助金交付要綱に基づき、その補助額の1/2を市町村に対し補助した。	7,859		
	1歳児保育実施費(Ⅱ-6④の再掲)	保育所における1歳児担当保育士の配置割合を国配置基準の6:1より充実させるための運営費を補助した。	-		
	保育環境改善等事業費	保育所における障害児受入れのための小規模な施設改修に要する経費の補助、認可外保育施設の衛生・安全対策の事業費補助を行った。	2,317		
	地域子ども・子育て支援事業費補助金(一部)		498,889	健康福祉部	子育て支援課
	延長保育事業費	勤労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の開所時間(11時間)を超えて保育を実施する又は、開所時間内における利用時間帯を超えて保育を実施する市町村以外が設置する保育所及び小規模保育事業所等の運営費を補助した。	288,267		
	病児保育事業費	病院等で病児・病後児を一時的に預かる場合や、保育所へ通所中等の児童が体調不良になった場合、保護者が迎えに来るまで保育所で保育をする経費を補助した。	210,622		
	事業所内保育設置推進事業費	事業所内保育の設置を推進するため、平成28年度に実施した追跡調査で、回答があった企業等を対象に、制度説明や先行事例紹介等の内容を盛込んだセミナーを開催した。 ・開催日H29.8.1(火) 参加者108人	702	健康福祉部	子育て支援課
	子育て支援対策基金事業費(一部)(Ⅱ-6④の再掲)		-	健康福祉部	子育て支援課
	市町村事業費補助金(保育サービス等の充実)	都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による「保育サービス等の充実」のため、子どもを安心して育てることができる体制整備を行った市町村に補助した。	-		
	第三子保育料無料化等事業費補助金	第三子以降児を保育所に入所させている保護者に対して、3歳到達年度末まで保育料を無料又は軽減する市町村に対し、無料又は軽減に要する費用を補助した。	164,493	健康福祉部	子育て支援課
	病児・病後児保育普及促進事業費	病児・病後児保育の促進のため、病児・病後児保育促進モデル事業により事業開始した市町村に運営費を補助する。また、病児保育を担う人材の質の維持・向上を図るための研修を実施した。	3,002	健康福祉部	子育て支援課
病児保育施設整備費補助金	市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく病児保育事業を実施するための施設として整備する経費について助成した。 ・助成対象:1市1箇所	8,040	健康福祉部	子育て支援課	

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
⑥ 放課後子ども総合プランの充実	放課後児童健全育成事業費	共働き等の理由で昼間保護者がいない家庭の小学校就学児童に、放課後や長期休暇時に小学校等の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供するための放課後児童クラブの運営を支援した。 ・52市町村1,421箇所	2,950,157	健康福祉部	子育て支援課
	放課後児童クラブ設置促進事業費	市町村が学校の余裕教室等の既存施設を改修し、放課後児童クラブ実施施設として整備する経費について助成した。 ・助成対象:6市町22箇所	28,209	健康福祉部	子育て支援課
	放課後児童クラブ整備費補助金	新たに放課後児童クラブの整備を行うための経費へ補助した。 ・助成対象:(整備)14市町35箇所	71,826	健康福祉部	子育て支援課
	放課後児童支援員研修費	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の認定資格研修を実施した。	6,710	健康福祉部	子育て支援課
	放課後児童支援員キャリアアップ研修費	放課後児童支援員の経験年数等に応じたより専門性の高い研修を実施した。	3,654	健康福祉部	子育て支援課
	放課後子ども教室推進事業費	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用した子供の活動拠点(居場所)を設け、地域の方々に教育活動推進員、教育活動サポーター、ボランティアとして参加していただき、様々な体験活動や学習活動の場を提供した。	305,097	教育委員会	生涯学習課
⑦ 介護支援の充実	介護サービス第三者評価推進事業費	介護サービス事業者に対する第三者評価事業の適切な推進を図り、利用者が事業者を選ぶ仕組みを構築し、介護保険サービスの質の向上を図るため、「介護サービスの情報の公表」、「地域密着型サービス外部評価」を実施した。	43,879	健康福祉部	高齢福祉課
	介護支援専門員等資質向上事業費	介護支援専門員が業務を行う上での悩みや相談に応ずる窓口を、愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会に委託し、相談業務を実施した。 ・相談件数186件	1,159	健康福祉部	高齢福祉課
	介護支援専門員研修事業費	介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する事業所・職種等との連絡調整など介護保険制度の円滑な運営を図る上で重要な役割を担う介護支援専門員の研修等について検討を行う介護支援専門員支援会議を行った。また、小規模多機能型居宅介護事業所に勤務する介護支援専門員に対する研修を行った。 ・開催回数2回 受講者38人	767	健康福祉部	高齢福祉課
	地域医療支援事業費(一部)	地域住民や関係団体等を対象とし、認知症についての正しい知識をもち、地域で暮らす認知症の方とその家族のよき理解者、支援者となるための「認知症サポーター養成講座」を開催した。	294	健康福祉部	地域包括ケア・認知症対策室
	認知症理解普及啓発事業		294		
介護事業所人材育成認証評価事業費	介護サービス情報公表調査を希望する事業所を対象に、人材育成が優良な介護サービス事業所を認証した。 ・H29認証事業所 83件	2,183	健康福祉部	高齢福祉課	

## 基本的施策7 女性への就業支援

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
① 女性の再就職支援	女性のチャレンジ応援サイト「愛・チャレンジ」による情報提供	就職、起業、キャリアアップ、NPO・ボランティア活動など、「何かしたい」「何か始めたい」女性を総合的に支援する情報サイトを運営した。	-	県民文化部	男女共同参画推進課
	子育て女性再就職支援事業	出産・子育て等で離職した女性の再就職を支援するために、あいち子育て女性再就職サポートセンターを運営し、相談・カウンセリング、ワークシヨップ、職場実習、再就職相談会を実施した。	19,429	産業労働部	労働福祉課
② 女性の起業への支援	あいち男女共同参画財団補助金(一部)		200	県民文化部	男女共同参画推進課
	男女共同参画セミナーの開催(I-1⑤の再掲)	男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決や新たな活動へのチャレンジ、多様な働き方を可能にする環境づくり、男女共同参画により地域の課題に取り組む人材の養成などに役立つ講座を開催した。 ・全10講座(公開講座2回含む) 参加者1,062人	-		
	女性の再チャレンジ支援事業	子育て等でいったん仕事を中断した女性の社会参画を支援するため、起業についての相談を実施した。	200		

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
② 女性の起業への支援	中小企業総合支援事業費補助金(うち創業コーディネーター支援事業、創業プラザ事業及び革新起業家創出支援事業)(うち女性起業家支援事業)	○ 創業コーディネーター支援事業、創業プラザ事業及び革新起業家創出支援事業 創業準備スペース等を提供する「創業プラザあいち」において、創業に関する専門家が相談に応じるほか、県内で起業を予定している者を対象とした「あいち創業道場」や平日受講できない者を対象とした「土曜集中講座」を開催した。 ○ 女性起業家支援事業 女性起業家及び起業を考えている女性を対象に、起業や事業運営をテーマとしたセミナー並びに交流会を開催した。 ・開催日H30.2.22(木) 参加者93人	8,027	産業労働部	中小企業金融課
	あいち・ウーマノミクス推進事業(女性起業家育成・促進事業)	若手女性起業家の育成を支援 ○ 女性起業コーディネーターの育成(1回) ○ 女性を対象としたソーシャルビジネスプランコンテストの開催 ・知事賞3件、協賛機関賞7件	4,800	産業労働部	産業労働政策課
③ 女性医師等医療従事者に対する就業支援	病院内保育所運営費補助金	病院に従事する職員の離職防止及び再就職の促進を図るため、院内保育施設の運営費に対し助成した。	381,020	健康福祉部	医務課
	看護研修センター費(一部)	看護教員等指導者の養成、施設内教育の支援、再就業の促進のための研修、継続教育に関する普及啓発など多角的な研修事業を実施するため、総合看護専門学校内に平成15年度から「看護研修センター」を設置・運営した。	2,212	健康福祉部	医務課
	看護職定着支援業務	新人看護職員の離職防止対策として、新人看護職員の指導者確保が困難な中小病院等に対し、職員を派遣して研修等を実施した。	170		
	看護職カムバック研修	再就業に必要な知識や技術を習得し、就業を促進するための実務研修を実施した。	2,042		
	ナースセンター費	看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき、平成5年度から愛知県ナースセンターを設置((公社)愛知県看護協会に委託)し、看護師等就業促進事業や看護に関する啓発活動などを実施している。また、平成15年度からは、豊橋支所、平成27年度からは名駅支所を設置し、再就業策の強化を図っている。 ○ 看護師等就業促進事業(就業相談など) ○ 看護に関する啓発活動(ガイドブックの作成、進路相談など) ・H29 ナースセンター利用者の就職者1,304人	109,716	健康福祉部	医務課
	女性医師等就労支援事業費補助金	職場を離れた女性医師の復職支援、短時間勤務等を取り入れる医療機関への助成など、女性医師が育児をしながら働くことができる体制整備への支援を行った。	49,798	健康福祉部	医務課
	キャリア教育推進事業	県内の医学部を有する大学に対し、女性医師のキャリア形成などに係る医学部生への講習会等の実施に係る経費を助成した。	780		
	女性医師復職研修事業	県内の医学部を有する大学及び病院に対し、育児等で現場から離れている女性医師の復職トレーニングの実施に係る経費を助成した。	2,938		
	短時間勤務制度等利用促進事業	女性医師の就労継続支援のため、医療機関に対し、育児中の女性医師が短時間勤務制度等を利用する際に要する、代替医師の人件費を助成した。	46,080		
	医療勤務環境改善支援センター事業費	医療機関においては、医師・看護師等の離職防止や医療安全の確保を図るため、医療勤務環境の改善に努めることとされ、県では、こうした取組を支援するため医療勤務環境改善支援センターを設置し、相談に応じるほか、必要な情報の提供を行うなど総合的な支援を行った。	4,539	健康福祉部	医務課
県立病院事業費(一部)		91,454	病院事業庁	管理課	
院内保育所の設置	病院に勤務する生後6月から3歳の子どもを持つ医療従事者の希望にかなった職場復帰を可能とするため、院内において安心して子どもを預けることのできる保育施設を運営し、就業を支援した。	78,193			
看護職員宿舎の設置	病院に勤務する看護職員を対象に、各病院の近隣に位置する賃貸マンションの一部を借り上げ、低廉な負担金による入居を可能とし、県外出身者等の住宅事情を改善するとともに、職住近接により就業を支援した。	13,261			

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
④ 介護分野への就業支援	福祉人材センター費	社会福祉法に基づき、福祉人材センターとして指定した(社福)愛知県社会福祉協議会が、福祉人材無料職業紹介所(県福祉人材センター、豊橋市福祉人材バンク)の運営、社会福祉事業従事希望者に対する説明会、就職相談事業及びセミナー等を実施し、就職活動を支援した。	21,343	健康福祉部	地域福祉課
	福祉・介護人材確保対策費	学生や資格取得見込者を対象とした施設見学、専門員によるフォローワークや大学等への巡回相談、職場体験機会の提供、福祉系高校や大学への出張セミナーの実施、介護職への理解促進とイメージアップのため、若い世代を対象としたPR活動等を行い、福祉・介護人材の参入、定着を図った。	360,574	健康福祉部	地域福祉課
	介護福祉士等修学資金貸付事業費	(社福)愛知県社会福祉協議会が、介護福祉士の資格取得を目指す学生等に対する修学資金や実務者研修の受講費用、及び離職した介護人材のための再就職準備金の貸付をするための原資補助を行うことで、一億総活躍社会の実現に向けて、求められる介護サービスを提供できるよう、福祉・介護人材の確保を図った。	40,763	健康福祉部	地域福祉課
	介護施設内保育所運営費補助金	介護施設に従事する職員の離職防止及び再就業の促進を図ることを目的として、介護従事者のための介護施設内保育施設の運営費に対して助成した。 ・H29補助対象施設 25保育所	169,393	健康福祉部	高齢福祉課
⑤ への就づくり支援分野	あいち・ウーマノミクス推進事業(働く女子魅力発信事業)	モノづくり現場で活躍する女性の事例等の調査、その女性たちを紹介するパンフレットの作成及び交流会の開催 ・事例調査対象 30件 ・パンフレット作成数 4,000部 ・交流会 開催日H29.11.8(水)～H29.11.10(金)、H30.3.16(金) 参加者58人	3,908	産業労働部	産業振興課
	誰もが働きやすい現場環境整備工事	工事現場において、女性も含め誰もが働きやすい現場環境とするため、男女別トイレや更衣室等を設置した。	—	建設部	建設企画課

### 重点目標Ⅲ 安心して暮らせる社会づくり

#### 基本的施策8 人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
① 人権教育・啓発の推進	人権問題啓発推進事業費	人権問題について教育・啓発を行い、県民の人権意識の高揚を図った。 ○ 人権講演会(講演、映画上映、啓発パネル展示等)、人権ユニバーサル事業、研修等の実施 ○ 新聞、交通広告等による人権啓発広報の実施 ○ 人権啓発図書及びDVD等の貸出し、人権啓発プラザにおける企画展の実施 ○ 人権啓発パンフレット等の作成及び配布	24,931	県民文化部	人権推進室
	あいち人権啓発プラザの運営		847		
	人権週間広報等の実施		16,114		
	人権講演会、人権ユニバーサル事業の実施		4,379		
	研修会等の開催		366		
	人権情報紙の発行		613		
	人権啓発資料の作成・配布等		2,612		
	職員の研修派遣	人権に関する学習機会を増やすため、県内の企業・諸団体、市町村及び県の各部局が実施する職場研修の講師として職員を派遣した。 ・派遣回数58回	—	県民文化部	人権推進室
	女性総合センター管理運営委託費(一部)	○ パネル展示「DV」及び「人権」のパネルと関連図書を展示した。	—	県民文化部	男女共同参画推進課
	ウィルあいち情報ライブラリーの運営(Ⅰ-1②の再掲)		—		
社会教育指導費	社会教育分野で指導的役割を担う人々を対象に、広く人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図るとともに、人権に関わる問題の解決に資することができるよう、学習活動を総合的に推進した。 ○ 人権教育指導者研修会 ・中央研修会 4回、地区研修会 10回 ○ 人権教育啓発資料作成・配布	2,209	教育委員会	生涯学習課	
人権教育指導者研修会費		2,153			
人権教育啓発資料作成費		56			

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
② 性的少数者への理解促進	人権問題啓発推進事業費	人権問題について教育・啓発を行い、県民の人権意識の高揚を図った。 ○ 人権講演会(講演、映画上映、啓発パネル展示等)、人権ユニバーサル事業、研修等の実施	-	県民文化部	人権推進室
	人権講演会、人権ユニバーサル事業の実施(Ⅲ-8①の再掲)		-		
	研修会等の開催(Ⅲ-8①の再掲)		-		
	女性総合センター管理運営委託費(一部)	○ 情報ライブラリーフェスタ 男女共同参画社会の実現に役立つ情報発信のための展示を年2回実施した。 ・テーマ「LGBTの基礎知識」、「働き方改革でどうなる??」	-	県民文化部	男女共同参画推進課
	ウィルあいち情報ライブラリーの運営(Ⅰ-1②の再掲)		-		
	社会教育指導費	社会教育分野で指導的役割を担う人々を対象に、広く人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図るとともに、人権に関わる問題の解決に資することができるよう、学習活動を総合的に推進した。 ○ 人権教育指導者研修会 ・中央研修会 4回、地区研修会 10回 ○ 人権教育啓発資料作成・配布	-	教育委員会	生涯学習課
人権教育指導者研修会費(Ⅲ-8①の再掲)	-				
人権教育啓発資料作成費(Ⅲ-8①の再掲)	-				
③ 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援	人権問題啓発推進事業費(一部)	人権問題について教育・啓発を行い、県民の人権意識の高揚を図った。 ・開催回数 全3回	-	県民文化部	人権推進室
	研修会等の開催(Ⅲ-8①の再掲)		-		
	職員の研修派遣(Ⅲ-8①の再掲)	人権に関する学習機会を増やすため、県内の企業・諸団体、市町村及び県の各部局が実施する職場研修の講師として職員を派遣した。 ・派遣回数 58回	-	県民文化部	人権推進室
	男女共同参画推進事業費(一部)	DVの防止の啓発や相談窓口の情報提供を行うため、DV防止啓発資料を配布した。 ・発行部数10,000部	96	県民文化部	男女共同参画推進課
	DV防止啓発資料の配布		96		
	女性総合センター管理運営委託費(一部)	○ パネル展示 「DV」及び「人権」のパネルと関連図書を展示した。	-	県民文化部	男女共同参画推進課
ウィルあいち情報ライブラリーの運営(Ⅰ-1②の再掲)	-				
女性相談センター管理運営事業費(一部)(Ⅲ-9②の再掲)	女性相談センター及び駐在室(県福祉相談センター内)に相談員を配置し、女性の家庭問題や対人関係など、各般にわたる諸問題の相談支援を行った。また、当該相談員の資質向上等を図った。	-	健康福祉部	児童家庭課	
相談員費		-			
④ 母子・父子世帯の自立した生活に対する支援	母子家庭等自立支援対策費		101,879	健康福祉部	児童家庭課
	母子・父子自立支援員費	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に応じ、その自立に必要な助言指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、総合的な母子家庭等対策を推進した。	21,319		
	母子家庭等就業支援センター事業費	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の就業を促進し、自立支援を推進するために就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報等の提供等、一貫した就業支援サービスや、養育費の相談等の生活支援サービスを行った。	21,445		
	母子家庭等就職活動支援費	求人情報のメール配信、キャリアカウンセリング事業を行った。	11,120		
	母子・父子家庭自立支援給付金支給費	資格取得を目指す母子家庭の母又は父子家庭の父に対して給付金を支給し、母子家庭の母等の就業促進を図った。	10,534		
	母子家庭等日常生活支援事業費補助金	母子家庭等が一時的な傷病あるいは社会的事由により日常生活を営むのに支障のある場合、市町村が実施する家庭生活支援員を派遣して日常生活の支援を行う事業に対して補助を行った。	2,336		



具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
④ 母子・父子世帯の自立した生活に対する支援	母子家庭等生活向上事業費補助金	母子家庭等の生活の安定を図るため、市町村が実施する生活支援講習会、学習支援等の事業に対して補助を行った。	29,135		
	母子・父子家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費	既存事業の「高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付ける事業を行った。	5,990		
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し貸付けを行い、その経済的自立の支援と生活意欲の助長を図った。	102,999	健康福祉部	児童家庭課
	児童扶養手当支給費	父又は母と生計を同じくしていない家庭等の児童を監護・養育している者に手当を支給し、児童の福祉の増進を図った。	1,235,010	健康福祉部	児童家庭課
	遺児手当支給費	父又は母と生計を同じくしていない家庭等の児童を監護・養育している者に手当を支給し、児童の福祉の増進を図った。	1,852,083	健康福祉部	児童家庭課
	母子・父子家庭医療事業費補助金	母子家庭及び父子家庭の健康の向上と福祉の増進を図るため、母子家庭及び父子家庭の親子が、必要な医療を安心して受けられるように医療保険における自己負担相当額を公費で助成を行った。	2,401,457	健康福祉部	国民健康保険課
	高齢者等居住安定推進事業費	高齢者、障害者、外国人、一人親、小さい子ども有、被災者、失業者、DV被害者等の世帯(高齢者等)の入居を拒まない賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)やサービス付き高齢者向け住宅を登録し、その情報を高齢者等に提供した。	4,551	建設部	住宅計画課
	母子・父子世帯県営住宅優先入居	母子世帯及び父子世帯を始めとする福祉世帯に対して、一般世帯に優先する募集(抽選)を実施した。	-	建設部	県営住宅管理室
	母子・父子世帯県営住宅家賃福祉減額制度	母子世帯や父子世帯を始めとする福祉世帯は、所得月額が一定の基準を下回るときには家賃の減額を受けることができる。 ・H29減額件数344件、減額総額8,739千円	-	建設部	県営住宅管理室
⑤ 高齢者の自立した生活に対する支援	地域支援事業交付金	高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になっても、できる限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援するため、市町村が実施する地域支援事業に助成した。 ・対象 名古屋市始め51保険者	4,081,434	健康福祉部	地域包括ケア・認知症対策室
	介護予防サービス実施支援事業	自立支援・介護予防の観点を踏まえた地域ケア会議の活用のため、市町村支援を実施した。 ○ アドバイザーの派遣 23回、研修の実施 1回 市町村における効果的な「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」の実施を支援するため、「新しい総合事業対応研修」を実施した。 ○ 地区研修会 4回、全体研修会 1回	1,687	健康福祉部	地域包括ケア・認知症対策室
	高齢者地域福祉推進事業費補助金	高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動を行っている「老人クラブ」及び「市町村老人クラブ連合会」の活動に対し活動費の一部を助成した。 愛知県老人クラブ連合会が行う高齢者世帯訪問や日常生活支援活動に対し、活動費の一部を助成した。	109,655	健康福祉部	高齢福祉課
	福祉生きがいセンター費	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を実施した。 ○ あいちシルバーカレッジ運営事業 ○ 生き生き長寿フェア開催事業 ○ 長寿情報提供事業 ○ 全国健康福祉祭派遣事業	50,104	健康福祉部	高齢福祉課
	高齢者スポーツ普及費補助	高齢者の健康保持と生きがいを高めるため、各種スポーツ大会の開催に要する経費の一部を助成した。 ○ 愛知県老人スポーツ大会 ○ 愛知県老人クラブゲートボール大会 ○ 高齢者の体力測定を実施	572	健康福祉部	高齢福祉課
	生活支援コーディネーターの養成	高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、資源開発やネットワーク構築などのコーディネート業務を行う生活支援コーディネーターの養成や資質向上を図るための研修を実施した。 ○ 研修4回	1,350	健康福祉部	地域包括ケア・認知症対策室

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
⑤ 高齢者の自立した生活に対する支援	中高年齢者雇用促進対策費	○ 中高年齢離職者再就職支援セミナー(7回) 中高年齢離職者等に対し、再就職に必要な知識を身につけるための就職支援セミナーを開催し、円滑な再就職を支援した。 ○ 高齢者雇用推進セミナー 65歳までの雇用を確保し高齢者の雇用の安定を図るため、企業等に対する高齢者雇用推進セミナーの開催により中高年齢者雇用を促した。 ・開催日H29.10.11(水) 参加者165人	462	産業労働部	就業促進課
	高齢者等居住安定推進事業費(Ⅲ-8④の再掲)	高齢者、障害者、外国人、一人親、小さい子ども有、被災者、失業者、DV被害者等の世帯(高齢者等)の入居を拒まない賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)やサービス付き高齢者向け住宅を登録し、その情報を高齢者等に提供した。	-	建設部	住宅計画課
	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費	高齢者の身体機能に対応した良質な賃貸住宅の供給を促進するため、民間の土地所有者等が整備する賃貸住宅に対し国及び県が家賃の低廉化に要する費用を助成した。	33,447	建設部	住宅計画課
	地域優良賃貸住宅供給促進事業費	高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等、居住の安定に特に配慮が必要な世帯に対し、良好な住居環境の賃貸住宅の供給を促進することを目的として、愛知県地域優良賃貸住宅制度により賃貸住宅の整備等に係る費用に対する助成を行った。(町村の区域のみ)	-	建設部	住宅計画課
	普通県営住宅建設費(一部)	県営住宅に入居する一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの夫婦等の世帯であっても、安心して快適な生活を営むことができるよう、緊急通報システムや安否確認システムを設置し、生活援助員(ライフサポートアドバイザー)による生活支援サービスを受けられる高齢者の生活特性に配慮した住宅(シルバーハウジング)を供給した。	225,017	建設部	公営住宅課
	シルバーハウジングの供給		225,017		
	既設県営住宅改善事業費	昭和46年度から平成2年度までに建設された県営住宅の中で、エレベータ設備のある中・高層(4階以上)の住棟について、高齢者の身体機能の低下に配慮した床段差の解消、手すりの設置などの改善を行い、高齢者が安全に生活できるようバリアフリー化を推進した。	12,811	建設部	公営住宅課
	高齢者世帯県営住宅家賃福祉減額制度	高齢者世帯や心身障害者世帯を始めとする福祉世帯は、所得月額が一定の基準を下回るときには家賃の減額を受けることができる。 ・H29福祉減額件数431件、減額総額10,988千円	-	建設部	県営住宅管理室
高齢者世帯県営住宅優先入居	高齢者世帯、心身障害者世帯を始めとする福祉世帯に対して、一般世帯に優先する募集(抽選)を実施した。	-	建設部	県営住宅管理室	
⑥ 外国人の自立した生活に対する支援	愛知県国際交流協会運営費補助金(一部)	公益財団法人愛知県国際交流協会において、外国人相談を行うとともに、外国人向けの生活情報を提供した。	22,430	県民文化部	多文化共生推進室
	外国人相談・多文化ソーシャルワーカー事業	日系人を始めとする外国人県民が日本社会の中で安心して快適に生活していけるよう多文化ソーシャルワーカーによる相談・情報提供及び複雑な問題に対する継続的支援を行った。 日本語(月～土) ポルトガル語(月～土) スペイン語(月～金) 英語(月・火・木・金) 中国語(月) フィリピン語/タガログ語(水)	21,945		
	多言語による外国人向け生活情報提供事業	愛知県内で生活する外国人の生活利便の向上を図るため、必要な情報を掲載した冊子を発行した。また、FMラジオ放送を通じて多言語で防災情報や生活情報を提供した。	485		
	多文化共生推進事業費(一部)	外国人県民が安心して医療機関などを受診できるよう、医療通訳者の派遣や電話通訳等を利用できる「あいち医療通訳システム」の運用を行った。	3,336	県民文化部	多文化共生推進室
	あいち医療通訳システム推進協議会負担金		3,336		
	男女共同参画推進事業費(一部)	DVの防止の啓発や相談窓口の情報提供を行うため、DV防止啓発資料を配布した。 ・発行部数10,000部	-	県民文化部	男女共同参画推進課
	DV防止啓発資料の配布(Ⅲ-8③の再掲)		-		
ドメスティック・バイオレンス対策費(一部)	女性相談センターにおいて一時保護された外国人との面談に対応するため通訳を雇い上げた。	554	健康福祉部	児童家庭課	
女性相談センターでの通訳雇上げ		554			

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
⑥ 自立生活に支えられた人々の生活	高齢者等居住安定推進事業費(Ⅲ-8④の再掲)	高齢者、障害者、外国人、一人親、小さい子ども有、被災者、失業者、DV被害者等の世帯(高齢者等)の入居を拒まない賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)やサービス付き高齢者向け住宅を登録し、その情報を高齢者等に提供した。	-	建設部	住宅計画課

### 基本的施策9 女性に対するあらゆる暴力の根絶

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
① DV理解のための広報・啓発の推進	男女共同参画推進事業費(一部)	DVの防止の啓発や相談窓口の情報提供を行うため、DV防止啓発資料を配布した。 ・発行部数10,000部	-	県民文化部	男女共同参画推進課
	DV防止啓発資料の配布(Ⅲ-8③の再掲)		-		
	女性総合センター管理運営委託費(一部)	○ パネル展示 「DV」及び「人権」のパネルと関連図書を展示した。	-	県民文化部	男女共同参画推進課
	ウィルあいち情報ライブラリーの運営(Ⅰ-1②の再掲)		-		
ドメスティック・バイオレンス対策費(一部)	市町村、大学、高校等が開催する研修会等へ講師を派遣した。	590	健康福祉部	児童家庭課	
DV理解の出前講座の実施		590			
② DV被害者支援体制の充実	女性相談センター管理運営事業費	女性の家庭問題や対人関係など、各般にわたる諸問題の相談を行うとともに、必要に応じて問題解決のための調査、医学的、心理学的及び職能的判定並びに指導を行い、女性の転落防止と配偶者からの暴力被害者へ必要な助言を行う。また、必要に応じて一時保護を行った。 さらに、女性相談センター及び駐在室(県福祉相談センター内)に相談員を配置し、要保護女子の発見、転落の未然防止及び保護更生を図るとともに、DV被害女性等の相談を行った。	110,622	健康福祉部	児童家庭課
	相談センター費		2,308		
	一時保護所費		37,694		
	相談員費		70,620		
	婦人保護措置費支弁金	DV被害女性等を婦人保護施設に保護し、必要な生活指導・職業指導等を行い、自立支援を図った。	142,925	健康福祉部	児童家庭課
	ドメスティック・バイオレンス対策費(一部)	配偶者からの暴力防止と被害者の自立を支援するため、次の事業を実施した。 ○ 弁護士によるDV専門電話相談・法律相談の実施 ○ DV被害者保護支援ネットワーク会議の開催 ○ 通訳の雇上げ 等	2,261	健康福祉部	児童家庭課
	専門相談の実施		1,789		
	DV被害者保護支援ネットワーク会議の開催		192		
	女性相談センターでの通訳雇上げ(Ⅲ-8⑥の再掲)		-		
	DV基本計画の策定		280		
DV被害者世帯の県営住宅優先入居	DV被害者世帯を始めとする福祉世帯に対して、一般世帯に優先する募集(抽選)を実施した。	-	建設部	県営住宅管理室	
高齢者等居住安定推進事業費(Ⅲ-8④の再掲)	高齢者、障害者、外国人、一人親、小さい子ども有、被災者、失業者、DV被害者等の世帯(高齢者等)の入居を拒まない賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)やサービス付き高齢者向け住宅を登録し、その情報を高齢者等に提供した。	-	建設部	住宅計画課	
DV・ストーカー総合対策	DV事案の特性を踏まえ、被害者の意向を尊重し、刑事手続き、防犯指導、援助等を行った。	-	警察本部	子ども女性安全対策課	
③ 性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為などへの対策の推進	非行防止対策事業費(一部)	青少年に対する性的な行為に関する規制や有害な図書類の販売等に関する規制、青少年が使用する携帯電話・スマートフォンへのフィルタリングの普及を図るとともに、青少年保護育成条例について広く県民に周知した。 また、同条例に基づき、近年出現した「JKビジネス」の営業形態を「有害役務営業」と定義し、その「有害役務営業」を営む者等に関する規制とともに、青少年が「JKビジネス」に従事することの危険性について周知啓発を図った。 さらに、青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(夏期、冬期)においては全県をあげて非行・被害防止活動に取り組むとともに、啓発活動等の実施により、有害環境浄化運動に努めた。	-	県民文化部	社会活動推進課
	青少年保護育成条例の効果的運用及び地域における有害環境浄化運動		-		

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
③ 性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為などへの対策の推進	保護者向けスマートフォン安心利用普及事業費	青少年のスマートフォン等を介したインターネット利用によるトラブルを未然に防ぐため、保護者が端末を実際に操作して、スマートフォン等の危険性や適切な使い方等を学ぶ教室を開催した。 ・開催数:226教室 参加者10,325人	28,109	県民文化部	社会活動推進課
	性犯罪被害者対応拠点事業費	性犯罪被害者のために、病院内に常駐する支援員による被害相談や、医師による診察、カウンセリング等を1か所で済ませ、被害者の負担を軽減する対応を行った。	4,148	警察本部	住民サービス課
	警察加入電話の回線料(一部)		-	警察本部	
	レディースホットラインの運用	性犯罪捜査室に設置している「レディースホットライン」により、女性捜査員が性犯罪等に関する相談に対応した。	-		捜査第一課
	ハートフルラインの運用	被害者の心身の不調等に関する相談及びカウンセリングを実施した。	-		住民サービス課
	ストーカー110番の運用	専従の警察官が、ストーカー被害で困っている人等からの相談に対応した。	-		子ども女性安全対策課
	ふれあいコールの運用	女性が被害者となる列車内における痴漢被害相談窓口として、「ふれあいコール」を設置、主として女性警察官が対応した。 ・相談件数120件(うち痴漢被害相談100件)	-	警察本部	鉄道警察隊
	子ども女性安全確保総合対策	子供と女性が性的犯罪等の被害者とならないよう、性的被害の前兆とみられる声かけ、つきまとい等の行為者を特定し、検挙・指導・警告を行うなどの被害防止対策を推進した。 ・先制・予防的活動による検挙272件、警告884件	1,558	警察本部	子ども女性安全対策課
	犯罪被害者支援要員制度の運用	女性の被害者に対しては、女性の犯罪被害者支援要員を当てるなど、被害者のニーズに応じた支援活動を実施した。	-	警察本部	住民サービス課
	愛知県被害者支援連絡協議会等の運営	○ 愛知県被害者支援連絡協議会の運営 「総合的な被害者支援」の考え方にに基づき、警察が事務局を担う同協議会において、自治体、関係機関及び団体等が協働し、情報交換や広報啓発活動を推進した。 ・犯罪被害者支援特別講演会2017(H29.12.8(金)開催) ○ 被害者支援活動推進検討会の開催 愛知県被害者支援連絡協議会の下部組織である被害者支援活動推進検討会においては、実務担当者を集めた事例検討会や勉強会を開催し、被害者支援への理解を深めた。	18	警察本部	住民サービス課
DV・ストーカー総合対策(Ⅲ-9②の再掲)	DV事案の特性を踏まえ、被害者の意向を尊重し、刑事手続き、防犯指導、援助等を行った。	-	警察本部	子ども女性安全対策課	
性犯罪被害者に対する経済的支援	被害者に対する医師の診断検査料を公的に負担する制度を適正に運用し、一層きめ細かな被害者支援を推進した。	2,611	警察本部	住民サービス課 捜査第一課	
性犯罪被害者に対する経済的支援	被害者に対する人工妊娠中絶費用の一部を公的に負担する制度を適正に運用し、一層きめ細かな被害者支援を推進した。	130	警察本部	住民サービス課	
④ セクシュアルハラスメントへの対策の推進	県職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進(Ⅱ-6③の再掲)	「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」及び「妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱」を庁内LANに載せ、すべての職員へ“セクシュアル・ハラスメント等をしない”という意識を促すとともに、各種研修などの機会を利用して、職員への注意喚起、指導及び相談窓口の案内を行った。	-	総務部	人事課
	ワーク・ライフ・バランス普及推進費(Ⅱ-5④の再掲)	企業経営者や働く人へワーク・ライフ・バランスの重要性を訴え、推進するための普及啓発資料を作成した。 ○ 啓発資料の作成・配布	-	産業労働部	労働福祉課
	教職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進(Ⅱ-6③の再掲)	初任者研修、新規採用実習助手・寄宿舎指導員研修、臨時教員等研修、10年経験者研修において、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」の趣旨を徹底し、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めるとともに、相談窓口について周知を図った。さらに、管理職員パワーアップ講座(校長・教頭・部主事)においても、セクハラ・パワハラ防止の周知を行い、校内外のあらゆる機会を捉えて、セクハラ・パワハラ防止を含めた不祥事防止の徹底を図るよう、研修を行った。 また、リーフレットを活用し、セクハラ、わいせつ行為の防止を徹底した。	-	教育委員会	教職員課

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
トル④へハセ推のラク進対スシ策メユのンア	県警察職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進(Ⅱ-6③の再掲)	ハラスメント防止対策要綱を定め、各種ハラスメントの定義、監督者と職員の責務等を明らかにするとともに、各所属に相談窓口を、警察本部に総合相談窓口をそれぞれ設置し、ハラスメントの防止及び排除に向けた対策を推進した。	-	警察本部	警務課

### 基本的施策10 生涯を通じた健康づくりの支援

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
① 性差を踏まえた健康づくりの支援	あいち健康の森健康科学総合センター費(管理運営委託費)	一人ひとりの健康度を総合的に評価し、各個人に適した健康づくり処方を提供するとともに、健康づくりの実践指導を行う。また、健康づくりの実践活動が、より幅広く行われるよう指導者や地域リーダー等を養成した。 ○ 健康度評価事業の実施 ○ 健康づくり教室の開催 ○ 健康づくりリーダーの養成	922,027	健康福祉部	健康対策課
	健康教育活動推進事業費	保健衛生に関する知識普及や、健康づくりに関する教育講座を行うことにより、県民の健康生活の充実を図った。 ○ 健康教育講座の開催(24回) ○ 健康情報ポータルサイト「あいち健康ナビ」の管理・運営	14,578	健康福祉部	健康対策課
	健康教育活動費	保健衛生に関する知識の普及や啓発活動を行った。 ○ 保健所における健康教育活動の実施 地域における健康増進に関する意欲を高め、自主的な保健衛生活動を促進するため、12保健所において教育活動を実施した。 ○ 研究発表会の開催 等	1,642	健康福祉部	健康対策課
	地域健康づくり指導事業費補助金	(公社)愛知県医師会が地域において実施する健康づくりに関する講習会、研修会、相談活動や健康教育資料の作成等に対して助成し、県民の健康づくりの推進を図った。	1,910	健康福祉部	健康対策課
	栄養改善指導費	住民の健康の保持増進を図るため、生涯を通じたライフスタイルに沿った、一貫した栄養指導を展開した。 ○ 広域的または専門的栄養指導 ○ 地域保健栄養体制の整備 ○ 管内栄養士の栄養技術の向上 ○ 特定給食施設への指導 ○ 食生活改善推進員への研修	5,043	健康福祉部	健康対策課
	女性健康支援事業費	変化の多い女性のライフサイクルの各段階において、女性がその健康状態に応じた確に自己管理を行うことができるよう健康教育、健康相談を行うとともに、相談員の資質向上のための研修会を開催した。((公社)愛知県助産師会に委託) ○ 電話相談 ○ 健康教室の開催 ○ 相談員研修会の開催	1,644	健康福祉部	児童家庭課
策② や性推性感染教育の対	感染症対策費(感染症予防指導者セミナー、保健所エイズ教室)	性感染症の予防を図るため、地域における指導者育成を目的としたセミナーを行った。また、保健所において、エイズ相談やエイズ検査を行うとともに、エイズや性感染症に関する講習会を地域の実情に応じて開催した。	164	健康福祉部	健康対策課
	保健体育の教科を通じた性教育の実践	保健体育の教科を通じて学習している「性教育」について、保健体育担当教員を対象とした研修会を実施した。	-	教育委員会	保健体育スポーツ課
③ 安心・安全な妊娠・出産への支援	母子保健推進費	母子並びに乳幼児の健康の保持増進を図るため、母子保健に関する知識の普及啓発、市町村が実施する母子保健事業の推進のための事業を実施した。 ○ 母子保健指導者研修会の開催 ○ 市町村等母子保健推進事業 ○ 安心安全な妊娠出産サポート事業	3,219	健康福祉部	児童家庭課
	子育て世代包括支援センター設置推進費	妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に対応するワンストップ拠点である「子育て世代包括支援センター」の市町村における設置が促進されるよう支援した。 ○ 妊娠・出産包括支援事業連携促進会議の開催 ○ シンポジウムの開催 等	1,162	健康福祉部	児童家庭課
	周産期医療対策費	妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図った。 県内の周産期医療施設が参加した周産期医療協議会を設置・運営し、主に、県内の周産期医療施設のネットワーク化による医療提供、県内の周産期医療従事者に対する研修等の実施及び調査・研究を行った。また、ハイリスク分娩等に対応する周産期母子医療センターの運営費に対し、助成した。	408,106	健康福祉部	医務課

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
④ 不妊治療対策の推進	特定不妊治療費助成事業費	不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精の特定不妊治療は1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから、負担軽減を図るため費用の一部を助成した。	1,096,562	健康福祉部	児童家庭課
	一般不妊治療費助成事業費補助金	人工授精に係る治療費について市町村が助成金の交付を行った場合の経費を補助した。	46,049	健康福祉部	児童家庭課
	不妊専門相談事業費	不妊・不育に悩む男女を対象に専門のスタッフ(医師、カウンセラー等)により、相談者の精神的負担の軽減を図ることを目的とした相談(面接・電話・Eメール)を行った。(国立大学法人名古屋大学に委託) ○ 不妊・不育専門相談 ○ 公開講座の開催	4,691	健康福祉部	児童家庭課
普ん⑤及検・子啓診乳宮発のがが	女性に特有のがん対策推進事業	女性特有のがんである子宮頸がん及び乳がんは、若い世代から罹患率が上昇するため、検診受診推奨年齢の方を主な対象として、がん専門医による講演会を開催し、がんに関する正しい知識の普及とがん検診の受診勧奨を行った。	913	健康福祉部	健康対策課
⑥メンタルヘルス相談の充実	相談体制強化事業(一部)	心の悩みに関する年中無休の電話相談「あいちこころほっとライン365」を実施した。また、保健所において、心の問題を抱える県民への家庭訪問や、精神保健福祉センターにおいて、電話や面接での相談を利用しにくい県民に対してEメールによる相談を実施した。	8,516	健康福祉部	こころの健康推進室
	あいちこころほっとライン365事業		6,443		
	メンタルヘルス訪問事業		24		
	Eメール相談事業		2,049		
	あいち自殺対策推進センター事業(一部)	保健所や精神保健福祉センターにおいて、精神科医師等による相談を実施した。	1,637	健康福祉部	こころの健康推進室
	メンタルヘルス専門医相談		1,637		
職場のメンタルヘルス対策企業等アドバイザー派遣事業	企業等の職場におけるメンタルヘルス対策を支援するため、メンタルヘルスのアドバイザー(産業医や学識経験者等)を企業等に派遣した。	638	産業労働部	労働福祉課	

## 計画の推進

### (1) 推進体制の整備・充実

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
①県における推進体制	職員研修の実施	男女共同参画の意義と必要性を理解し、各種施策に男女共同参画の視点を取り入れるため職員研修を実施した。 ○ 実施した研修 新規採用職員研修、中堅職員キャリアマネジメント研修、主査級キャリアマネジメント研修、課長補佐級キャリアマネジメント研修、課長級トップセミナー、部次長級トップセミナー	-	総務部	人事課
	男女共同参画行政推進会議の開催	男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するため、委員(知事、副知事、各部局長等)及び幹事(女性の活躍促進監、関係課室長)で構成する男女共同参画行政推進会議を開催した。 ・推進会議1回、幹事会1回	-	県民文化部	男女共同参画推進課
	男女共同参画推進事業費(一部)	愛知県男女共同参画推進条例第19条に基づき、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議する男女共同参画審議会を開催した。 ・開催日H30.2.22(木)	824	県民文化部	男女共同参画推進課
	男女共同参画審議会の開催		824		
	県が実施する施策に対する申出制度の運営	愛知県男女共同参画推進条例第16条に基づき、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について申出があったときは、男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めた。 ・申出件数0件	-	県民文化部	男女共同参画推進課
	幼・小・中教職員研修費(一部)(I-2⑥の再掲)	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」で示してある人権の個別課題の「女性」問題に目を向け、教職員に対し、男女の性的役割分担意識を見直し、男女でなく一個人として接することや、DV、セクハラなどの根絶を目指すなど、男女共同参画社会実現に向けての取組について研修を実施した。	-	教育委員会	義務教育課
	教職員研修		-		
	幼・小・中初任者研修事業費(一部)(I-2⑥の再掲)	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」で示してある人権の個別課題の「女性」問題に目を向け、初任者に対し、男女の性的役割分担意識を見直し、男女でなく一個人として接することや、DV、セクハラなどの根絶を目指すなど、男女共同参画社会実現に向けての取組について研修を実施した。	-	教育委員会	義務教育課
教職員研修	-				

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
①県における推進体制	高等学校教職員研修費(一部)(I-2⑥の再掲)	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修を実施した。	-	教育委員会	高等学校教育課
	教職員研修		-		
	高等学校初任者研修事業費(一部)(I-2⑥の再掲)	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修を実施した。	-	教育委員会	高等学校教育課
	教職員研修		-		
特別支援学校教職員研修費(一部)(I-2⑥の再掲)	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修を実施した。	-	教育委員会	特別支援教育課	
教職員研修		-			
②市町村推進体制への支援	市町村男女共同参画推進資料の作成	男女共同参画社会の推進や計画の策定の参考となるような統計資料や調査研究資料をとりまとめたものをホームページで公開することにより、市町村における男女共同参画計画の策定をより一層促進するとともに、県内各地域における男女共同参画社会に向けて意識の高揚を図った。	-	県民文化部	男女共同参画推進課
	市町村の男女共同参画施策に関する調査	市町村における男女共同参画施策関係の組織、事業等の実態を把握し、今後の県の男女共同参画施策推進の基礎資料とするとともに市町村相互の参考資料として活用するため、市町村の男女共同参画施策に関する調査を行った。	-	県民文化部	男女共同参画推進課
	市町村男女共同参画推進連絡会議の開催	県と市町村が相互に連携して男女共同参画施策の推進を図るため、県民事務所等の管内別に市町村男女共同参画推進連絡会議を開催した。	-	県民文化部	男女共同参画推進課
	男女共同参画推進事業費(一部)	市町村の男女共同参画行政担当者を対象に、県における男女共同参画の現状と施策及び内外の動向等について情報提供する研修会を開催した。 ○ 担当課長会議 開催日H29.5月下旬～6月上旬 ○ 担当初任者研修会 開催日H29.5.15(月)	41	県民文化部	男女共同参画推進課
市町村男女共同参画行政担当者研修会の開催	41				
③大学、企業、NPO、地域団体等との連携・協働の推進	あいち男女共同参画社会推進・産学官連携フォーラムの運営	社会全体のすみずみまでゆきわたる男女共同参画をめざして、県内の産学官が連携する「フォーラム」を設置し、情報交換や研究会などを実施している。(フォーラム会員:愛知県、名古屋市、愛知県経営者協会、名古屋大学) ○ 理系女子応援事業の実施 ・開催日 取材ツアー:H29.8月のうち5日間 参加者75人 成果発表会:H29.11.4(土) 参加者105人	-	県民文化部	男女共同参画推進課
	民間非営利活動推進費 企画推進費	特定非営利活動促進法に基づく法人格付与の認証事務の適正な運用、実施を図った。 ・認証法人数51件	4,185	県民文化部	社会活動推進課
	民間非営利活動推進費・県民NPO協働推進費	あいち協働ルールブック2004の推進をはじめ、NPOと行政との協働促進及びNPO活動の普及・推進を図った。 ・意見交換会2回、研修会参加者144人	860	県民文化部	社会活動推進課
	NPOとの協働促進、NPO活動の普及・推進		860		
	民間非営利活動推進費・協働連携推進事業費	今後の社会貢献活動の支援の方向性を検討することを目的として、会議を開催した。	5,368	県民文化部	社会活動推進課
	社会貢献活動支援検討会の実施		791		
大学生・社会人ボランティア普及啓発	4,577				

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
④ 女性働く場 に活躍の 場を 提供する	女性の活躍促進事業費(一部)		326	県民文化 部	男女共同参 画推進課
	あいち女性の活躍促進会議開催費	女性の活躍が経営戦略であるとする企業等トップの意識改革に向けた気運の醸成を図ることを目的として、あいち女性の活躍促進会議を開催した。 ・開催日H29.9.12(火)	326		

## (2) ウィルあいちを拠点とする推進

具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
① 男女共同参 画に関する 知識や意 識の普及	女性総合センター管理運営委託費(一部)	県の男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設である愛知県女性総合センター(ウィルあいち)の管理運営を行った。	122,592	県民文 化部	男女共同参 画推進課
	女性総合センター施設設備整備費	県の男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設である愛知県女性総合センター(ウィルあいち)の施設設備整備を行った。	30,845		
	あいち男女共同参画財団補助金(一部)	男女共同参画の推進のための事業展開を行っている公益財団法人あいち男女共同参画財団の運営に対して補助した。	57,950		
	あいち男女共同参画財団補助金(一部)		-		
	あいち国際女性映画祭の開催(I-1①の再掲)	○ あいち国際女性映画祭 男女共同参画意識の普及を図るため、世界で活躍する女性映画監督等を招き、女性の生き方や社会参加、女性と男性の相互理解などをテーマとした作品の上映等を行った。 ・開催日H29.9.6(水)～9.10(日) 参加者12,172人(共催会場分含む)	-		
	男女共同参画セミナーの開催(I-1⑤の再掲)	男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決や新たな活動へのチャレンジ、多様な働き方を可能にする環境づくり、男女共同参画により地域の課題に取り組む人材の養成などに役立つ講座を開催した。 ・全10講座(公開講座2回含む) 参加者1,062人	-		
	サテライトセミナーの開催(I-1⑤の再掲)	遠隔地等でウィルあいちまで来ることが難しい地域に出かけていき、地元市町村等と共催でセミナーを開催し、県内全域における男女共同参画社会の実現に向けて啓発を行った。 ・14市町村 参加者774人	-		
	男女共同参画広報誌の発行(I-1②の再掲)	男女共同参画に関する普及・啓発記事や男女共同参画を推進する事業の案内などを掲載した広報誌を発行した。	-		
	女性総合センター管理運営事業費(一部)		-		
	ウィルあいちホームページを通じた情報提供事業(I-1②の再掲)	男女共同参画に関する各種情報の収集を行うとともに、「ウィルあいちホームページ」などを通じ、団体・グループ情報、イベントの案内など各種情報の提供を行った。	-		
ウィルあいち情報ライブラリーの運営(I-1②の再掲)	○ 図書、行政資料、視聴覚資料などの収集と提供 男女共同参画の推進や、女性の生き方を考えるための図書・行政資料・視聴覚資料などの収集・提供を行った。 ・所蔵数(H30.3末)図書48,454冊 視聴覚資料1,229点 ○ 情報ライブラリーフェスタ 男女共同参画社会の実現に役立つ情報発信のための展示を年2回実施した。 ・テーマ「LGBTの基礎知識」、「働き方改革でどうなる??」 ○ パネル展示 「DV」及び「人権」のパネルと関連図書を展示した。	-			
② 相談体制 の充実	女性相談センター管理運営事業費(Ⅲ-9②の再掲)	女性の家庭問題や対人関係など、各般にわたる諸問題の相談を行うとともに、必要に応じて問題解決のための調査、医学的、心理学的及び職能的判定並びに指導を行い、女性の転落防止と配偶者からの暴力被害者へ必要な助言を行う。また、必要に応じて一時保護を行った。	-	健康福 祉部	児童家庭課
	相談センター費	さらに、女性相談センター及び駐在室(県福祉相談センター内)に相談員を配置し、要保護女子の発見、転落の未然防止及び保護更生を図るとともに、DV被害女性等の相談を行った。	-		
	一時保護所費		-		
	相談員費		-		



具体的な取組の方向	施策名	施策の内容	29年度当初予算額(千円)	部局	課室
③多様な主体との連携・協働・ネットワークづくり	あいち男女共同参画財団補助金(一部)		-	県民文化部	男女共同参画推進課
	協働推進事業(Ⅱ-3⑤の再掲)	<p>○ ウィルあいちフェスタ 男女共同参画社会の実現に資する講演やシンポジウムなど、参加団体が自ら企画したイベントを公募し、活動の発表の場を提供した。 ・開催日H29.11.18(土) 参加者700人</p> <p>○ 協働事業 女性団体、大学、企業等と協働して男女共同参画に関する事業を行い、連携の強化を図った。</p>	-		
	男女共同参画人材育成事業(Ⅱ-3④の再掲)	<p>○ 男女共同参画人材育成セミナー 政策・方針決定の場への女性の登用を積極的に推進するため、とりわけ県内市町村において審議会等に登用できる人材の育成を目的として、市町村から推薦を受けた者を対象にセミナーを実施した。 ・実施回数 年1回(8日間) 修了者 21人</p> <p>○ フォローアップセミナー 過去の人材育成事業受講者で構成する地域実践活動グループの自主的で地域に根ざした活動の一層の推進を図るため、セミナーを開催した。 ・開催日H30.2.1(木) 参加者35人</p>	-		
あいち女性連携フォーラムの運営(Ⅱ-3⑤の再掲)	県内女性団体の相互交流や女性の活躍に向けた気運醸成を図るため、女性団体が行うイベントの情報共有や、取組の情報交換等を実施した。(事務局:(公財)あいち男女共同参画財団、会員:15団体)		-	県民文化部	男女共同参画推進課

#### 4 「あいち男女共同参画プラン2020」に掲載している数値目標及びその現況値

体系 番号	項目名	目標		現況	
		年度	数値	年度	数値
I-1	固定的性別役割分担意識に反対する（「どちらかといえば反対」を含む）人の割合	32	50%	29	46.2%
I-1	ウィルあいち情報ライブラリーの利用者数	32	126,000人	29	138,869人
I-1	社会通念・慣習・しきたりなどにおいて、男女平等であると感じる人の割合	32	20%	29	12.1%
I-2	県立高等学校におけるインターンシップ等に参加した生徒数	32	18,000人	29	18,285人
II-3	県の審議会等に占める女性委員の割合 （翌年度4月1日現在）	32	40%	29	39.68% (H30.4.1)
II-3	県職員の管理職に占める女性の割合 （当該年度4月1日現在）	32	10%	29	9.73% (H29.4.1)
II-3	教員の管理職に占める女性の割合 （当該年度5月1日現在）	32	17%	29	17.5% (H29.5.1)
II-3	警察官に占める女性警察官の割合 （翌年度4月1日現在）	32	10%	29	9.8% (H30.4.1)
II-3	消防吏員に占める女性の割合 （翌年度4月1日現在）	32	2.7%	29	2.1% (H30.4.1)
II-3	市町村の審議会等に占める女性委員の割合 （翌年度4月1日現在）	32	30%	29	27.5% (H30.4.1)
II-3	管理的職業従事者に占める女性の割合	32	20%	29	13.5%
II-3	女性の活躍促進宣言企業数	32	2,000社	29	1,097社
II-3	「あいち女性輝きカンパニー」認証企業数	32	400社	29	378社
II-4	自治会長に占める女性の割合	32	10%	29	5.4%
II-4	消防団員に占める女性の割合 （翌年度4月1日現在）	32	3.75%	29	3.62% (H30.4.1)
II-4	「家族のルール」の作成数 （家族経営協定締結数）	32	1,500戸	29	1,546戸
II-4	経営に参画している若手女性農業者数	32	200人	29	146人
II-4	農業委員に占める女性の割合	32	15%	29	16.0%
II-5	年次有給休暇取得日数	32	10日	29	9.5日
II-5	労働時間の短縮に向けた取組を実施している企業の割合	32	55%	29	48.6%

体系 番号	項目名	目標		現況	
		年度	数値	年度	数値
Ⅱ-5	ファミリー・フレンドリー企業の登録数	32	60社増加/ 年度(新規登録)	29	94社増加/ 年度(新規登録)
Ⅱ-5	6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	32	100分	28	83分
Ⅱ-5	県男性職員の育児休業取得率	31	15%	29	12.4%
Ⅱ-6	女性(25～44歳)の労働力率	32	73.1%	29 平均	73.1%
Ⅱ-6	保育所待機児童数	32	解消	29	185人
Ⅱ-6	放課後児童クラブ待機児童数	32	解消	29	926人
Ⅱ-6	放課後児童クラブの登録児童数	32	52,004人	29	54,469人
Ⅱ-6	病児・病後児保育の実施箇所数	31	86か所	29	84か所
Ⅱ-6	延長保育の実施箇所数	31	990か所	29	1,033か所
Ⅱ-6	休日保育の実施箇所数	31	59か所	29	58か所
Ⅱ-7	あいち子育て女性再就職サポートセンターの相談等件数	32	600件/ 年度	29	509件/ 年度
Ⅱ-7	モノづくり現場で働く女性のロールモデルを発掘、紹介	32	100人	29	64人
Ⅲ-8	母子・父子自立支援プログラムを策定する市の数	31	全市	29	15市
Ⅲ-8	地域包括支援センター設置数	32	242か所	29	221か所
Ⅲ-9	配偶者や恋人など親密な関係の人から受ける暴力をいわゆるDVと呼ぶことを知っている人の割合	32	100%	28	86.7%
Ⅲ-9	DVに関する相談窓口の認知度	32	80%	28	40.6%
Ⅲ-10	健康寿命	34	男性75年以上 女性80年以上	28	男性73.06年 女性76.32年
Ⅲ-10	女性のがんの年齢調整死亡率(人口10万人対)	35	56.5	28	57.8
Ⅲ-10	子宮頸がん検診受診率	35	50%	28	15.0%
Ⅲ-10	乳がん検診受診率	35	50%	28	15.6%

## 5 県審議会等（法令・条例設置）委員への女性の登用状況

平成30年4月1日現在

審議会等名称	委員の状況				審議会等名称	委員の状況			
	男性 (人)	女性 (人)	計 (人)	女性登用 率(%)		男性 (人)	女性 (人)	計 (人)	女性登用 率(%)
政策企画局（1機関）					健康福祉部（19機関）				
表彰審査委員会	4	3	7	42.9	社会福祉審議会	18	12	30	40.0
（小計）	4	3	7	42.9%	衛生対策審議会	9	5	14	35.7
総務部（6機関）					医療審議会	23	7	30	23.3
公益認定等審議会	3	2	5	40.0	小児慢性特定疾病審査会	13	2	15	13.3
行政不服審査会	3	3	6	50.0	介護保険審査会	27	18	45	40.0
固定資産評価審議会	6	4	10	40.0	障害者施策審議会	11	9	20	45.0
特別職報酬等審議会	6	4	10	40.0	地方精神保健福祉審議会	13	7	20	35.0
公務災害補償等認定委員会	3	2	5	40.0	精神医療審査会	17	8	25	32.0
公務災害補償等審査会	2	1	3	33.3	障害者介護給付費等不服審査会	12	8	20	40.0
（小計）	23	16	39	41.0%	障害児通所給付費等不服審査会	12	8	20	40.0
振興部（2機関）					障害者差別解消調整委員会	10	5	15	33.3
国土利用計画審議会	11	6	17	35.3	国民健康保険運営協議会	7	4	11	36.4
土地利用審査会	4	3	7	42.9	感染症診査協議会（5機関）	19	6	25	24.0
（小計）	15	9	24	37.5%	指定難病審査会	6	2	8	25.0
県民文化部（9機関）					がん登録情報利用等審議会	4	2	6	33.3
情報公開審査会	4	3	7	42.9	国民健康保険審査会	6	3	9	33.3
個人情報保護審議会	4	3	7	42.9	准看護師試験委員	5	10	15	66.7
消費生活審議会	9	11	20	55.0	後期高齢者医療審査会	7	2	9	22.2
青少年保護育成審議会	12	8	20	40.0	薬事審議会	11	6	17	35.3
男女共同参画審議会	6	14	20	70.0	（小計）	230	124	354	35.0%
公立大学法人評価委員会	2	3	5	60.0	産業労働部（3機関）				
いじめ問題調査委員会	3	2	5	40.0	大規模小売店舗立地審議会	8	4	12	33.3
私立学校審議会	8	7	15	46.7	障害者雇用審議会	6	7	13	53.8
学校法人等助成審議会	12	8	20	40.0	職業能力開発審議会	8	7	15	46.7
（小計）	60	59	119	49.6%	（小計）	22	18	40	45.0%
防災局（1機関）					農林水産部（3機関）				
救急搬送対策協議会	19	10	29	34.5	卸売市場審議会	6	4	10	40.0
（小計）	19	10	29	34.5%	食育推進会議	15	14	29	48.3
環境部（4機関）					森林審議会	9	6	15	40.0
環境審議会	20	10	30	33.3	（小計）	30	24	54	44.4%
公害審査会	9	6	15	40.0	建設部（7機関）				
公害健康被害認定審査会	7	5	12	41.7	建設工事紛争審査会	9	6	15	40.0
環境影響評価審査会	16	12	28	42.9	事業認定審議会	3	4	7	57.1
（小計）	52	33	85	38.8%	都市計画審議会	13	6	19	31.6
※上記の審議会等については、委員が行政職員のみで構成されているものなど6機関について除外しています。					屋外広告物審議会	9	4	13	30.8
					建築審査会	4	3	7	42.9
					開発審査会	4	3	7	42.9
					建築士審査会	4	3	7	42.9
					（小計）	46	29	75	38.7%
					教育委員会（6機関）				
					生涯学習審議会	10	9	19	47.4
					文化財保護審議会	14	6	20	30.0
					産業教育審議会	12	8	20	40.0
					いじめ問題対策委員会	1	4	5	80.0
教科用図書選定審議会	11	9	20	45.0					
スポーツ推進審議会	12	8	20	40.0					
（小計）	60	44	104	42.3%					
総計（61機関）					561	369	930	39.68%	

市町村における男女共同参画行政の組織、事業等の実態を把握し、今後の県、市町村の男女共同参画行政推進の基礎資料とするとともに、市町村相互の参考資料として活用するため、昭和 58 年度から毎年度調査（平成 12 年度までは 6 月 1 日現在、平成 13 年度からは 4 月 1 日現在を調査基準日とする。）を実施しているが、平成 30 年 4 月の調査結果の概要は次のとおりである。

## 1 男女共同参画行政主管課室の設置状況

男女共同参画行政の担当窓口は全市町村に設置されているが、主管課室の名称に「男女共同参画・女性」を用いているのは、名古屋市（男女平等参画推進室）、岡崎市（男女共同参画課）、春日井市（男女共同参画課）、東海市（女性・子ども課）、大府市（青少年女性課）、知多市（若者女性支援室）の 6 市であり、専任職員が配置されているのは 10 市である。

また、担当窓口が市町村長部局に配置されているのが 50 市町村（36 市 12 町 2 村）、教育委員会に設置されているのが 4 市町（2 市 2 町）である。（別表 1 参照）

## 2 男女共同参画行政推進会議等の設置状況

男女共同参画施策を行う関係各課が連絡調整を図り、総合的な男女共同参画行政を推進させるための内部的調整組織（会議）を設置している市町村は 35 市町（30 市 5 町）である。

なお、1 村（飛島村）が検討中である。（別表 1 参照）

## 3 男女共同参画に関する職員研修の実施状況

男女共同参画に関する職員研修を実施しているのは 35 市町（30 市 5 町）である。

なお、2 町 1 村（豊山町、美浜町、飛島村）が検討中である。（別表 1 参照）

## 4 男女共同参画懇話会等の設置状況

男女共同参画問題の把握と男女共同参画行政のあり方について、民間有識者から意見を聴くための組織（会議）を設置している市町村は 40 市町（33 市 7 町）である。

なお、1 町 1 村（美浜町、飛島村）が検討中である。（別表 1 参照）

## 5 男女共同参画に関する条例の制定状況

男女共同参画に関する条例を制定しているのは 18 市町（17 市 1 町）で、制定率は 33.33%（前年度 18 市町、33.33%）である。

なお、2 市 2 町（刈谷市、稲沢市、幸田町、設楽町）が検討中である。（別表 1 参照）

### <条例制定状況>

市町村名	条例の名称	公布日	施行日
名古屋市	男女平等参画推進なごや条例	平 14. 3. 29	平 14. 4. 1
春日井市	春日井市男女共同参画推進条例	平 15. 3. 20	平 15. 4. 1
小牧市	小牧市男女共同参画条例	平 15. 3. 28	平 15. 4. 1

市町村名	条例の名称	公布日	施行日
大府市	おおぶ男女共同参画推進条例	平 15. 9. 25	平 15. 10. 1
豊橋市	豊橋市男女共同参画推進条例	平 16. 3. 31	平 16. 4. 1
東海市	東海市男女共同参画推進条例	平 16. 9. 29	平 16. 11. 1
岡崎市	岡崎市男女共同参画推進条例	平 17. 3. 29	平 17. 4. 1
半田市	半田市男女共同参画推進条例	平 17. 7. 12	平 17. 7. 12
北名古屋市	北名古屋市男女共同参画推進条例	平 18. 3. 20	平 18. 3. 20
日進市	日進市男女平等推進条例	平 19. 4. 1	平 19. 10. 1
安城市	安城市男女共同参画推進条例	平 20. 3. 26	平 20. 4. 1
豊川市	豊川市男女共同参画推進条例	平 21. 3. 23	平 21. 4. 1
弥富市	弥富市男女共同参画推進条例	平 21. 3. 31	平 21. 4. 1
長久手市	長久手市の男女共同参画を推進する条例	平 21. 3. 31	平 21. 4. 1
東郷町	東郷町男女共同参画推進条例	平 22. 12. 21	平 23. 4. 1
あま市	あま市男女共同参画推進条例	平 24. 3. 23	平 24. 4. 1
尾張旭市	尾張旭市男女共同参画推進条例	平 25. 12. 20	平 26. 4. 1
みよし市	みよし市男女共同参画推進条例	平 27. 3. 24	平 27. 4. 1

## 6 男女共同参画計画等の策定状況

個別の計画を策定しているのは 49 市町村（36 市 12 町 1 村）、策定率は 90.74%（前年度 49 市町村、90.74%）である。

### <個別計画策定状況>

市町村名	計画の名称	策定年月	計画の期間
名古屋市	名古屋市男女平等参画基本計画 2020	平 28. 3	平 28. 4～平 33. 3
豊橋市	豊橋市男女共同参画行動計画 「とよはしハーモニープラン 2018-2022」	平 30. 3	平 30. 4～平 35. 3
岡崎市	ウィズプランおかざき 2020 ～第 4 次岡崎市男女共同参画基本計画～	平 28. 3	平 28. 4～平 33. 3
一宮市	第 2 次一宮市男女共同参画計画	平 23. 3	平 23. 4～平 31. 3
瀬戸市	瀬戸市女性活躍推進計画・ 第 3 次瀬戸市男女共同参画プラン	平 29. 3	平 29. 4～平 33. 3
半田市	第 2 次半田市男女共同参画推進計画 ～誰もが生きる喜びにみちたまちに～【後期分】	平 27. 3	平 27. 4～平 32. 3
春日井市	新かすがい男女共同参画プラン	平 24. 3	平 24. 4～平 34. 3
豊川市	豊川市男女共同参画基本計画（改訂版）	平 28. 3	平 28. 4～平 33. 3
津島市	津島市男女共同参画プラン（改訂版）	平 28. 3	平 28. 4～平 33. 3

市町村名	計画の名称	策定年月	計画の期間
碧南市	第2次碧南市男女共同参画プラン	平 26. 4	平 26. 4～平 36. 3
刈谷市	第2次刈谷市男女共同参画プラン【改訂版】	平 28. 4	平 28. 4～平 33. 3
豊田市	第3次とよた男女共同参画プラン (クローバープランⅢ)	平 27. 3	平 27. 4～平 32. 3
安城市	第4次安城市男女共同参画プラン	平 30. 3	平 30. 4～平 36. 3
西尾市	第2次西尾市男女共同参画プラン	平 26. 3	平 26. 4～平 36. 3
蒲郡市	第2次蒲郡市男女共同参画プラン	平 23. 3	平 23. 4～平 33. 3
常滑市	第2次常滑市男女共同参画プラン	平 23. 3	平 23. 4～平 33. 3
江南市	第2次こうなん男女共同参画プラン	平 24. 3	平 24. 4～平 34. 3
小牧市	第3次小牧市男女共同参画基本計画 (ハーモニーⅢ)	平 27. 3	平 27. 4～平 34. 3
稲沢市	いなざわ男女共同参画プランⅡ	平 19. 3	平 19. 4～平 33. 3
新城市	新城市男女共同参画プラン 後期プラン	平 28. 3	平 28. 4～平 32. 3
東海市	東海市男女共同参画プランⅢ	平 28. 3	平 28. 4～平 38. 3
大府市	おおぶ男女共同参画プランⅤ ～エスポワールおおぶ	平 28. 3	平 28. 4～平 33. 3
知多市	知多市男女共同参画行動計画 「知多市ウイズプランⅡ」	平 23. 3	平 23. 4～平 33. 3
知立市	第2次知立市男女共同参画プラン	平 21. 3	平 21. 4～平 31. 3
尾張旭市	第2次尾張旭市男女共同参画プラン	平 27. 3	平 27. 4～平 37. 3
岩倉市	岩倉市男女共同参画基本計画改訂版 2017-2020	平 29. 3	平 29. 4～平 33. 3
豊明市	第3次とよあけ男女共同参画プラン	平 27. 3	平 27. 4～平 37. 3
日進市	第2次日進市男女平等推進プラン (中間見直し版)	平 28. 3	平 28. 4～平 33. 3
田原市	田原市男女共同参画推進プランⅡ	平 29. 3	平 29. 4～平 39. 3
愛西市	第3次愛西市男女共同参画プラン	平 29. 3	平 29. 4～平 33. 3
清須市	清須市男女共同参画プラン (見直し版)	平 26. 3	平 26. 4～平 31. 3
北名古屋市	第2次北名古屋市男女共同参画プラン	平 30. 3	平 30. 4～平 40. 3
弥富市	弥富市男女共同参画推進プラン	平 22. 3	平 22. 4～平 32. 3

市町村名	計画の名称	策定年月	計画の期間
みよし市	みよし男女共同参画プラン パートナー2014-2018	平 26. 3	平 26. 4～平 31. 3
あま市	あま市男女共同参画プラン	平 24. 9	平 24. 9～平 34. 3
長久手市	長久手市男女共同参画基本計画 2017 ～明日へ未来へ Nプラン～	平 25. 3	平 25. 4～平 31. 3
東郷町	第2次東郷町男女共同参画プラン	平 30. 3	平 30. 4～平 40. 3
豊山町	豊山町男女共同参画社会計画 第2次とよやまレインボープラン	平 24. 3	平 24. 4～平 34. 3
大口町	第四次おおぐち男女共同参画プラン	平 30. 4	平 30. 4～平 35. 3
扶桑町	扶桑町男女共同参画プラン	平 22. 3	平 22. 4～平 32. 3
蟹江町	蟹江町男女共同参画プラン	平 29. 3	平 29. 4～平 34. 3
飛島村	飛島村男女共同参画推進プラン 2014-2018	平 26. 3	平 26. 4～平 31. 3
阿久比町	第2次阿久比町男女共同参画プラン	平 29. 3	平 29. 4～平 39. 3
東浦町	第2次東浦町男女共同参画プラン中間見直し版	平 28. 3	平 28. 4～平 33. 3
南知多町	第2次南知多町男女共同参画計画	平 30. 3	平 30. 4～平 44. 3
美浜町	美浜町男女共同参画プラン	平 25. 2	平 25. 4～平 35. 3
武豊町	第2次武豊町男女共同参画プラン	平 23. 3	平 23. 4～平 33. 3
幸田町	幸田町男女共同参画プラン [改訂版]	平 26. 3	平 26. 4～平 31. 3
設楽町	設楽町男女共同参画基本計画 改訂版	平 28. 3	平 28. 4～平 31. 3

個別計画の策定ではなく、総合計画での位置づけとしているのは4市町（2市2町）である。

## 7 女性関係団体連絡協議会等の設置状況

女性関係団体の相互の連絡調整を図るための組織（会議）を設置している市町村は18市町（13市5町）である。

なお、1市（豊明市）が検討中である。（別表1参照）

## 8 活動の拠点となる施設の状況

市町村における男女共同参画、女性のための総合的な施設は9施設ある。その他、女性労働者の福祉施設等に加え、公民館などが集会施設として広く利用されている。



## 9 審議会等委員への女性の登用状況

法令・条例により設置されている市町村の審議会等委員への女性の登用率は、平成30年4月1日現在で27.48%（前年度27.29%）である。

また、女性が登用されているのは、1,591機関のうち1,392機関であり、全体の87.49%を占めている。（別表2参照）

## 10 行政委員会委員への女性の登用状況

法令・条例により設置されている市町村の行政委員会委員への女性の登用率は、平成30年4月1日現在で17.41%である。

また、女性が登用されている機関数は306機関のうち185機関であり、全体の60.46%となっている。（別表2参照）

## 11 女性市町村議会議員の状況

市町村議会における女性議員数は、平成30年4月1日現在で1,140人のうち170人であり、全体の14.91%となっている。また女性議員がいない市町村は1市1町2村である。（別表2参照）

## 12 女性の市町村長、副市町村長、教育長、議長の就任状況

市町村名	役職	氏名	在任期間
名古屋市	副市長	伊東 恵美子	平 29. 6. 1～在任中
みよし市	教育長	今瀬 良江	平 28. 10. 1～在任中
大治町	教育長	平野 香代子	平 28. 10. 1～在任中

別表1：市町村における男女共同参画行政の推進状況

調査時点：平成30年4月1日

項目	1		2	3	4	5	6		7	
	管男女課室の設置	用共主 いて同 いる参 画室名 ・女性 を男女	任職員の配置	進男女 会共 議同 等の 参 画行 政推	る男女 職共 員同 研参 修画 の実 施に 関す	等男女 の共 設同 置参 画懇 話会	る男女 条共 例同 の参 画に 関す	個別 計画 策定	け総 合計 画で の位 置づ	議女 性関 係団 体連 絡協 会等 の設 置
名古屋市	首長部局	○	○	○	○	○	○	○	○	
豊橋市	首長部局		○	○	○	○	○	○	○	○
岡崎市	首長部局	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一宮市	首長部局			○	○	○		○	○	
瀬戸市	首長部局			○	○	○		○	○	
半田市	首長部局				○	○	○	○	○	○
春日井市	首長部局	○	○	○	○	○	○	○	○	○
豊川市	首長部局		○	○	○	○	○	○	○	
津島市	首長部局		○	○	○	○		○	○	
碧南市	首長部局							○	○	○
刈谷市	首長部局		○	○	○	○	△	○	○	
豊田市	首長部局		○	○	○	○		○	○	○
安城市	首長部局			○	○	○	○	○	○	○
西尾市	首長部局			○	○	○		○	○	○
蒲郡市	首長部局				○	○		○	○	
犬山市	首長部局								○	
常滑市	首長部局			○	○			○	○	
江南市	首長部局			○	○	○		○	○	○
小牧市	教育委員会			○	○	○	○	○	○	○
稲沢市	首長部局			○	○	○	△	○	○	○
新城市	首長部局					○		○	○	
東海市	首長部局	○		○		○	○	○	○	
大府市	首長部局	○		○	○	○	○	○	○	○
知多市	首長部局	○	○	○	○			○	○	
知立市	首長部局			○	○	○		○	○	
尾張旭市	首長部局			○	○	○	○	○	○	
高浜市	首長部局				○				○	
岩倉市	首長部局			○		○		○	○	
豊明市	首長部局			○	○	○		○	○	△
日進市	首長部局				○	○	○	○		
田原市	首長部局			○	○	○		○	○	
愛西市	首長部局			○	○	○		○	○	
清須市	教育委員会					○		○	○	
北名古屋市	首長部局			○	○	○	○	○	○	○
弥富市	首長部局			○		○	○	○	○	
みよし市	首長部局			○		○	○	○	○	
あま市	首長部局		○	○	○	○	○	○	○	
長久手市	首長部局			○	○	○	○	○	○	

項目	1		2	3	4	5	6		7	
	男女共同参画行政主管課室の設置	用いて「男女共同参画・女性」を	任する専任職員の配置	進める推進会議等の設置	る男女共同参画に関する職員研修の実施	等の設置	る男女共同参画に関する条例の制定	個別計画策定	け総合計画での位置づけ	議女性関係団体連絡協議会等の設置
東郷町	首長部局			○	○	○	○	○	○	
豊山町	首長部局			○	△			○	○	
大口町	首長部局					○		○		
扶桑町	首長部局			○	○	○		○	○	
大治町	教育委員会								○	
蟹江町	首長部局					○		○	○	
飛島村	首長部局			△	△	△		○	○	
阿久比町	教育委員会							○	○	○
東浦町	首長部局				○	○		○	○	○
南知多町	首長部局							○	○	○
美浜町	首長部局				△	△		○	○	○
武豊町	首長部局				○	○		○	○	○
幸田町	首長部局			○			△	○	○	
設楽町	首長部局			○	○	○	△	○	○	
東栄町	首長部局								○	
豊根村	首長部局									

※○は有、△は検討中

### 項目別合計

項目		名古屋市	名古屋市を除く市計	町村の合計	名古屋市を除く市町	合計
1	男女共同参画行政主管課室の設置	1	37	16	53	54
	うち首長部局長部局に設置	1	35	14	49	50
	うち教育委員会育委員会に設置	0	2	2	4	4
	主管課室名に「男女共同参画・女性」を用いている	1	5	0	5	6
	男女共同参画に関する事務を担当する専任職員の配置	1	9	0	9	10
2	男女共同参画行政推進会議等の設置	1	29	5	34	35
3	男女共同参画に関する職員研修の実施	1	29	5	34	35
4	男女共同参画懇話会等の設置	1	32	7	39	40
5	男女共同参画に関する条例の制定	1	16	1	17	18
6	個別計画策定	1	35	13	48	49
	総合計画での位置づけ	1	35	14	49	50
7	女性関係団体連絡協議会等の設置	0	13	5	18	18

別表2：市町村における男女共同参画行政の推進状況

調査時点：平成30年4月1日

市町村名	9 市町村の審議会等（法令・条例設置）委員への女性の登用状況							10 市町村の行政委員会委員への女性の登用状況					11 女性市町村議会議員の状況		
	目標年	目標値	総機関数	含む女性機関数を	委員数（A）	うち女性委員数（B）	（登用率） （B/A）	委員会数	含む女性委員会数	委員数（A）	うち女性委員数（B）	（登用率） （B/A）	議会議員総数	うち女性議員数	女性比率
	平成	%	-	-	人	人	%	-	-	人	人	%	人	人	%
名古屋市	32	40~60	70	68	2,041	715	35.03	6	4	121	22	18.18	74	15	20.27
豊橋市	34	35	32	28	388	99	25.52	6	4	69	12	17.39	36	5	13.89
岡崎市	32	38	35	33	616	162	26.30	6	3	59	4	6.78	37	5	13.51
一宮市	30	35	31	30	1,215	377	31.03	6	4	59	9	15.25	37	5	13.51
瀬戸市	33	30	37	31	455	109	23.96	6	5	45	15	33.33	25	5	20.00
半田市	31	30	25	21	336	75	22.32	6	2	34	4	11.76	21	3	14.29
春日井市	33	30	34	31	446	123	27.58	6	5	34	8	23.53	32	4	12.50
豊川市	32	30	28	27	644	201	31.21	6	4	37	6	16.22	30	4	13.33
津島市	32	40	32	27	514	173	33.66	6	5	36	11	30.56	20	3	15.00
碧南市	32	35	32	29	487	125	25.67	6	5	27	8	29.63	22	3	13.64
刈谷市	32	35	26	23	410	112	27.32	6	4	43	6	13.95	28	3	10.71
豊田市	31	30	43	34	614	163	26.55	6	5	87	10	11.49	44	3	6.82
安城市	35	30	50	47	659	197	29.89	6	4	31	8	25.81	28	4	14.29
西尾市	35	40	19	15	290	56	19.31	6	4	57	6	10.53	30	3	10.00
蒲郡市	-	-	19	16	503	85	16.90	6	3	38	8	21.05	20	1	5.00
犬山市	34	35	47	41	536	140	26.12	6	5	40	7	17.50	20	2	10.00
常滑市	32	30	17	12	243	49	20.16	6	5	46	6	13.04	16	2	12.50
江南市	33	35	33	25	478	98	20.50	6	3	34	5	14.71	22	3	13.64
小牧市	33	33	50	43	678	190	28.02	6	2	33	5	15.15	24	5	20.83
稲沢市	32	35	29	26	458	137	29.91	6	2	52	6	11.54	23	3	13.04
新城市	30	30	40	33	754	170	22.55	6	5	47	10	21.28	18	2	11.11
東海市	32	38	30	27	346	109	31.50	6	4	39	6	15.38	22	5	22.73
大府市	32	40	30	30	355	119	33.52	6	6	36	10	27.78	19	6	31.58
知多市	32	30	24	23	300	85	28.33	6	3	39	5	12.82	20	2	10.00
知立市	30	30	39	33	435	111	25.52	6	4	35	7	20.00	20	4	20.00
尾張旭市	36	40	24	24	294	117	39.80	6	3	28	5	17.86	21	4	19.05
高浜市	-	-	19	19	224	61	27.23	6	4	32	9	28.13	14	3	21.43
岩倉市	32	35	39	34	521	153	29.37	6	5	35	6	17.14	15	2	13.33
豊明市	-	30	53	47	557	169	30.34	6	5	32	9	28.13	20	5	25.00
日進市	32	35	48	46	523	166	31.74	6	3	29	6	20.69	20	8	40.00
田原市	38	30	23	22	303	84	27.72	6	4	43	7	16.28	18	1	5.56
愛西市	33	35	17	16	246	63	25.61	6	4	68	8	11.76	18	2	11.11
清須市	30	30	32	26	424	136	32.08	6	4	31	6	19.35	22	2	9.09

市町村名	9 市町村の審議会等（法令・条例設置）委員への女性の登用状況							10 市町村の行政委員会委員への女性の登用状況					11 女性市町村議会議員の状況				
	目標年	目標値	総機関数	含む女性委員数を	委員数（A）	うち女性委員（B）	登用率（B/A）	委員会数	含む女性委員数を	委員数（A）	うち女性委員（B）	登用率（B/A）	議会議員総数	うち女性議員	女性比率		
北名古屋市	39	37	33	32	511	151	29.55	6	4	32	7	21.88	18	6	33.33		
弥富市	30	25	17	16	191	50	26.18	6	3	35	5	14.29	16	2	12.50		
みよし市	30	35	45	41	537	161	29.98	6	3	28	5	17.86	20	0	0.00		
あま市	33	30	21	21	260	60	23.08	6	2	31	4	12.90	24	1	4.17		
長久手市	30	30	19	18	209	76	36.36	6	3	33	6	18.18	18	6	33.33		
名古屋市を除く市計	—	—	1,172	1,047	16,960	4,712	27.78	222	143	1,514	265	17.50	858	127	14.80		
東郷町	39	40	21	18	295	89	30.17	5	2	24	6	25.00	16	5	31.25		
豊山町	31	40	22	21	217	86	39.63	5	2	30	5	16.67	10	2	20.00		
大口町	35	30	26	18	286	73	25.52	5	2	31	4	12.90	14	1	7.14		
扶桑町	31	35	33	29	530	139	26.23	5	2	28	5	17.86	16	2	12.50		
大治町	32	30	12	11	108	25	23.15	4	2	24	4	16.67	12	1	8.33		
蟹江町	33	25	17	13	170	24	14.12	5	4	26	5	19.23	14	1	7.14		
飛島村	32	30	11	7	91	17	18.68	5	2	33	3	9.09	10	0	0.00		
阿久比町	32	35	28	26	410	104	25.37	5	4	33	7	21.21	14	2	14.29		
東浦町	32	40	28	23	312	101	32.37	5	3	27	5	18.52	16	7	43.75		
南知多町	42	30	22	15	453	77	17.00	5	1	27	2	7.41	12	0	0.00		
美浜町	34	30	26	23	278	85	30.58	5	2	38	4	10.53	13	1	7.69		
武豊町	32	33	27	23	591	127	21.49	5	2	31	3	9.68	16	2	12.50		
幸田町	34	30	25	22	322	77	23.91	5	2	27	6	22.22	15	2	13.33		
設楽町	28	25	11	5	125	19	15.20	5	3	21	5	23.81	12	1	8.33		
東栄町	32	10	6	2	95	3	3.16	4	3	19	6	31.58	10	1	10.00		
豊根村	—	—	13	11	147	28	19.05	5	2	20	4	20.00	8	0	0.00		
町村の計	—	—	328	267	4,430	1,074	24.24	78	38	439	74	16.86	208	28	13.46		
名古屋市を除く市町村計	—	—	1,500	1,314	21,390	5,786	27.05	300	181	1,953	339	17.36	1,066	155	14.54		
合計	—	—	1,570	1,382	23,431	6,501	27.75	306	185	2,074	361	17.41	1,140	170	14.91		
女性委員のいる機関の割合(%)							88.03	女性委員のいる機関の割合					60.46				

【広域設置を含む】 9 女性委員のいる機関の割合

区分	総機関数	女性委員を含む機関数	委員数(A)	うち女性委員数(B)	登用率(B/A)
名古屋市を除く市町村計	1,521	1,324	22,253	5,962	26.79
名古屋市を含む合計	1,591	1,392	24,294	6,677	27.48
女性委員のいる機関の割合					87.49



# 1 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第12条）

### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

### 第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

**第4条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### (政策等の立案及び決定への共同参画)

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### (国際的協調)

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### (国の責務)

**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を

含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

**第11条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

**第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

**第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

**第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

**第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

**第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

**第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)



**第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

**第21条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

**第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

**第23条** 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

**第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

**第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
  - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
  - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

**第26条** 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

**第27条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

**第28条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 略

## 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
  - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
  - 第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）
  - 第3節 特定事業主行動計画（第15条）
  - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）
- 第5章 雑則（第26条—第28条）
- 第6章 罰則（第29条—第34条）
- 附則

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

**第2条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

**第3条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

**第4条** 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第2章 基本方針等

(基本方針)

**第5条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

**第6条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

**第7条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

**第8条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指

針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

**第9条** 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

**第10条** 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

**第11条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

**第12条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の三、第48条の四、第50条第1項及び第2項並びに第51条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第13条** 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るもの

とする。

(一般事業主に対する国の援助)

**第14条** 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

**第15条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第16条** 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第17条** 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

## 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

**第18条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

**第19条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

**第20条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は

物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

**第21条** 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

**第22条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

**第23条** 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

**第24条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

**第25条** 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

**第26条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

**第27条** 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

**第28条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

**第29条** 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第30条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

**第31条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

**第32条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者

二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第33条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第34条** 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

## 附 則 略

# 3 愛知県男女共同参画推進条例

(平成14年3月26日愛知県条例第2号)

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第8条）

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第15条）

### 第3章 男女共同参画に関する申出等（第16条—第18条）

### 第4章 愛知県男女共同参画審議会（第19条）

### 第5章 雑則（第20条）

### 附則

男女が性別にかかわらず、人として尊重され個性と能力を十分発揮することができる真に心豊かな社会を築くことは、県民の願いである。

県では、これまで、国際社会や国内の動向を踏まえ、男女共同参画社会の実現のため総合的な計画を策定し、県民が、社会のあらゆる分野において自立した男女として多様な生き方を選択することができる様々な取組を行ってきたが、なお一層の努力が必要とされている。

今日、少子高齢化の進展や急速な社会経済情勢の変化の中で、引き続き活力ある豊かな明日の愛知を築くため、男女共同参画社会を実現することは重要となっている。

二十一世紀を迎えた今、私たちは私たち及び将来の愛知を担う人々が、社会のあらゆる分野において男女の区別なく、互いに自立した人間として、多様な生き方を認め、喜びや責任を分かち合いながら、真に豊かな生き方のできる地域社会の創造を目指し、男女共同参画の推進に一層取り組むために、ここにこの条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （基本理念）

**第3条** 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項が、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において推進されることを基本理念として行われなければならない。

- 一 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを行わず、個人としての能力を発揮する機会を確保することその他の男女の人権を尊重すること。
- 二 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- 三 男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保すること。
- 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動との両立ができるようにすること。
- 五 男女共同参画の推進に向けた取組を国際的協調の下に行うこと。

### （県の責務）

**第4条** 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者及び市町村と連携を図りながら協力して男女共同参画の推進に取り組むものとする。

### （県民の責務）

**第5条** 県民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。



(事業者の責務)

**第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

**第7条** 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- 一 性別による差別的取扱い
- 二 セクシュアル・ハラスメント(性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)
- 三 男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

(公衆に表示する情報への配慮)

**第8条** 何人も、公衆に広く表示する情報において、その情報が社会に及ぼす影響にかんがみ、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力を正当化し、及び助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないように配慮するよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定手続)

**第9条** 知事は、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第十四条第一項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるに当たっては、あらかじめ愛知県男女共同参画審議会(第十六条第二項において「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

**第10条** 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければならない。

(教育、学習等)

**第11条** 県は、県民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるとともにこれらの者の男女共同参画の推進に関する活動(積極的改善措置を含む。次条第二項において同じ。)を行う意欲が増進されるようにするため、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(調査研究及び情報提供)

**第12条** 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な情報の収集等の調査及び研究に努めるものとする。

2 県は、県民、事業者又は市町村に対し、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動並びに市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を推進するため必要な情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

(男女共同参画月間)

**第13条** 男女共同参画についての県民及び事業者の関心と理解を深めるため、男女共同参画月間を設ける。

2 男女共同参画月間は、十月とする。

3 県は、男女共同参画月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(年次報告)

**第14条** 知事は、毎年、議会に、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

**第15条** 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第3章 男女共同参画に関する申出等

(県が実施する施策に対する申出)

**第16条** 県民は、知事に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、審議会に報告するとともに、適切な処理に努めるものとする。

(男女共同参画を阻害する事項に係る相談の申出)

**第17条** 県民は、知事に対し、男女共同参画を阻害する事項に係る相談を申し出ることができる。

(愛知県男女共同参画相談委員)

**第18条** 知事は、前条の規定による申出があった男女共同参画を阻害する事項の内容を調査し、必要な助言を行うため愛知県男女共同参画相談委員を置くものとする。

## 第4章 愛知県男女共同参画審議会

- 第19条** 知事の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、愛知県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第十六条第二項の規定により報告のあった事項について調査審議し、知事に意見を述べることができる。
  - 3 審議会は、委員二十人以内で組織する。
  - 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。
  - 5 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。
  - 6 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 7 委員は、再任されることができる。
  - 8 第三項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 雑則

（規則への委任）

- 第20条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則 略

## 4 男女共同参画に関する年表

年	世界	日本	愛知県
昭 47 (1972)	12 月 国連総会で 1975 年を国際 婦人年とすることを宣言		
昭 49 (1974)	1 月 国連婦人の地位委員会で国 際婦人年活動計画を採択	11 月 外務省が国際婦人年のため の関係各省庁連絡会議を設置	
昭 50 (1975)	6 月 ILO 第 60 回総会「婦人労働 者の機会及び待遇の均等を促進 するための行動計画」を採択 6～7 月 メキシコシティにおいて 「国際婦人年世界会議」を開 催し、「世界行動計画」を採択 12 月 国連総会は、1976 年から 1985 年を「国連婦人の十年」と すること等を決定	6 月 衆参両議院本会議で「国際 婦人年にあたり、婦人の社会的 地位向上をはかる決議」を採択 9 月 「婦人問題企画推進本部」設 置を閣議決定し、「婦人問題企画 推進会議」設置を閣議口頭了解 11 月 「国際婦人年記念日本婦人 問題会議」開催	
昭 51 (1976)	4 月 ILO 事務局に婦人労働問題担当 室が新設	4 月 育児休業法（女子教育職 員、看護婦、保母等）の施行 10 月 婦人少年問題審議会 「雇 用における男女の機会均等と待 遇の平等の促進に関する建議」 を提出 11 月 労働省「第 1 回日本婦人問 題会議」開催（以後毎年度）	4 月 総務部に青少年婦人室を設置 4 月 婦人悩みごと相談開設（県 民サービスセンター内） 5 月 「あいち婦人のつどい」の 開催開始（以後毎年度） 7 月 「愛知県婦人関係行政推進 会議」設置 9 月 「愛知県婦人問題懇話会」 開催（以後毎年度） 10 月 県婦人団体連盟結成
昭 52 (1977)	6 月 ILO 第 63 回総会で看護職員条 約ならびに勧告を採択	1 月 婦人問題企画推進本部「国 内行動計画」決定 6 月 労働省「若年定年制・結婚 退職制等改善年次計画」策定 10 月 国立婦人教育会館開館 10 月 総理府婦人問題担当室「国 内行動計画前期重点目標」を発表	3 月 「婦人の生活実態と意識に 関する調査報告書」作成（平成 3 年度まで毎年） 3 月 「婦人関係行政の概要」作 成（以後毎年度） 3 月 「愛知の婦人-ちやるま-」 発行（平成 7 年度まで毎年）
昭 53 (1978)		1 月 総理府「国内行動計画第 1 回報告書-婦人の施策と現状- 」を公表	3 月 「愛知県地方計画・推進計画 '78～'80」に婦人の項目を設ける 4 月 県事務所に婦人問題総合窓 口を設置 4 月 婦人労働サービスセンター開設 4 月 保育大学校開設
昭 54 (1979)	11 月 「国連婦人の十年 ESCAP 地域 会議」をニューデリー（インド）で開催 12 月 国連総会「女子に対するあら ゆる形態の差別の撤廃に関する条 約」を採択	7 月 法務省「相続に関する民法 改正要綱試案」を公表	4 月 母子福祉会館開館 11 月 婦人国際交流事業実施
昭 55 (1980)	4 月 OECD「婦人の雇用に関するハ イレベル会議」開催 7 月 「国連婦人の十年 1980 年世界 会議」をコペンハーゲン（デンマーク） で開催 ・国連婦人の十年後半期行動プログラ ムの採択 ・「女子差別撤廃条約（略称）」の署名式	5 月 総理府「国内行動計画第 2 回報告書-婦人の施策と現状-」 を発表 7 月 「女子差別撤廃条約」に署名 10 月 総理府「国連婦人の 10 年 中間年全国会議」を開催	11 月 「昭和 55 年度北陸・中部・近 畿地区婦人問題推進地域会議」開 催（総理府共催）
昭 56 (1981)	6 月 ILO 総会「男女労働者特に家 族的責任を有する労働者の機会均 等及び均等待遇に関する条約」及 び「同勧告」を採択 9 月 「女子差別撤廃条約」発効	1 月 「民法及び家事審判法の一部 を改正する法律」施行 5 月 婦人問題企画推進本部 「婦 人に関する施策の推進のための国 内行動計画後期重点目標」を決定 10 月 労働省「パートバンク」の設 置を開始 10 月 法務省は法制審議会に国籍法 部会を設置	4 月 「婦人職業サービスルーム」の開 設（一宮県民サービスコーナー内） 6 月 「婦人情報資料コーナー」開 設（県民サービスセンター内）

年	世界	日本	愛知県
昭 57 (1982)		5月 労働省：男女平等問題専門家会議「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」報告 8月 「国民年金法等の一部を改正する法律」成立	3月 「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置づける 4月 婦人問題開発事業開始
昭 58 (1983)		2月 法制審議会国籍法部会「国籍法改正に関する中間試案」決定 12月 婦人少年問題審議会婦人労働部会「男女雇用平等法審議」中間報告	10月 「婦人労働週間シンポジウム」開催
昭 59 (1984)	3月 「国連婦人の十年E S C A P地域会議」を東京で開催	12月 文部省「家庭科に関する検討会議」報告書提出	3月 婦人情報システム構想研究会開催 4月 市町村婦人対策推進事業費補助制度開始 11月 婦人地域活動者表彰制度開始
昭 60 (1985)	7月 「国連婦人の十年世界会議」開催 西暦 2000 年に向けてのナイロビ将来戦略採択	1月 国籍及び戸籍法の一部を改正する法律施行 5月 男女雇用機会均等法成立 6月 女子差別撤廃条約批准	4～11月 「国連婦人の 10 年」記念事業実施
昭 61 (1986)		2月 婦人問題企画推進有識者会議 4月 男女雇用機会均等法施行	4月 グループ・サークルカウンセリング事業開始 8～11月 地域婦人フォーラム実施 11月 婦人情報・相談・交流コーナー開所
昭 62 (1987)		5月 婦人問題企画推進本部「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画」策定	4月 女性グループ活動交流事業開始
昭 63 (1988)	2月 女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議(第1回)		4月 高辻センター開館
平元 (1989)			3月 「愛知県 21 世紀計画」に女性部門を位置づける 10月 「あいち女性プラン」策定
平 2 (1990)	5月 ナイロビ将来戦略見直し勧告採択		4月 地域実践活動交流事業開始 6月 プラン推進記念講演会開催 7月 白菊荘改築
平 3 (1991)		5月 育児休業法成立 5月 「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画」第一次改定	3月 女性総合センター基本計画策定 4月 婦人相談所北区へ移転 5月 婦人週間記念フォーラム開始(平成7年度まで毎年) 11月 あいち女性プラン推進研究会設置
平 4 (1992)		4月 育児休業法施行 12月 婦人問題担当大臣が任命される。(河野洋平内閣官房長官)	3月 女性総合センター基本設計 9月 市町村女性行政担当者研修会開始
平 5 (1993)	6月 「世界人権会議」開催(ウィーン)	4月 中学校の家庭科の男女必修実施 6月 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)成立(12月施行) 6月 地方交付税において、基準財政需要額に「男女均等推進対策」に要する経費が算出される。(平成5年度都道府県分) 10月 第4回世界女性会議日本国内委員会設置	3月 女性総合センター実施設計 4月 「青少年婦人室」から「青少年女性室」へ名称変更 4月 「審議会等委員への女性の登用推進要綱」制定 10月 女性総合センター起工式 10月 市町村女性行政主管課長会議開始 11月 女性総合センター情報システムの基本設計
平 6 (1994)	1月 女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議(第2・3回) 6月 ESCAP 政府間会議(アジア太平洋経済社会委員会)	4月 市町村に係る普通地方交付税措置に女性問題対策推進費が追加される。 4月 高等学校の家庭科の男女必修、学年進行により実施 6月 男女共同参画室設置、男女共同参画審議会設置 7月 男女共同参画推進本部設置	3月 「あいち農山漁村女性プラン」策定 5月 県女性地域実践活動交流協議会結成

年	世界	日本	愛知県
平 7 (1995)	9月 「第4回世界女性会議」開催、「北京宣言」及び「行動綱領」の採択	6月 IL0156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)批准 6月 育児・介護休業法成立	4～11月 「第4回世界女性会議」記念事業実施 7月 平成7年度東海・北陸地区女性問題担当行政ブロック会議開催
平 8 (1996)		7月 「男女共同参画ビジョン」答申 12月 「男女共同参画2000年プラン」策定	4月 財団法人あいち女性総合センター設置 4月 「あいち女性プラン」研究会設置 5月 愛知県女性総合センター開館 9月 女性参政50年記念フォーラム開催
平 9 (1997)		4月 男女共同参画審議会設置法施行 6月 男女雇用機会均等法の一部改正	2月 女性問題懇話会「あいち女性プラン」見直しの基本方向について提言 9月 男女共同参画推進地域フォーラム開催 10月 「あいち男女共同参画2000年プラン」策定 11月 「平成9年度北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進地域会議」開催(総理府共催)
平 10 (1998)		11月 「男女共同参画社会基本法について」答申	3月 「愛知2010計画」策定(分野別計画に男女共同参画を位置づけ) 10月 あいち男女共同参画推進市町村サミット開催
平 11 (1999)		5月 「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 6月 男女共同参画社会基本法成立(平成13年1月同法施行)	11月 「男女共同参画社会づくりシンポジウム」開催(総理府共催)
平 12 (2000)	6月 国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク国連本部)「政治宣言」及び「成果文書」を採択	7月 男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本方針について」 9月 同審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方-21世紀の最重要課題-」 11月 「ストーカー規制法」施行 12月 「男女共同参画基本計画」策定	3月 「あいち男女共同参画新プランについての意見交換会」開催(名古屋市、豊橋市) 4月 部局再編に伴い「総務部青少年女性室」から「県民生活部社会活動推進課男女共同参画室」へ名称変更 9月 男女共同参画懇話会提言「21世紀初頭の男女共同参画新プランの基本方向について」
平 13 (2001)		1月 男女共同参画会議設置 1月 中央省庁等改革によって内閣府に男女共同参画局が新設 4月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律成立 6月 第1回男女共同参画週間 6月 男女共同参画推進本部決定「女性に対する暴力をなくす運動」について 10月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律一部施行(配偶者暴力相談支援センターを除く)	3月 「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定 5月 同プラン説明会開催(名古屋市、豊橋市、岡崎市) 9月 愛知県男女共同参画懇話会「男女共同参画社会の実現を促進するための県条例の基本方向についての県民意見交換会」開催 11月 男女共同参画懇話会提言「男女共同参画の実現を促進するための県条例の基本方向について」
平 14 (2002)		4月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律完全施行	4月 愛知県男女共同参画推進条例施行 4月 愛知県男女共同参画審議会発足 10月 愛知県男女共同参画相談委員制度発足 10月 男女共同参画月間制定
平 15 (2003)	7月 女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議(第4・5回)	4月 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律施行 6月 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 7月 次世代育成支援対策推進法及び少子化社会対策基本法成立	7月 「男女共同参画社会の実現に向けて～県民と事業者のそれぞれの取組、県の役割～」答申 10月 男女共同参画フォーラム開催 11月 平成15年度東海・北陸地区男女共同参画担当行政ブロック会議開催

年	世界	日本	愛知県
平 16 (2004)		5月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正(12月施行) 6月 「女性のチャレンジ大賞」「女性のチャレンジ支援大賞」制定 11月 育児・介護休業法改正(平成17年4月施行)	3月 「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定 10月 男女共同参画チャレンジフェスタ開催
平 17 (2005)	2～3月 国連婦人の地位委員会「北京+10」開催(ニューヨーク国連本部)	4月 改正育児・介護休業法施行 7月 男女共同参画会議答申「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」 9月 少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」 12月 女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジプラン」策定 12月 男女共同参画基本計画(第2次)閣議決定	2月 男女共同参画チャレンジ応援劇上演 3月 「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 3月 愛知県特定事業主行動計画「職員の子育て応援プログラム」策定 7月 男女共同参画フォーラム in あいち開催(内閣府・名古屋共催) 12月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
平 18 (2006)	2～3月 第50回国連婦人の地位委員会開催(「国内開発戦略へのジェンダー視点の統合」など)(ニューヨーク国連本部)	4月 男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 6月 男女雇用機会均等法改正(平成19年4月施行) 9月 少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書」 12月 「女性の再チャレンジ支援プラン」を改定 12月 少子化と男女共同参画に関する専門調査会「両立支援・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進が企業等に与える影響に関する報告書	3月 愛知県男女共同参画審議会答申「男女共同参画施策の当面する課題～あいち男女共同参画プラン21の中間評価を踏まえて～」 4月 愛知県女性総合センターの施設管理に指定管理者制度を導入 4月 財団法人あいち女性総合センターから財団法人あいち男女共同参画財団に名称変更 7～8月 産学官の連携により連続公開講座開催(あいち男女共同参画社会推進・産学官連携フォーラム主催) 10月 「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」改定
平 19 (2007)	2～3月 第51回国連婦人の地位委員会開催(「女児に対するあらゆる形態の差別及び暴力撤廃」など)(ニューヨーク国連本部)	7月 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正(平成20年1月施行) 12月 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	4月 愛知県少子化対策推進条例施行 7月 「女性のチャレンジ相談」開始
平 20 (2008)	2～3月 第52回国連婦人の地位委員会開催(「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」など)(ニューヨーク国連本部) 4月 女子差別撤廃条約実施状況報告(第6回)	1月 「仕事と生活の調和推進室」設置 4月 男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 10月 基本問題専門調査会「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」 12月 次世代育成支援対策推進法改正(平成21年4月施行)	1月 「女性のチャレンジ応援サイト愛・チャレンジ」開設 3月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(2次)」策定 9月 「男女共同参画に関する意識調査」実施
平 21 (2009)	3月 第53回国連婦人の地位委員会開催(「HIV/AIDSのケア提供を含む男女間の平等な責任分担」など)(ニューヨーク国連本部)	11月 男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」	2月 啓発冊子「新たな地平を切り拓く～男女がともに活躍できる社会～」の作成・配布及び女性の参画に関する関係団体への要請
平 22 (2010)	3月 第54回国連婦人の地位委員会<「北京+15」記念会合>開催(「北京宣言及び行動綱領など」)(ニューヨーク国連本部)	4月 男女共同参画会議「第3次男女共同参画基本計画の策定に向けて(中間整理)」 7月 男女共同参画会議「第3次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方(答申)」 12月 第3次男女共同参画基本計画閣議決定	3月 愛知県男女共同参画審議会「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」の取組の評価と課題」 3月 「あいち はぐみんプラン」策定 11月 愛知県男女共同参画審議会答申「新あいち男女共同参画プラン(仮称)の基本方向について」

年	世界	日本	愛知県
平 23 (2011)	1月 「ジェンダー平等と女性のエンパ ワメントのための国連機関(略称:U N Women)」正式発足		3月 「あいち男女共同参画プラン 2011-2015～多様性に富んだ活力 ある社会をめざして～」策定
平 24 (2012)	2月 第56回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平 等と女性のエンパワメント」決 議案採択	6月 「『女性の活躍促進による経 済活性化』行動計画」女性の活躍 による経済活性化を推進する関係 閣僚会議決定	4月 財団法人あいち男女共同参画 財団から公益財団法人あいち男女 共同参画財団に名称変更
平 25 (2013)		6月 「日本再興戦略」の中核に 「女性の活躍推進」が位置づけ られる 7月 配偶者からの暴力防止及び 被害者の保護等に関する法律の 一部改正(平成26年1月施行)	3月 「配偶者からの暴力防止及び 被害者支援基本計画(3次)」 策定
平 26 (2014)	3月 第58回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と 女性のエンパワメント」決議案採択 9月 女子差別撤廃条約実施状況報 告(第7・8回)	6月 「日本再興戦略」改訂2014に 「『女性が輝く社会』の実現」が 掲げられる 9月 「女性が輝く社会に向けた国 際シンポジウム」 (WAW!Tokyo2014)開催	4月 「男女共同参画室」を「男女 共同参画推進課」へ格上げし、新 ポスト「女性の活躍促進監」を創 設して体制を強化
平 27 (2015)	3月 国連「北京+20」記念会合 (第59回国連婦人の地位委員会) 開催(ニューヨーク) 8月 UnWomen日本事務所開設 9月 「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」(SDGs)採択	6月 「女性活躍加速のための重点 方針2015」策定 8月 女性の職業生活における活躍 の推進に関する法律成立 8月 「女性が輝く社会に向けた国際 シンポジウム」(WAW!2015)開催 12月 男女共同参画会議「第4次男 女共同参画基本計画策定に当たっ ての基本的な考え方(答申)」 12月 第4次男女共同参画基本計画 閣議決定	3月 「あいち はぐみんプラン 2015-2019」策定
平 28 (2016)		4月 女性の職業生活における活躍 の推進に関する法律完全施行 5月 「女性活躍加速のための重点 方針2016」策定 5月 「女性の活躍推進のための開 発戦略」策定 5月 G7伊勢・志摩サミット 「女性の能力開花のためのG 7行動指針」及び「女性の理系キ ャリア促進のためのイニシアティ ブ(WINDS)に合意 7月 女子差別撤廃条約実施状況第 7回及び第8回報告審議 10月 育児・介護休業法及び男女雇 用機会均等法等の改正 12月 「国際女性会議WAW!」(WAW! 2016)開催	3月 「あいち男女共同参画プラン 2020～すべての人が輝き、多様性に 富んだ活力ある社会をめざして～」策 定 3月 「あいち農山漁村男女共同参 画プラン2020」策定
平 29 (2017)		6月 「女性活躍加速のための重点方 針2017」策定	

## 5 男女共同参画関係施設等

### (1) 男女共同参画、女性のための総合的な施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
国立女性教育会館（ヌエック）	355-0292	埼玉県比企郡嵐山町菅谷728	(0493)62-6714
愛知県女性総合センター （ウィルあいち）	461-0016	名古屋市東区上堅杉町1番地	(052)962-2511
名古屋市男女平等参画推進センター （イーブルなごや）	460-0015	名古屋市中区大井町7-25	(052)331-5288
豊橋市男女共同参画センター （パルモ）	441-8075	豊橋市神野ふ頭町3-22	(0532)33-2822
岡崎市図書館交流プラザ （Libra りぶら）	444-0059	岡崎市康生通西4-71	(0564)23-3100 （代表）
春日井市青少年女性センター （レディヤンかすがい）	486-0844	春日井市鳥居松町2-247	(0568)85-4188
とよた男女共同参画センター （キラッ☆とよた）	471-0034	豊田市小坂本町1-25	(0565)31-7780
小牧市まなび創造館	485-0041	小牧市小牧3-555	(0568)71-9848
大府市石ヶ瀬会館 （ミュージアがせ）	474-0035	大府市江端町4-1	(0562)48-0588
知多市男女共同参画センター （ウイズ）	478-0065	知多市新知東町2-7-2	(0562)56-6305
高浜市女性文化センター	444-1332	高浜市湯山町6-6-4	(0566)52-5002

### (2) 就業を促進するための施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
愛知労働局雇用環境・均等部	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館2階	(052)857-0312

### (3) 女性労働者の福祉施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
一宮市働く婦人の家	491-0045	一宮市音羽1-5-17	(0586)73-9100
稲沢市働く婦人の家	492-8218	稲沢市西町3-10-24	(0587)23-2161

### (4) 各種相談窓口

○女性に関する相談（\*はDVに関する相談を含みます）

相談窓口	相談受付日時 (特に記載がない場合、日・祝・年末年始は原則休み)		電話番号	
*女性の悩みごと相談 (愛知県女性相談センター)	電話相談	月～金 9:00～21:00 土・日 9:00～16:00 (祝日・年末年始・一部月曜休み)	(052)962-2527	
	面接相談 (要予約)	火～日 9:00～17:00 (水は20:30まで) (祝日・年末年始休み)		
	弁護士 相士 談による	法律相談 (要予約)	月 10:00～12:00 (祝日・年末年始・ウィルあいち 休館日休み)	(052)962-2527
		DV専門電 話相談	月 14:00～15:30 (祝日・年末年始・一部月曜休み)	(052)962-2528



相談窓口	相談受付日時 (特に記載がない場合、日・祝・年末年始は原則休み)		電話番号
* 尾張駐在室			(052)961-7211 (内線2323)
* 海部駐在室			(0567)24-2134
* 知多駐在室	電話相談 月～金 9:00～17:00		(0569)31-0121
* 西三河駐在室	面接相談(要予約) 月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始休み)		(0564)27-2719
* 豊田加茂駐在室			(0565)33-0294
* 新城設楽駐在室			(0536)23-8051
* 東三河駐在室			(0532)54-5111 (内線301)
女性の健康なんでも相談 (県・公益社団法人愛知県助産師会)	電話相談	月～土 13:30～16:30 (年末年始、盆、祝日を除く)	090-1412-1138
不妊・不育に関する相談 (愛知県不妊・不育専門相談センター)	電話相談	月 10:00～14:00 木 10:00～13:00 第3水 18:00～21:00	(052)741-7830
	面接相談(要予約)	火 16:00～17:00 19:00～19:30 第1・3月 14:30～15:30 第2・4木 13:30～14:30 (いずれも年末年始・盆・祝祭日を除く)	
愛知県精神保健福祉センター あいちこころほっとライン365 (こころの健康に関する相談)	電話相談	年中無休 9:00～16:30	(052)951-2881
県警察本部	* 住民コーナー (警察安全相談)	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	# 9 1 1 0 (052)953-9110
	ストーカー110番	24時間受付	(052)961-0888
	性犯罪被害110番 (性犯罪被害相談)電話相談	24時間受付	# 8 1 0 3 (0120)67-7830
	ふれあいコール (電車内の痴漢被害相談)	24時間受付	(052)561-0184
	ハートフルライン (犯罪被害者のためのこころの 悩み相談)電話相談	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	(052)954-8897
	ハートフルステーション・あいち (性犯罪被害者のためのワン ストップ支援センター)	月～土 9:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)	(0570)064-810 (愛知県内からのみ通話可能)
(公社) 被害者サポートセンターあいち	犯罪の被害にあわれた方やご家族に対する電話相談	月～金 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	(052)232-7830
	全国共通ナビダイヤル(東京)	(公社) 被害者サポートセンターあいちの開設時間は、同センターにつながります 7:00～22:00 (12/29～1/3を除く)	(0570)783-554

相談窓口	相談受付日時 (特に記載がない場合、日・祝・年末年始は原則休み)		電話番号
*イーブルなごや相談室	電話相談	月・火・金・土・日 10:00～16:00 水のみ 10:00～13:00 18:00～20:00 (木(祝日の時は翌金曜も休み)・ 祝日・年末年始を除く)	(052)321-2760
*名古屋市DV被害者ホットライン	電話相談	土・日・祝日 10:00～18:00 (年末年始を除く)	(052)232-2201
*名古屋法務局	女性の人権ホット ライン	月～金 8:30～17:15	(0570)070-810
*法テラス (日本司法支援センター)	犯罪被害者支援 ダイヤル	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00	(0570)079-714

○県政や交通事故等に関する県民相談・犯罪被害者支援に関する総合案内

相談窓口	相談受付日時 (特に記載がない場合、日・祝・年末年始は原則休み)		電話番号
愛知県県民相談・情報センター	電話又は 来所相談	月～金 9:00～17:15	(052)962-5100
尾張県民相談室			(0586)71-5900
西三河県民相談室			(0564)27-0800
東三河県民相談室			(0532)52-7337

○消費生活に関する相談

相談窓口	相談受付日時		電話番号
愛知県消費生活総合センター	電話又は 来所相談	月～金 9:00～16:30 土・日 9:00～16:00 祝日(土・日は除く)及び年末 年始は休み	専用ダイヤル (052)962-0999

○再就職支援に関する相談

相談窓口	相談受付日時 (特に記載がない場合、日・祝・年末年始は原則休み)		電話番号
あいち子育て女性再就職サポートセン ター (ママ・ジョブ・あいち)	キャリアカウ ンセラー等による 相談(要予約)	電話・メール・FAX・窓口 月～金 9:30～18:00 土 10:00～17:00 (祝日及び12/29～1/3は除く)	(052)485-6996 (電話・FAX)

## 6 市町村男女共同参画施策担当課室一覧

市町村名	担当課室(係)名		所在地	電話番号	FAX番号
名古屋市	総務局総合調整部男女平等参画推進室	460-8508	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	052-972-2234	052-972-4112
豊橋市	市民協創部市民協働推進課男女共同参画グループ	441-8501	豊橋市今橋町1番地	0532-51-2188	0532-56-5128
岡崎市	社会文化部男女共同参画課女性活躍推進係	444-8601	岡崎市十王町2丁目9番地	0564-23-6222	0564-23-6626
一宮市	総合政策部政策課政策グループ	491-8701	一宮市本町2丁目5番6号	0586-28-8952	0586-73-9128
瀬戸市	市長直轄組織まちづくり協働課協働第1係	489-8701	瀬戸市追分町64番地の1	0561-88-2801 (直通)	0561-88-2803
半田市	企画部市民協働課市民協働担当	475-8666	半田市東洋町2丁目1番地	0569-84-0609	0569-84-0672
春日井市	市民生活部男女共同参画課男女共同参画担当	486-0844	春日井市鳥居松町2丁目247番地	0568-85-4401	0568-85-7890
豊川市	市民部人権交通防犯課人権推進係	442-8601	豊川市諏訪1丁目1番地	0533-89-2149	0533-89-2125 (代表)
津島市	市民生活部人権推進課人権同和・男女参画グループ	496-8686	津島市立込町2丁目21番地	0567-55-9364 (直通)	0567-24-1791 (総務課)
碧南市	市民協働部地域協働課地域協働係	447-8601	碧南市松本町28番地	0566-41-3311	0566-41-5412
刈谷市	市民活動部市民協働課地域支援係	448-8501	刈谷市東陽町1丁目1番地	0566-95-0002	0566-27-9652
豊田市	生涯活躍部市民活躍支援課とよた男女共同参画センター	471-0034	豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター2階	0565-31-7780	0565-31-3270
安城市	市民生活部市民協働課市民協働係	446-8501	安城市桜町18番23号	0566-71-2218	0566-72-3741
西尾市	地域振興部地域支援協働課市民協働担当	445-8501	西尾市寄住町下田22番地	0563-65-2178 (直通)	0563-57-1314
蒲郡市	企画部協働まちづくり課	443-8601	蒲郡市旭町17番1号	0533-66-1179	0533-66-1184
犬山市	市民部地域安全課地域担当	484-8501	犬山市大字犬山字東畑36番地	0568-44-0347	0568-44-0367
常滑市	総務部安全協働課市民協働チーム	479-8610	常滑市新開町4丁目1番地	0569-47-6108 (直通)	0569-35-7879
江南市	企画部市民サービス課消費・相談・男女共同グループ	483-8701	江南市赤童子町大堀90番地	0587-54-1111	0587-53-0132
小牧市	教育委員会まなび創造館事業係	485-0041	小牧市小牧三丁目555番地	0568-71-9848	0568-71-9840
稲沢市	市長公室地域協働課コミュニティグループ	492-8269	稲沢市稲府町1番地	0587-32-1146 (直通)	0587-23-1489
新城市	企画部まちづくり推進課市民協働係	441-1392	新城市字東入船6番地1	0536-23-7692	0536-23-2002
東海市	市民福祉部女性・子ども課女性活躍支援担当	476-8601	東海市中央町1丁目1番地	052-603-2211 0562-33-1111	052-604-9290
大府市	市民協働部青少年女性課	474-8701	大府市中央町五丁目70番地	0562-45-6219 (直通)	0562-47-7320
知多市	子ども未来部若者女性支援室	478-8601	知多市緑町1番地	0562-36-2657 (直通)	0562-33-8844
知立市	企画部協働推進課協働人権係	472-8666	知立市広見三丁目1番地	0566-95-0144	0566-83-1141
尾張旭市	市民生活部市民活動課男女共同参画係	488-8666	尾張旭市東大道町原田2600-1	0561-76-8125	0561-52-0831
高浜市	子ども未来部文化スポーツグループ	444-1334	高浜市春日町五丁目165番地	0566-52-1111	0566-52-7918
岩倉市	総務部協働推進課市民協働グループ	482-8686	岩倉市栄町一丁目66番地	0587-66-1111	0587-66-6100

市町村名	担当課室(係)名	所在地		電話番号	FAX番号
豊明市	市民生活部市民協働課協働推進係	470-1195	豊明市新田町子持松1番地1	0562-92-8306	0562-92-1141
日進市	市民生活部市民協働課共生共同係	470-0192	日進市蟹甲町池下268番地	0561-73-3194	0561-72-4603
田原市	企画部企画課協働係	441-3492	田原市田原町南番場30番地1	0531-23-3507	0531-23-0669
愛西市	市民協働部市民協働課	496-8555	愛西市稲葉町米野308番地	0567-55-7113 (直通)	0567-26-5515
清須市	教育部生涯学習課生涯学習係	452-8569	清須市須ヶ口1238番地	052-400-2911	052-400-2963
北名古屋	総務部市民活動推進課	481-8531	北名古屋西之保清水田15番地	0568-22-1111	0568-25-0611
弥富市	総務部秘書企画課地域振興グループ	498-8501	弥富市前ヶ須町南本田335番地	0567-65-1111	0567-52-3276
みよし市	市民協働部協働推進課	470-0295	みよし市三好町小坂50番地	0561-32-8025	0561-76-5702
あま市	企画財政部人権推進課人権係	490-1292	あま市木田戌亥18番地1	052-444-0398	052-441-8330
長久手市	くらし文化部たつせがある課交流推進係	480-1196	長久手市岩作城の内60番地1	0561-56-0641	0561-63-2100
東郷町	生活部くらし協働課協働推進係	470-0198	愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地	0561-38-3111	0561-38-7933
豊山町	総務部総務課企画財政・情報係	480-0292	西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地	0568-28-0913	0568-29-1177
大口町	地域協働部地域振興課地域活動支援グループ	480-0144	丹羽郡大口町下小口七丁目155番地	0587-95-1691	0587-95-5721
扶桑町	総務部政策調整課政策調整グループ	480-0102	丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地	0587-93-1111	0587-93-2608
大治町	教育委員会社会教育課公民館係	490-1141	海部郡大治町大字馬島字大門西10番地	052-443-2671	052-443-4950
蟹江町	政策推進室政策推進課企画係	497-8601	海部郡蟹江町学戸三丁目1番地	0567-95-1111	0567-95-9188
飛島村	総務部企画課企画調整係	490-1436	海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地	0567-97-3462	0567-52-0089
阿久比町	教育委員会社会教育課社会教育係	470-2292	知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地	0569-48-1111	0569-48-6229
東浦町	企画政策部協働推進課協働推進係	470-2192	知多郡東浦町大字緒川字政所20番地	0562-83-3111	0562-83-9756
南知多町	企画部企画課企画政策係	470-3495	知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地	0569-65-0711	0569-65-1235
美浜町	企画部企画政策課地域協働係	470-2492	知多郡美浜町大字河和字北田面106番地	0569-82-1111	0569-82-4153
武豊町	総務部総務課庶務担当	470-2392	知多郡武豊町字長尾山2番地	0569-72-1111	0569-72-1115
幸田町	企画部企画政策課政策情報グループ	444-0192	額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1	0564-62-1111	0564-63-5139
設楽町	企画ダム対策課	441-2301	北設楽郡設楽町田口字辻前14番地	0536-62-0514	0536-62-1675
東栄町	振興課企画政策係	449-0292	北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地	0536-76-0502	0536-79-3554
豊根村	地域振興課	449-0403	北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2番地	0536-85-1312	0536-85-1164



平成30年度版 あいちの男女共同参画（平成29年度年次報告書）  
平成30年10月発行

愛知県県民文化部男女共同参画推進課  
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
電話 052-954-6179（ダイヤルイン）

※本報告書の内容は、インターネットでもご覧いただけます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/danjo/>

（表紙の「認め合う 個性が輝く 参画社会」は、愛知県男女共同参画標語です。）